

I、J、K、  
H、2、H、1  
四、五、九の  
五九の

平織のもの	同	120.00	125.00	同	125.00
紋織のもの	同	120.00	125.00	同	125.00
第五 薄織物、モスリン、グルナデイン、 デオイル及類似品、紗及篩布	同	160.00	90.00	同	90.00
紋織又は捺染ものに對する附加稅	同	30.00	15.00	同	15.00
第六 リボン	同	110.00	110.00	同	110.00
天鵞絨又はブラッシュ製のもの(シエニ ール織の帯を含む)	同	120.00	70.00	同	70.00
其他	同	110.00	110.00	同	110.00
第七 レース、紋ツル織、透しレース及類 似品(豆型ツル織、肩掛等を含む)	同	120.00	100.00	同	100.00
機械製のもの	同	120.00	120.00	同	120.00
手製のもの	同	300.00	120.00	同	120.00
第八 メリヤス	同	120.00	100.00	同	100.00
第九 密織物、フリーラル及前諸項に掲げ ざる他の一切の布帛	同	120.00	120.00	同	120.00
精練せざるもの	同	80.00	80.00	同	80.00
精練又は漂白したるもの	同	90.00	90.00	同	90.00
染色したるもの	同	90.00	90.00	同	90.00
紋織又は捺染ものに對する附加稅	同	30.00	15.00	同	15.00
絹、紡績絹又は人造絹の布帛にして他の紡 織原料(羊毛、毛、綿等)と交織し金屬を	同	300.00	120.00	同	120.00

交へず右他の原料が重量に於て主たるもの	同	110.00	60.00	同	60.00
第一 縮緬	同	110.00	60.00	同	60.00
紋織又は捺染ものに對する附加稅	同	30.00	15.00	同	15.00
第二 ツル織の模様なきもの	同	110.00	110.00	同	110.00
第三 絲組物類	同	110.00	110.00	同	110.00
第四 リボン以外の天鵞絨及ブラッシュ (調度用のものを含む)	同	110.00	110.00	同	110.00
平織のもの	同	110.00	100.00	同	100.00
紋織のもの	同	120.00	110.00	同	110.00
第五 薄織物、モスリン、グルナデイン、 デオイル及類似品、紗及篩布	同	150.00	75.00	同	75.00
紋織又は捺染ものに對する附加稅	同	30.00	15.00	同	15.00
第六 リボン	同	110.00	110.00	同	110.00
天鵞絨又はブラッシュ製のもの(シエニ ール織の帯を含む)	同	110.00	100.00	同	100.00
其他	同	110.00	100.00	同	100.00
第七 レース、紋ツル織、透しレース等	同	110.00	100.00	同	100.00
機械製のもの	同	110.00	100.00	同	100.00
手製のもの	同	300.00	120.00	同	120.00
第八 メリヤス	同	110.00	100.00	同	100.00
第九 密織物、フリーラル等	同	110.00	100.00	同	100.00
精練せざるもの	同	50.00	50.00	同	50.00

純精製ツル織の模様なきものの稅率に依る  
 最低  
 機械製純綿レースの稅率に依る  
 右稅率の七割五分増  
 稅番四五九のP參照  
 (本項は協定稅率なし)  
 一般

D四五九のE	精練、漂白又は染色したるもの 紋織又は捺染ものに對する附加稅	同	每 疋	五 〇〇	三 〇〇	同	一 般	五 〇〇
	絹、紡績絹(シアップ)、屑絹又は人造絹の 純なる)、相互交織の又は他の紡績原料との 交織の布帛にして金屬を交へたるもの 絹又は紡績絹が重量に於て主たるもの 附加稅	同	同	三 〇〇	一 五〇	同	同	三 〇〇
四五九のPの内	貴金屬絲	同	同	九 〇〇	九 〇〇	同	最 低	九 〇〇
	模造貴金屬絲	同	同	三 〇〇	三 〇〇	同	同	三 〇〇
	人造絹が重量に於て主たるもの 附加稅	同	同	三 〇〇	三 〇〇	同	同	三 〇〇
	貴金屬絲	同	同	九 〇〇	九 〇〇	同	同	九 〇〇
	模造貴金屬絲	同	同	三 〇〇	三 〇〇	同	同	三 〇〇
四五九のPの内	絹又は紡績絹の純なる、相互交織の又は人 造絹若は之に類する原料以外の紡績原料を 加へ絹若は紡績絹が總重量の二割五分を超 ゆるメリヤス	同	同	三 〇〇	三 〇〇	同	同	三 〇〇
	第一 手袋	同	同	三 〇〇	三 〇〇	同	同	三 〇〇
	裝飾なきもの 裝飾あるもの	同	同	三 〇〇	三 〇〇	同	同	三 〇〇
	第二 靴下	同	同	三 〇〇	三 〇〇	同	同	三 〇〇
	裝飾なきもの 裝飾あるもの	同	同	三 〇〇	三 〇〇	同	同	三 〇〇
	第四 其の他の物品	同	同	三 〇〇	三 〇〇	同	同	三 〇〇
	裝飾なきもの 裝飾あるもの	同	同	三 〇〇	三 〇〇	同	同	三 〇〇
	人造絹又は之に類する原料のメリヤス	同	同	三 〇〇	三 〇〇	同	同	三 〇〇
	衣類又は其の他仕立上たるもの	同	同	三 〇〇	三 〇〇	同	同	三 〇〇

四六〇の二及 四六〇の三	織物又は刺繡の衣類ランヂユリー及衣類附 屬品にして全部又は一部を仕上げたるもの	同	同	三 〇〇	三 〇〇	同	一 般	三 〇〇
	四六〇の四	大麻、麻、綿又は其の他の織物の袋(ジユ ートを除く) 空袋にて輸入のもの 中味入にて輸入のもの	同	同	三 〇〇	三 〇〇	一 般	三 〇〇
四六〇	衣類又は其の他仕立上たるもの	同	同	三 〇〇	三 〇〇	同	一 般	三 〇〇
	人造絹又は之に類する原料のメリヤス	同	同	三 〇〇	三 〇〇	同	一 般	三 〇〇
四六〇の二及 四六〇の三	織物又は刺繡の衣類ランヂユリー及衣類附 屬品にして全部又は一部を仕上げたるもの	同	同	三 〇〇	三 〇〇	同	一 般	三 〇〇
	四六〇の四	大麻、麻、綿又は其の他の織物の袋(ジユ ートを除く) 空袋にて輸入のもの 中味入にて輸入のもの	同	同	三 〇〇	三 〇〇	一 般	三 〇〇

第二十六類 紙及紙製品

稅番	品名	單位	稅率		日本國產に適用せらるる稅率	輕稅減率	上欄に依る稅率
			一般稅率	最低稅率			
四六二の内	葉狀、板狀、卷狀の板紙の内天然色のパルプ又は新しきパルプを基としたる粗なるもの (布帛を壓する爲の光澤板紙所謂プレス・パンを含む)	每百疋 B	三三〇〇	五六〇〇	一	一般	三三〇〇

第二十七類 加工したる皮革及毛皮

稅番	品名	單位	稅率		日本國產に適用せらるる稅率	輕稅減率	上欄に依る稅率
			一般稅率	最低稅率			
四九〇B	靴 皮にて被ひたる木又は厚紙製のもの 全部皮製のもの	每疋 N	八〇〇	四〇〇	一	一般	八〇〇
四九二の中	皮革製衣類 手靴、手提袋、寫眞器入、銃入れ、樂器入等	從價	八〇%	三〇%	同	同	八〇%

第二十八類 金屬製品、金銀細工、裝身具、貨幣

稅番	品名	單位	稅率		日本國產に適用せらるる稅率	輕稅減率	上欄に依る稅率
			一般稅率	最低稅率			
五〇四	眼醒時計、掛時計等の一箇の重量左の如きもの 五〇一瓦以上 二五一瓦乃至五〇〇瓦 二五〇瓦以下	每疋 N 同 每個に付	六〇〇 八〇〇 三六〇〇	二四〇〇 二二〇〇 九〇〇	五割引 同 同	同	四八〇〇 四二〇〇 一八〇〇
五六二の内	洋傘の骨及柄(鐵又鋼製品) 鋼製の、直なる、溝を入れたる骨(單に長さを切りたるものにして、骨組を製造するに用ひらるるもの) 柄又は把手のなき骨組(飾なきもの)上記骨組の部分品 丸線のもの 四八センチメートル以上 四八センチメートル以下 錫鍍したるもの 溝を入れたる線のもの 四八センチメートル以上 四八センチメートル以下 錫鍍したるもの	每百疋 B 同 同 同 同 同 同	四〇〇〇 同 同 同 同 同 同	一〇〇〇 同 同 同 同 同 同	一割引	同	三三〇〇 同 同 同 同 同 同

ニツケル及銅鍍	每百疋	價	三六〇〇	七九〇〇	一割引	三八〇〇
金及銀鍍	從	價	八〇%	二〇%	一	八〇%
柄、把手、發條、滑り金、環尖等及他の附屬品	每百疋	N	一五八〇〇	三九〇〇	一割引	一四三〇〇
生地及漆着したるもの	同	N	一八六〇〇	四七〇〇	同	一七〇六〇
錫鍍したるもの	同	N	三六〇〇〇	七九〇〇	同	三八四〇〇
鋼及ニツケル鍍したるもの	從	價	八〇%	二〇%	同	八〇%
金及銀鍍したるもの	每疋	N	三六〇	九〇〇	同	三六〇
七寶鏡	每百疋	B	三七六〇	九六〇	二割五分引	二九七〇
五七三の内	同	N	一〇一六〇	二〇六〇	同	三〇七八
五七八及	同	N	五〇〇〇	一四〇〇	同	四三〇〇
五七八の内	每百疋	N	六〇〇〇	一五〇〇	三割三分引	四一五〇

斑瑯を施し模様を附し金なきもの、斑瑯を施し大理石模様にし金なきもの、一色又は二色の印刷模様を附し金なきもの	同	同	六八〇〇	一七〇〇	同	四三六〇
斑瑯を施し模様を附し金あるもの、斑瑯を施し大理石模様にし金あるもの、二色を超ゆる又は金の印刷模様を附したるもの	同	同	九六〇〇	二四〇〇	二割五分引	七〇〇〇
純銅又は銅と亜鉛若は錫との合金との製品の内 洋燈工及鋳力工製造品	同	同	二四〇〇	二四〇〇	同	七〇〇〇
純銅製又は銅合金製の洋燈口金及瓦斯口金にしてアセチリン用以外のもの（葉鍍及葉鍍と合せたると否とを問はず）並に同部分品	同	同	二四〇〇	二四〇〇	同	七〇〇〇
石油ランプ	同	同	二四〇〇	二四〇〇	同	七〇〇〇
石油ランプ	同	同	二四〇〇	二四〇〇	同	七〇〇〇
その他のランプ	同	同	二四〇〇	二四〇〇	同	七〇〇〇
螺施釘及ボルト「コツコ」	同	同	二四〇〇	二四〇〇	同	七〇〇〇
自 木用釘	同	同	二四〇〇	二四〇〇	同	七〇〇〇
至 五ミリメートル以下	同	同	二四〇〇	二四〇〇	同	七〇〇〇

第三十一類 木 製 品

六〇二 木細工品	每百疋	B	二四〇〇	六〇〇〇	最低	六〇〇〇
白木の箱、木串及長さ一〇厘未満の道具の柄	同	N	二四〇〇	六〇〇〇	同	六〇〇〇
紡績及織布用の絲巻、管、プロシエット、ピオ、エプロー、カネット、ピユゼット	同	N	二四〇〇	六〇〇〇	同	六〇〇〇

税番	品名	單位	一般稅率	最低稅率	輕稅減率	日本國產品に適用せらるる稅率
六〇三の四B	長さ一〇厘を超えざるもの 長さ一〇厘を超ゆるもの 縫絲用の絲繰り小絲卷にして普通材製のもの(塗りを染めをも施さざるもの) 其の他の物品 塗りを施さざるもの 塗りたるもの ベニヤ板 茶、珈琲、謔謔の包裝に用ふる箱、此等の箱の羽目板 其の他の木製品	同 同 同 同 同 同 同 同 同 同	四八〇〇〇 三三〇〇〇 一四〇〇〇 七三〇〇 六〇〇〇 四六〇〇 四二五〇〇	二二〇〇 八〇〇〇 六〇〇〇 三六〇〇 二六〇〇 二六〇〇 二六〇〇	同 同 同 同 同 同 同	二二〇〇 八〇〇〇 六〇〇〇 三六〇〇 二六〇〇 二六〇〇 二六〇〇
六〇三の四C	其の他の木製品	同	二二〇〇	二六〇〇	三割五分引	二二〇〇
六〇九	花筵又は疊表(切地と組合せたるもの又は然らざるもの) 普通品 單蘭を以て造れるもの 燃蘭を以て造れるもの ジャカード織 單蘭を以て造れるもの 燃蘭を以て造れるもの	同 同 同 同 同 同 同	五〇〇〇 二〇〇〇 一六〇〇〇 一五二〇〇 一〇〇〇〇 一〇〇〇〇 一〇〇〇〇	二五〇〇 五〇〇〇 四〇〇〇 三八〇〇 二五〇〇 二〇〇〇 二〇〇〇	最低 同 同 同 同 同 同	二五〇〇 五〇〇〇 四〇〇〇 三八〇〇 二五〇〇 二〇〇〇 二〇〇〇
六一一	荷造用の粗大なる藥製袋	同	一六〇〇	四〇〇	同	一六〇〇

第三十三類 スバルト類製品及籠類

税番	品名	單位	一般稅率	最低稅率	輕稅減率	日本國產品に適用せらるる稅率
	粗なる植物製のもの 單に皮を剥きたるのみの柳製の粗大なる物品 木のリボン製のもの 柳、蘆又は其の他の纖維製の精巧のもの(他の纖維の絲と混じたると否とを問はず) 藤の髓製のもの(他の纖維の絲と混じたると否とを問はず)	同 同 同 同 同 同	五〇〇〇 二〇〇〇 一六〇〇〇 一〇〇〇〇 七〇〇〇	二五〇〇 五〇〇〇 四〇〇〇 二〇〇〇 三五〇〇	最低 同 同 同 同	二五〇〇 五〇〇〇 四〇〇〇 二〇〇〇 三五〇〇

第三十四類 諸種材料の製品

税番	品名	單位	一般稅率	最低稅率	輕稅減率	日本國產品に適用せらるる稅率
六一四の二	(一) 自轉車、三輪車及自動自轉車(此の種の小兒用乗物を含む) 自動自轉車 其の他の器具 (二) 自轉車類の附屬品及部分品 鋼製の輪金及棒	同 每百疋 同	二二〇〇〇 二二〇〇〇〇 二二〇〇〇〇	八〇〇〇〇 九〇〇〇〇	同 二割五分引	二二〇〇〇 二二〇〇〇〇

直なる棒(端を折返へし接合したるものを含む)	每百疋	500.00	二割五分引	375.00
その他	每百疋	1000.00	同	750.00
護謨を附せざるもの	同	1500.00	同	1125.00
護謨附のもの	同	2500.00	同	1875.00
燈及其の部分品	同	4000.00	同	3125.00
モーター及部分品	同	4000.00	同	3125.00
サドル及鞍袋	同	6000.00	同	4500.00
附屬具附ベル	同	7500.00	同	5625.00
連節チエーン(一定長に切りたる否とを問はず又ボルト附又は其の他の附屬品を具へたる否とを問はず)	同	10000.00	同	7500.00
其の他の物品	同	10000.00	同	7500.00
普通金屬製の粗なる又は単に荒削りをなしたるのみのもの	同	10000.00	同	7500.00
其他	同	10000.00	同	7500.00
六二〇の内 護謨、グッタペルカ、バラタ及類似物(合成護謨を含む)の製品にして別に掲げざるもの内	同	10000.00	同	7500.00
H 及Jの内自轉車類及人力車用タイヤー及チエーブ	同	10000.00	同	7500.00

I 車輪用のプロッタ及充實せる帯にして粗なる、加工したる又は仕上したるもの	同	8000.00	一割五分引	6000.00
N 履物	同	10000.00	同	7500.00
護謨引布製にしてフェルト、羊毛又は布を附したるもの	每疋	2000.00	同	1700.00
護謨底の草履	每疋	1000.00	最低	750.00
護謨底の足袋	同	1000.00	同	750.00
全部護謨底の他の履物	同	1000.00	一割五分引	750.00
L, M, O, P, Q, R 護謨又はグッタペルカの純なる又は混じたる柔軟なるもの(布又は他の材料と組合せたる否とを問はず)の其の他の製品	同	1000.00	同	750.00
六三四の三 製圖用器具	每疋	1600.00	一割引	1440.00
計算器	同	1300.00	同	1170.00
精密器	同	1300.00	同	1170.00
六三六 振出鉛筆及普通萬年筆及其の部分品	同	800.00	同	720.00
六三七 眼鏡	同	520.00	同	468.00
六四一の二 前掲せられたるもの(象牙、琥珀等)以外の材料を以て製したる小間物品	同	100.00	同	90.00
支那及日本風漆箱	同	100.00	同	90.00
木線を示す繪畫なき一様塗りのもの	每百疋	2000.00	同	1800.00

六四四	漆塗りにて木線を塗りつぶしたるもの	每百疋	N	六〇〇〇	三〇〇〇	一	六〇〇〇	
	漆塗りにて木線を塗りつぶし且象眼又は彫刻の裝飾あるもの	同		一、一〇〇〇	六〇〇〇	同	一、一〇〇〇	
	普通品	每百疋	B	三〇〇〇	五〇〇〇	同	三〇〇〇	
六四六	上等刷子の内	每疋	N	四〇〇〇	三〇〇〇	五割引	三〇〇〇	
	齒刷子	從價		八〇%	二〇%	一	八〇%	
	其他	具及其の部分品						
六四八	一、蒸氣、電氣又は撥條に依り機械的に動く仕掛を有せざるものにして左記の如きもの	自Aセルロイド、ゴム及木製のものを除く						
	人形及動物	普通品	每疋	N	四〇〇〇	一〇〇〇	四割引	二、四〇〇
	至J其他	特種品	同	同	八〇〇〇	三〇〇〇	同	五、八〇〇
六四六の内	蒸氣、電氣、撥條の機械仕掛を有する玩具	寫真器	同	同	四〇〇〇	三〇〇〇	同	二、八〇〇
	兵器類	上等自動品	同	同	六〇〇〇	一五〇〇	同	五、八〇〇
	木製化學マツチ及マツチ用軸木	同	同	同	三〇〇〇	一〇〇〇	同	三、六〇〇

六五二	マツチ	同	同	一〇、一〇〇	五、二〇〇	同	一〇、一〇〇
	其他の化學マツチ	同	同	一七〇〇	八、五〇〇	同	一七〇〇
	洋傘	每箇		二〇〇〇	五〇〇	同	二〇〇〇
六五二の内	綿布、羊毛、アルパカ、紡績絹又は人造絹にて張りたるもの	同	同	四〇〇〇	一〇〇〇	同	四〇〇〇
	人絹、紡績絹又は人絹の純なるもの又は此等の交織物を以て張りたるもの	同	同	六〇〇〇	一五〇〇	同	六〇〇〇
	刺繡レース等にて裝飾せるもの	同	同	一六〇〇	四〇〇〇	同	一六〇〇
六五二の内	其他の布張りのもの	同	同	同	同	同	同
	洋傘と杖とを兼ねるもの	同	同	同	同	同	同
	好奇の洋傘	同	同	同	同	同	同

印度支那輸出稅率 (一九二六年三月二十四日附大統領令 一九二六年三月三十一日附總督令)

第一條 諸外國仕向印度支那輸出品に對する關稅稅率は本大統領令附屬定率表の規定に依る

第二條 佛蘭西又は佛領植民地仕向印度支那輸出品は總て輸出稅を免除す

但し適法の輸送に依らざる輸出品は之を佛蘭西又は佛領植民地仕向輸出品と認めず第一條所定の稅率を課す

第三條 本大統領令附屬定率表所掲の諸規定は關稅局に徵稅を委託せられたる地方稅とは無關係の規定とす

第四條 一八九八年十二月三十日附大統領令第五項に認められたる粳、玄米、白米、碎米及粉米の地租代輸出稅は之を廢止す

第五條 一八九八年十二月二十九日附大統領令(一九〇二年七月十一日附、一九〇三年六月三日附、一九〇四年五月十五日附、一九〇四年十二月二十五日附、一九〇八年十月十日附、一九〇九年二月十八日附、一九二〇年十月二十三日附、一九二三年三月二十二日附、一九二四年三月十四日附各大統領令に依る改正規定あり)並に一般に本大統領令に反する規定は之を廢止す

第六條 植民大臣、大藏大臣、商工通信大臣は各本令公布に關し其の責に任ず  
本令は佛蘭西共和國官報、印度支那官報、植民省報に掲載又は挿入す

一九二六年三月二十四日大統領令附屬輸出稅率表 (從量稅率單位 比弗)

(備考) Nとあるは正味重量、Bとあるは風袋込重量なり

第一章 生 獸 類

稅率表番號	品 目	單 位	稅 率
一	馬	每頭	四〇〇
二	牛	同	二二五
三	鹿	同	四〇〇
四	豚	同	四〇〇
五	仔豚 (五疋以下)	同	〇・五〇
六	家禽	每百疋	〇・二〇
七	象	每頭	一五〇〇
八	其他	同	〇・七五

第二章 動物生産物

稅率表番號	品 目	單 位	稅 率
九	死せる家禽	每百疋	三・五〇
一〇	生絲 加工せるもの或は繰りたるもの 屑絲塊 梳られたるもの	同	四〇〇
一一	燕巢	同	六〇〇
一二	其他	同	二〇〇

第三章 水 産 物

稅率表番號	品 目	單 位	稅 率
一三	鮮魚	每百疋	〇・五〇
一四	乾、鹽、燻製魚	同	〇・七五
一五	鱈	同	一・五〇
一六	魚肉ペースト及鹽漬物	同	〇・五〇
一七	乾蝦	同	〇・七五
一八	蝦のペースト	同	〇・七五
一九	海鹿	同	〇・七五



二〇 魚 脂  
二二 其の他の水産物

每百疋 B  
|  
免 稅  
〇・五〇 稅

第四章 藥料或は香料用動物

税率表番號	品	目	單位	稅率
二三	全部		單位	免稅

第五章 硬質材料品

税率表番號	品	目	單位	稅率
二三	貝殼	眞珠母 鮑其の他 工業に使用されるもの	從價	四%
二四	其他		每百疋 B	免稅

第六章 澱粉質食料

税率表番號	品	目	單位	稅率
二五	玉蜀黍		從價	八%
			每百疋 B	〇・〇六

(稻穂、粳及粳三三%以上を含有する玄米)

税率表番號	品	目	單位	稅率
二六	白米	粳三三%迄を含有する玄米	同	六・四〇%
	碎米		同	四・五〇%
	粉米		同	三・七五%
二七	其他		同	三・二〇%

【註】 課税の基準たる價格は毎月西貢市場に於ける各種類の前三箇月間の相場に依り決定す、尙本輸出税は佛國向のものにも適用せらる(後段に付ては南支那及南洋情報昭和八年十月十五日號に據る)

第七章 果物及果實

税率表番號	品	目	單位	稅率
二八	全部		單位	免稅

第八章 植民地產の消費物產

税率表番號	品	目	單位	稅率
二九	砂糖	精製	每百疋 B	一・〇〇%
三〇	甘蔗	其他	同	〇・三五%
三一	糖蜜		同	〇・二〇%

稅率表番號	品	單位	稅率
三二	胡椒	每百斤	一〇〇
三三	白荳蔻及沙仁	同	二五〇
三四	桂皮	同	二五〇
三五	其他	同	六〇〇

第九章 植物質油及液汁

稅率表番號	品	單位	稅率
三六	茴香油	每百斤	二五〇
三七	ゴム・ラック	同	一〇〇
三八	漆	同	五〇〇
三九	阿片	每百斤	禁
四〇	其他	同	免

第十章 藥劑

稅率表番號	品	單位	稅率
四一	大茴油	每百斤	五〇〇
四二	其他	同	免

第十一章 木材

稅率表番號	品	單位	稅率
四三	木炭	每百斤	〇・二〇
四四	其他	同	免

第十二章 纖維、莖、幹等の細工原料

稅率表番號	品	單位	稅率
四五	綿花(粗)	每百斤	〇・五〇
四六	蘭及葦(同)	同	〇・五〇
四七	籐(同)	同	一〇〇
四八	其他	同	免

第十三章 染料及單寧

稅率表番號	品	單位	稅率
四九	キユナオ	每百斤	〇・四〇
五〇	其他	同	免

第十四章 雜 產 物

稅率表番號	品 目	單 位	稅 率
五一	全 部	每百疋 B	免 稅

第十五章 飲 料

稅率表番號	品 目	單 位	稅 率
五二	全 部	—	免 稅

第十六章 大理石、石、土壤、燃料礦物等

稅率表番號	品 目	單 位	稅 率
五三	石灰土	每千疋 B	〇・一〇 稅
五四	石炭 石炭 コークス 煉炭	—	免 稅
五五	其の他	—	同 同 同 免 稅

第十七章—第三十二章

稅率表番號	品 目	單 位	稅 率
五六—七一	全 部	—	免 稅

第三十三章 スバルト細工物、篋籠類

稅率表番號	品 目	單 位	稅 率
七二	支那席 (東京席) 單織(蘭) 綾織(同) 模樣織	每百疋 B	〇・五〇
七三	絲 簾	同	一・〇〇
七四	髓 簾	同	一・四〇
七五	其の他	同	二・〇〇
			三・五〇

第三十四章 各種の細工品

稅率表番號	品 目	單 位	稅 率
七六	十九世紀以前の像、彫刻、繪畫其の他の美術品及植民地政府が	—	免 稅

歴史上の美術品として保存し居るもの及一九二四年十二月二十三日の大統領令、一九二五年四月三十日、同七月十一日の總督令に該當するもの

七七 骸骨を含む化石及有史以前の人類使用具

七八 其の他

禁 同 免

制 稅

二、爲替差額補償附加稅

佛國に於ては金の輸出を禁止し貨幣價值の下落せる國よりの輸入は當該國が其の輸入に直接獎勵金を與ふるに等しき認め之を減殺する爲關稅法中の報復關稅の規定に基き爲替差額補償附加稅を附加することとする原則は一九三一年八月一日附大統領令を以て制定せられたるが十一月十四日に至り左の要旨の大統領令公布せられたり

爲替差額補償附加稅に關する大統領令要旨

第一條 貨幣價值の下落は當該國が其の輸入に直接獎勵金を與ふるに等しき認め之を減殺する爲此等諸國産品及此等諸國より輸入せらるる商品にして原産地を證明し得ざる物品に左の從價附加稅を課す

濠洲、丁抹、英國、墨西哥、及瑞典	一割五分
亞爾然丁及ヴルグアイ	一割
諾威	八分
英領印度及其の屬邦	七分

第二條 左の商品には附加稅を免除す

(イ) 最低稅率に於て無稅なる商品

(ロ) 世界的市場を有し又は一國の貨幣の變動に依り其の市價の變更せざる商品(省令を以て稅番五三鱈及鯖の卵、六八の内小麥、獨逸麥、メティユの粒のもの、八八採油用の種子及果實及一〇八茶を指定せり)

第三條 以下本令公布前出荷せる貨物に對する過渡規定及アルジェリに適用する旨の手續規定等を設く

印度支那に於ても翌一九三二年一月四日附總督令を以て右佛本國大統領令を其の儘公布實施したるが同年二月十七日附總督令にて其の適用國並に適用率の變更あり尙同時に前年十二月三十一日附佛本國省令並に其の追加に依る附加稅免除品目を當領にも實施の旨發布ありたり其の要領左の如し(本項は「貿易週報」昭和七年六月九日號所載在西貢商工省易通信員報告に依る)

- 一、適用國の追加及稅率の一部引上
- 加奈陀(註)、埃及、芬蘭及愛蘭の四國を新に適用國に加へ從來の九國と合せ十三國に對し附加稅を一割五分に定めたり

〔註〕 昭和七年八月發表外務省通商局「日本國印度支那間の貿易規程を暫定的に定むる爲の日本國佛蘭西國間通商協定に關する説明及注意事項」に依れば加奈陀に對する附加稅は一割一分とあり

二、附加稅免除品 既定のもの外左の品目を追加したり

印度支那 稅番	品	名
七二の内	玉蜀黍(粒のもの)	
九六	珈琲	
一一〇—Aの内	食料油脂製造用棉實固定油	
一二二の内	鉛—粗塊、大小錠、棒、鋳	

佛領印度支那の關稅

一一四	クローム酸鹽、重クローム酸加里
一一三	丹、藥
一四九	硫酸ニッケル
一八〇—J	石炭タール脂
四七六—Aの内	着色、染色を経ざる繻したるのみの皮革中牝山羊及 <i>Moris des Indes</i> の皮
二〇〇の内	貴金屬—粗塊、錠、棒、粉
四九五ノ二の内	金屬貨幣
其の他種々番號のものの内	

- (イ)一八三〇年以前製作の骨蒸品、考古品、古書籍、家具、家具に用せらるるもの
- (ロ)二十年以前に物故せる藝術家製作の版畫、木版、彫刻、構圖、パステル畫、水彩畫、油畫
- (ハ)蒐集品
- (ニ)最低稅率にて課稅せらるる骨蒸品又は美術品

(備考) 附加稅の課稅價格は沖着價格にして從價輸入關稅課稅の場合と同様なり

印度支那に於ける或る方面に於ては本邦に於ても金の輸出を禁止し居るを以て本邦商品に對しても附加稅を課すべしとの説ありたるが昭和七年(一九三二年)五月十三日調印の對印度支那通商協定に附屬する交換公文に依り原則としては本邦品に對しては附加稅を課せず右協定に依り最低稅率又は輕減率を享有するこゝこなりたる品目中左記九品目に限り前記原則の例外として爲替差額補償附加稅從價十五%を課するこゝこ決定し昭和七年(一九三二年)八月二十六日より施行を見たり、而して佛國側に於ては協定調印當時に比較し圓價が一層下落をなせる場合には他の品目に對しても附加稅を課し又其の率を増加し得るこゝこを留保したるが之に基き印度支那に於ては一九三三年十月二十三日附總督令を以て左記品目中絹布帛の附加稅を從價二十五%に引上げ十月二十八日の官報を以て發表せり

印度支那稅番

品

名

八五	乾性の又は潰して乾したる果實
三三一の内	甲表に掲げらるる化粧品(署名議定書の規定を留保す)
三四七A及Bの内	極東常用型以外の磁器
三四七の四	食卓用(申略)の磁器にしてニッケル鍍したる普通金屬部分を有するもの(後略)
四五九の内	甲表に掲げらるる絹布帛
四六一の内	甲表に掲げらるる紙
五八九	煙火(爆竹を含む)
五九〇及五九〇の二	甲表に掲げらるる曲木製家具
六二〇の内	甲表に掲げらるるタイヤー及チューブ

印度支那向本邦輸出品が協定稅率の利益を享くる爲には總て原產地證明書の添附を要するは勿論なるが協定稅率の適用を受けざる本邦品に對しては協定稅率の利益を享受せざるものも之を必要とす、從て交換公文に明記せられ居る附加稅賦課品以外の商品に對しては協定稅率の利益を享受せざるものも之を必要とす

參考の爲佛本國に於ける爲替補償附加稅に關する「歐洲諸國に於ける關稅制度」(昭和九年四月外務省調査部發行)中の記載を左に附記すべし

佛國政府は爲替下落國より來る商品に對し右は間接の輸出獎勵金を受くるものなりこの解釋の下に前記關稅法典〔註〕第十七條第四項に基き一九三一年八月一日大統領令を以て爲替補償附加稅を設定せり、右附加稅は其の稅率及適用國並に適用品目は大藏、豫算、商工大臣の命令を以て之を定むるこゝこなり居れるが現在日本及支那(以上從價二割五分)、葡萄牙(從價二割)、埃及、英領印度、之に準ずる國、パラグアイ、亞爾然丁、丁抹、墨西哥、新西蘭及南阿聯邦(以上從價一割五分)、加奈陀(從價一割一分)の諸國產品中特定品に對し右爲替補償附加稅を課

し居れり

〔註〕 關稅關係の諸法令を綜合統一したるものにして一九二六年十二月二十八日附大統領令として公布せらる

三、統計稅及埠頭稅

印度支那に於ける統計稅は一九一四年十二月十九日の總督令を以て設定せられ爾後一九三〇年六月二十七日の總督令に依る改正を含め七回の改正を経たるものにして一九三五年版印度那關稅率表末尾の記載に依り本稅賦課方の要旨を抄録すれば左の如し

本稅は佛本國、チユニス、佛國植民地並に屬領及外國より輸入し又は此等の諸國へ輸出する貨物に對して賦課するものにして其の稅率左の如し

種 類	單 位	稅 率	附 加 稅	計
一 樽、箱、袋又は其の他の包裝を施したるもの	包裝貨物每箇	〇・〇八〇 <sup>比弗</sup>	〇・〇一〇 <sup>比弗</sup>	〇・〇九〇 <sup>比弗</sup>
二 包裝を施さざるもの	每千疋又は每立方米	〇・〇八〇	〇・〇一五	〇・〇九五
三 生獸又は屠獸(馬類、牛類、羊類及豚類)	每 頭	〇・〇八〇	〇・〇一五	〇・〇九五
四 輸出石炭及石坑産品	每 千 疋	〇・〇八〇		〇・〇八〇
埠頭稅	前記各項に對し	〇・〇四〇		〇・〇四〇

統計稅は保稅倉庫入貨物に付ては庫入の時之を課し庫出の時は課稅せず、通過貨物に對しては一回の輸出入を一取引看做し〇・〇八比弗を課し右以上を課するこゝなく尙商取引を容易ならしむる爲之を半減し得るものもす、尙本稅

の免除の場合を二十七項に亘り規定せるが其の數例を示せば農業用動物、旅客・移民等の手荷物、小包郵便物等の如きものあり

四、國內一般稅

印度支那に於ける國內一般稅は一九二七年四月八日の總督令(同年四月二十二日大統領令)に依り設定し爾來數次の改正を経たるものにして輸入品及國內生産品に賦課するものもす佛本國に於て一九二〇年六月二十五日の法律を以て制定せる取引額稅及輸入取引額稅に類似し其の稅率は孰れも當初は大體從價二%なりしが、佛本國に於ては輸入取引稅に在りては原料品に付二%、半加工品に付四%、製造品に付六%に改め釐澤品、酒精飲料及特別品(自動車、化粧品等)の稅率は從來夫々十二%、六%、三%なりしを十六%、十%、七%に改正し印度支那に於ても物品の種類に依り二%、三%及五%を課するこゝに改正したり

印度支那に於ては本稅は輸入品に在りては稅關に於て輸入稅と同時に徴收し課稅價格は通例仕入書記載の價格を基礎とし之を法貨に換算したるものに關稅額等を加算したるものもす、今一九三五年版印度支那關稅率表の末尾に掲載しある本稅の要旨を摘録すれば左の如し

國內一般稅

從價國內一般稅は一九二七年四月八日の總督令(同年四月二十二日の大統領令)に依り制定せるものにして輸入及生産の場合に適用す

一、輸 入

佛領印度支那の關稅

- 一、原產地又は仕出地の如何を問はず外部より輸入する總ての貨物の價格に對して課す
- 一、課稅價格は課稅の時の價格にして輸入稅、統計稅、附加稅を包含す
- 一、徵稅は消費に付する時稅關にて行ふ、課稅は印度支那ピアスターに依り計算す

稅率及課稅品

稅率	各表列舉品目項數	摘	用
二%	A 表 五	A 表、B 表又はC 表の何れにも包含せられざる物品に課す	
三%	A 表 五五	本表に包含せらるる物品に課す、列舉物品の一部を示せば下記のもの如し—羊、貯藏肉類、魚類罐詰、砂糖、チョコレート、麥酒、礦油類、黃麻布、綿布、紙板紙、機械、自轉車	
五%	B 表 三一	本表に包含せらるる物品に課す、列舉物品の一部を示せば下記のもの如し—製造煙草、リキユール、亞麻布、毛織物、絹布、樂器、自動自轉車、自動車	
免稅	C 表 五〇	本表に包含せらるるものは課稅を免除す、列舉物品の一部を示せば下記のもの如し—生活力を有する動物、蒸溜用果實、綿、屑綿、亞麻、大麻、竹、籐	

二、生 產

一九二七年七月十九日附總督令（一九二八年五月十八日、一九三二年十二月十七日及一九三四年一月三十一日附總督令にて改正）參照

五、通 過 稅

一八九二年十一月二十九日附大總統令に依れば印度支那に於ては同地を經由して外國に仕向けらるる通過貨物に對

して輸入稅の五分の四を輕減する旨規定せられ即ち通過稅として輸入稅の五分の一を課する次第なる處、右輸入稅は一九二一年三月二十八日以前の輸入稅を指稱するものにて此の舊關稅に於ても一般稅率と最低稅率の兩稅率ありて例へば往年に於ける本邦の如き無條約國の商品は右一般稅率を基準とする通過稅を課せられ通過貿易上少からざる不利益を蒙りたるが本邦品は一九三二年八月二十六日實施の通商協定に依り關稅協定品全部に付通過稅に關して最低稅率の利益を享有することに決定したるを以て即ち前記舊輸入關稅の最低稅率の五分の一を納付すれば足るこゝこなりたり而して此の通過稅は交通機關の關係上印度支那より雲南鐵道を經由するを便する中華民國雲南、廣西地方に本邦及其の他諸外國との貿易貨物に對して課せらるるものを主とし雲南、廣西地方への主要輸入品は綿絲、綿織物等、同地方よりの主要輸出品は錫塊、生皮等なり

第三項 輸出入の禁止制限

一、綿製品輸入割當制度

印度支那に於ける綿製品コンタンジヤンに關する大總統令は佛國に於て一九三二年八月十八日附官報を以て公布せられたるが、このコンタンジヤンは日本印度支那關稅協定交渉中の申合に依り一九二九年乃至一九三一年の三年間の印度支那に於ける諸外國（即ち佛本國及佛植民地を除きたる諸國）よりの輸入額平均を基礎として計算せられ各國別に割當量を決定せず諸外國を一括したる總括的コンタンジヤンにして右の如き計算に依る關係上印度支那關稅率表に記載ある品目にても三年間に諸外國より輸入の全くなりしものは除外せられあり而して印度支那側に於ては一九三二年八月二十七日附總督府官報を以て本件コンタンジヤンに關する總督令を公布したるが其の要旨左の如し、尙爾後に於ける割當量は一九三三年分を附記したるが一九三四年及三五年を通じ毎四半期の割當量は一九三三年の後半期の

各四半期分ミ同量ナリ

- 一、一九三二年七月一日より同年十二月三十一日迄に至る期間に諸外國より輸入し得る綿絲布の數量は別表甲欄の數量を以て限度ミズ
- 二、右の内一九三二年七月一日より九月三十日迄に至る期間の分は別表乙欄の通ミズ
- 三、右綿絲布の輸入をなし得る輸入港は海及西貢の二港に限る

稅番	品名	割當數量					
		一九三二年七月	一九三二年八月	一九三二年九月	一九三二年十月	一九三二年十一月	一九三二年十二月
三六八の内	純綿絲	七	七	七	七	七	七
	單絲	三〇五	一五二	一五二	一五三	一五二・五	一五二・五
三六九の内	精練せざるもの	四、四九〇	二、二四五	二、二四五	二、二四五	二、二四五	二、二四五
	漂白したるもの	一一	五	五	六	五・五	五・五
	染色又は斑染したるもの	三四	一七	一七	一七	一七	一七
	二緒又は三緒の撚絲にて小賣用に整へざるもの又は繭形若はオリイダ形に造りたる刺繡用のもの						
	精練せざるもの						
	四緒以上の撚絲にて小賣用に整へざるもの						
	單撚のもの						

稅番	品名	割當數量					
		一九三二年七月	一九三二年八月	一九三二年九月	一九三二年十月	一九三二年十一月	一九三二年十二月
四〇四	雙撚のもの	一、一〇五	五五二	五五二	五五三	五五二・五	五五二・五
四〇五	小賣用に整へたる撚絲		一〇〇	一〇〇	一〇〇	一〇〇	一〇〇
四〇六	單撚のもの	七〇	三五	三五	三五	三五	三五
四〇七	雙撚のもの	二一〇	一〇五	一〇五	一〇五	一〇五	一〇五
四〇八	平織、綾織及雲齋織	二八	一四	一四	一四	一四	一四
四〇九	精練せざるもの	二六	一三	一三	一三	一三	一三
四一〇	精練又は漂白したるもの	一〇	五	五	五	五	五
四一一	染色したるもの	二〇	一〇	一〇	一〇	一〇	一〇
四一二	撚染したるもの	二八	一四	一四	一四	一四	一四
四一三	漂白又は染色したる絲を以て織りたるもの	二八	一四	一四	一四	一四	一四
四一四	浮織又は紋織の純綿布帛	二六	一三	一三	一三	一三	一三
四一五	ブランケット	一〇	五	五	五	五	五
四一六	メリヤス	二五	一五	一五	一五	一五	一五
四一七	靴下	二五	一五	一五	一五	一五	一五
四一八	其の他のもの(衣類を含む)	一〇	五	五	五	五	五
四一九	絲組物類	三・四	一・七	一・七	一・七	一・七	一・七
四二〇	綿布帛に手又は機械に依り刺繡したるもの	一・一	五・五	五・五	五・五	五・五	五・五
四二一	右に掲げざる一切の綿絲及綿布帛	五〇	二五	二五	二五	二五	二五

二、鑛泉輸入割當制度



一九三三年十一月二十五日附總督令を以て獨逸及日本產鑛泉類の輸入制限實施せられたるが日本產の平野水、ウキルキンソン炭酸、布引炭酸等の天然鑛水は爾今一箇年の輸入總量壘詰のもの百三十ヘクトリットル以内ニ規定せられ輸入港は西貢及海防の二港に限られ當該地方官廳の證明ある原產地證明を附し更に產地並に如何なる變性加工も加へられざることを佛國領事官憲に依り證明せらるることを必要ならしめり

### 三、磷酸及加里肥料輸入許可制度

一九三四年十一月十七日附印度支那官報を以て外國產磷酸及加里肥料輸入取締に關する一九三四年四月二十八日附大統領令に右大統領令中に列記せる外國產貨物輸入に關する同年九月二十七日附植民、外務、土木、農務、商工、財務各省共通省令を印度支那に適用する十一月十二日附總督令公布即日實施せられたる處、此の結果外國產磷酸及加里肥料(稅審〇一四〇、〇一五六乃至〇一五九及〇三七九)の印度支那輸入は追て何等命令ある迄總督の發給せる個別的輸入許可書を提出するにあらざれば之をなし得ざることをなしたり

### 四、果實輸入取締令

印度支那に於ける果實輸入取締令は一九三三年三月八日の總督令を以て公布以來同年七月六日、九月二十二日及一九三四年四月五日の總督令に依る改正を經更に同年十二月二十六日の總督令を以て改正し一九三五年一月十九日附印度支那官報に公布即日施行せられたるが八箇條より成る本令の全文左の如し

### 果實輸入取締令

第一條 一九三四年四月五日附總督令の規定を廢止し次の規定を以て之に代ふ

第二條 下記第六條指定の果實にして「果實蠅」(Cecidus Capitata)流行非指定國の產なるときは之を印度支那に輸入することを得、此等の果實が印度支那に到着したるときは食料衛生警察の強制検査に付し検査證を交付す

此等果實原產國の植物衛生検査證を附帶するときは植物衛生検査に關する總ての手續料を免除す  
其の場合には一九三三年二月九日附總督令に附屬する一九三三年五月二十日附補遺規定に依り風袋共百疋に付一ピアストルの手續料を納付すべし

第三條 第六條指定の果實にして「左記」果實蠅流行指定地方の產なるときは之を印度支那に輸入することを嚴禁す

- 歐洲 佛蘭西、西班牙、伊太利、シシリー、希臘、マデイラ島、アソレス島、モルタ、土耳其
- 亞細亞 シリア、パレスタイン、サイプラス
- 阿弗利加 阿弗利加大陸、カナリー群島、ウエルデ岬嶼島
- 亞米利加 亞爾然丁、伯刺西爾、バーミユダ群島
- 太平洋 濠洲、ニュージールランド、ハワイ群島

第四條 第三條の規定に拘らず例外として第六條指定の果實にして佛蘭西、アルヂエリ、チュニス、南阿聯邦、濠洲等「果實蠅」流行指定國なるも現に輸出貨物に對し十分なる保證を與ふる衛生取締を實施しつつある國の原產なるときは之を輸入することを得、上記諸國產果實の印度支那輸入を許可せらるる爲には當該果實の正確なる明細を記し且輸入者の氏名を示したる原產國植物衛生證明書を附帶することを得

此等の果實が印度支那に到着したるときは食料衛生警察の強制検査證を交付す

右の條件の下に輸入を許可せられたる果實は一九三三年二月九日附總督令に附屬する一九三三年五月二十日附補遺

に定むる所に依り風袋共百疋に付一ピアストルの検査料を納付すべし

第五條 衛生状態疑はしきものミ判定したるミきは其の原産地如何を問はず且前條に従ふ輸入品ミ雖も返送すべく又衛生状態不良ミ認むるミきは一九三二年十月三日附總督令に依り燒棄すべし

第六條 植物衛生検査に附する果實は左の如し  
「果實蠅」流行指定地産の果實にして第四條に従はざるものは衛生状態疑はしきものミ看做し返送すべし

佛手柑	Citrus Indica	オレンジ及其の變種	Citrus Aurantium
金柑	Fortunella Japonica	杷	Eriobotrya Japonica
支那オレンジ	Citrus Japonica	枝	Letchi
唐蜜柑及其の變種	Citrus Sinensis	桃	Prunus Persica
朱棗	Citrus Decumana	梨	Punica Granatum
柿	Diospyros Decandra	林檎	Pyrus Malus
蜜柑及其の雜種	Citrus Nobilis		

(備考) 原條文には二十八種を列挙しあるも右十三種の外省略す

第七條 本令は印度支那全土に有效にして西貢及海防兩港に於て適用す

第八條 印度支那總督府書記官長、財務局長、關稅專賣局長、農事研究所長は各其の權限内に於て本令施行の責に任ず

### 五、輸出入禁制品

近着の印度支那關稅率表(第二項に於て關說せるもの)に掲載せる輸出入禁制は左の如し

### 輸入禁制品表

稅番	品目	輸入條件
一七四の二	アブサント酒及之に類するリキユール(製造、販賣及流通も亦禁止せらる)	絕對禁止
一七四	外國産精溜酒精及火酒(リキユールを除く)	禁止—ホテル、インダストリの爲に總督令を以て許可したる場合を除く
五二四の二のG	ラヂオ電氣機械及部分品	豫め許可を要す
五八一及以下(a)	武器及軍需品	法規参照—航空機は凡て武器と看做す
註(a)	空包拳銃にして外觀上自動拳銃をなせるもの輸入、販賣、所持は禁止せらる	絕對禁止
六四八の二	外國原産導管ピロン及部分品	絕對禁止
九六	發火油裝置自動拳銃	同
九一の二及一七〇	珈琲	植物病理學的制限を課す
五八五	甘蔗	同
五八六	軍用爆發藥雷管	絕對禁止
一二六の二	裝填せる軍用藥莢	一定條件の下に輸入を許可す
三二六	印度麻(カンナビス・インディカ)の花及葉—即ち極東、日本、支那、ニウ・カレドニヤ等原産	絕對禁止
四七	印度麻エツキス及同製品	歐人製藥所向は之を除く
一五八	正規の捺印を以て各罐に原産國名を明示せざる	絕對禁止
八六	外國産魚類、野菜、果實等の罐詰	絕對禁止

四七	一疋以上容器入外國製魚類罐詰	絶對禁止
四七三	偽造書籍	同
一四一	綿、實綿及綿屑	植物病理學的制限を課す
一七四の四	外國產自然鑛泉水	品質に關し(家庭消費用を含む)總督の許可を受けて輸入す、尙原產地證明を要す
一七四の四	外國產人造鑛泉水	大瓶、小瓶、サイフォン等入不變性のもの、「人造水」と標示せざるものは輸入許可せず
四六八	新聞及定期刊行物	總督令に依り規定す
四六八	製紙工場用以外外國古新聞	絶對禁止
五二五の六	貨幣鑄造用諸機械	條件付禁止
三一六	特掲なき外國原産調合藥劑にして藥局法に規定せられず、且藥品又は外部包装に明瞭なる文字及佛蘭西語を以て化學名稱及分子式以外の普通名稱並に製藥者住所氏名を記入せざるもの	絶對禁止
九二及九三	外國原産糖蜜及シロップ	絶對禁止—定率表稅番三一六f及g參照
三八	蜂蜜及之に類する名稱のもの	絶對禁止
四九五の二	銀貨及其他の金屬貨(金を除く)	同
一二三及三一六	赤十字標章を有するもの 自家用生阿片及調合阿片	稅番二五七ノ二摘要參照 絶對禁止

三三六	仕出地又は原産地を偽りて標示せる外國製品 意匠違反又は標示が偽なること明かなる藥劑及器具	絶對禁止
〇三四〇	サツカリン及之に類するもの—硫化アミド酸、硫化アミド酸エーテル鹽、即ちメチル及エチル	同
〇三四〇	麻酔劑 有毒劑 外國產乳首(純正護謨以外の製品) 檢温器又は獸醫用檢温器(稅番一〇五の二摘要參照)	法規參照
一七〇及一七〇の二	植物(芭蕉、珈琲、綿、護謨、茶)土壤及混合肥料	製造者名を装入せるものにあらざれば輸入許可せず
一七二の二及三	箱及樽に原産地を示すマークを有せざる外國產葡萄酒	植物病理學的制限を課す
		絶對禁止

輸出禁制表

稅番	品目	輸出條件
五八〇、五八五及五八六 六一五及六一六 三三八 〇三四九及〇三五〇 六五四 四九五の二	アンチオピウム(即ち阿片製品) 支那及南部諸省尙武器、武器部分品及軍需品 總噸數百噸及百噸以上の船舶 家畜類(馬、牛類) コカイン及コカイン鹽 化石—先史人類骸骨及器具を含む ブロンズ製數取札 雲南、廣東、廣西諸省尙火藥及爆發藥製造原料 ウラニウム鑛(佛國、佛領植民地及保護國仕向以外)	法規參照 絕對禁止 仕向地の如何に依ては絕對禁止 法規參照 阿片類に關する項參照
〇三五八	モルヒネ及モルヒネ鹽 佛領印度支那記念碑及美術品 阿片及阿片を含む製品即ちモルヒネ、コカイン及之等の鹽 各種サベク貨(安南外輸出)	絕對禁止 阿片類に關する項參照 法規參照
一一三及三一六 四九五の二	麻酔劑 有毒物類	輸出、再輸出、通過、積替等 絕對禁止 法規參照

第四項 保稅施設

印度支那海防港に於ける保稅施設の概要左の如し

關稅倉庫

商業會議所の所有に屬し個人に請負はせ居れり、入庫の場合は輸入手續と同様の手續を更に要す、輸入に必要な關係證書提示を以て許容せられず

倉庫の種類 左記の三種あり

一、歐洲方面より到着商品寄託倉庫(總て西方より新嘉坡又は盤谷等を経由し來れるもの或は爪哇方面よりの商品を含む)

二、香港方面よりの商品寄託倉庫(日本品、支那品をも含む)

三、雲南方面への通過商品寄託倉庫

倉敷料

月當り應を基準として計算す、但し庫出の際數量に應じて徵收す、徵收單位なる應は重量應又は容積應何れか有利なる方を採用す、倉敷料單位額は月應當り十五仙なり(正確ならず後日再調の筈)、陸揚商品は入港日共十日以内に引取りたる場合は倉敷料無料なり

倉庫證券

従前は發行したるも主として支那人の拔荷又は登記品と異なりたる物品を一部に加ふる等不正の事實及銀行の逼迫に依り現在は殆ど發行せず、之に依り本邦人は金融等に困り居る實情にあり

## 諸 制 限

陸揚料は總て汽船會社持なり

陸揚後十八日以内に手續をなさざる場合は更に豫備倉庫に入庫す、尙三箇月放置する場合は即刻競賣に付す  
検査を受け入庫したる場合にして手續を了せざるものに對しては六箇月の猶豫あり、即ち陸揚十八日後六箇月を以て強制競賣に付す

検査を受け手續をなしたるも荷受人にして税金の調達不可能又は高税に不服又は其の他の理由にて引取をなさざる場合は一箇年經過後競賣に付す

右競賣を行ひたる場合自己所有なる證明あらば競賣金額より輸入税及倉敷料、競賣手数料を控除し残額は支拂を受くることを得

(昭和十年八月十日接手せる印度支那へ出張中の外事課池田嘉苗氏通報に據る)

## 第五項 通 關 手 續

佛領印度支那は佛本國及佛植民地よりの輸入品には全然關稅を課せざるも諸外國よりの輸入品には原則として洩れなく關稅を課す

課稅方法が大部分從量稅なる爲稅關に提出さるる申告書には課稅品の重量を詳しく記載する必要あり而して從價稅品は沖著値段に對し課稅するが故に若し本邦船渡の値段なる場合には適宜運賃保險料を加算せしむ、先づ輸入手續の順序を述べんに著荷の場合船荷證券又は之なきときは船會社に保證狀を入れ船會社より Delivery Order を受取り船積證券の副書ある場合は其の副書に、なき場合は其の Delivery Order に一比弗の特殊印紙を貼付し申告書原產地證

明等と共に稅關に提出し検査官の貨物検査の後關稅を納付して稅關の持出許可を受け貨物を搬出するものなり

而して申告書には假申告書に本申告書の二様ありて若し商品の品質其の他内容重量等明細に知る能はざるときは假申告書を提出し検査官立會の上内容、重量等を精密に検査計量し之に依り本申告書を作り更に検査を受くるものなり  
勿論送狀面記載のものが精密明細にして検査を受くるの必要なときは最初より本申告書を提出するものなり

船荷證券の用語は英佛何れにても差支なし特別に形式上の要求なく普通船會社發行のものにて可なるべく荷受主氏名、住所の記載ある場合は勿論單に By Order にしよ

本邦との新關稅協定に依り上海又は香港にて佛船又は邦船に積換らるる本邦原產貨物にして Through Bill of Lading 付のものは積換地佛國領事の查證を必要とす此の場合は右船荷證券が正當なる事を積換地の本邦領事に依りて證明され其れに依り佛國領事查證するものなれば事實は積換地に於て日佛兩國領事の查證を要する譯なり

關稅上の特典を享くる爲の原產地證明書は佛國關稅規定(一九二一—二〇、二五大統領令により印度支那に適用)に依れば本來發送地に於ける當該官吏面前にて公然なされたる宣言、稅關に於ける輸出局課長の證明、商業會議所、市役所、警察署、商事裁判所、公證人等の官公署の證明又は發送地若は船積地に於ける駐在佛國外交官又は領事の證明書にして特に狹範圍の形式的要求はなれど實際は稅關發行のもの又は積地駐在佛國領事查證インボイスを以てする場合多し用語は外國語にても差支なく又必ずしも之が公定の翻譯を添付するに及ばず若し疑義ある場合には稅關は申告者に對し之が譯文を作成せしむることを得但し實際は英、佛何れかを選ぶを相互の便利とす

原産地に關し稅關に申告者の間に異議ある場合は法定專門委員會の判定に待ち其の結果原產地真正ならず決定されたる場合には通關品の虚偽申告を見做され處分を受く

輸入通關の際原產地證明又は原產地查證付インボイスの添付は必要なり

原產地證明に關し特に注意を要するは從來この種證明中に記載の商品數量と實際陸揚通關の際の數量と合致せざる爲に生ずる問題なり、而して實際數量が證明數量より少き場合は途中自然減失等もあり別に問題なきも實際數量が證明數量より多量なる場合は若しそれが關稅上の特典を享くる場合なれば且つ全部が同一種類の商品なるときは證明書數量のみ特典を受け殘餘に對しては特典享受を放棄するか又は之に相當する前記證明書を取寄すべきも原產地證明が植物の病蟲害に對する取締等より必要とする場合は甚だ困難なり之は積出地に於其の數量を嚴格に一致せしむべく注意を要す、送狀は通關の際必ずしも必要に非らざるも品名殊に商品其のものの本質的説明又は用途等が一目して瞭然たるを得ば便利にして數量、重量等駁建にて嚴に信用し得べきものなれば通關の手續を大に節約し得べし

一九三三年四月以降一九三四年一月迄の發令を以て印度支那輸入の外國品若干種に對し原產地標記を要することになりしも其の實施につき不可能のものあり、實施を緩和したるものありて實際取扱上には稍疑なき能はざるも最近増加したる原產地標記商品中には本邦關係の重要品をも包含するを以て注意を要す

## 第五章 暹羅の關稅

### 第一節 關稅制度

#### 第一項 關稅政策

暹羅の關稅制度は一八五六年の暹英通商條約に基き創設せられたるものにして同年の追加條約に於て速に稅關を設置し且稅關事務は追加條約に附屬せる稅關規則に依り執行すべきことを規定し、暹羅の輸入稅に付ては右暹英條約及相次で締結せられたる暹佛條約の規定に依れば一律從價稅率三%とし物品の市價に基きて計算し輸入者の任意に依り物納又は金納をなすことを得、輸入稅納付後は輸入品は他の何等の課金又は課稅を受くることなく卸賣又は小賣に依り賣渡し得るものとし又輸出稅に關しては輸出品は生産の時より輸出の時迄に内地稅、通過稅又は輸出稅の如き名稱の如何を問はず條約附屬稅表に依り一回限り課稅せらるべきものと定め條約附屬稅表に於ては第一項には生産又は通過に對する内地稅又は其の他の租稅を免除せられ輸出稅のみを納付すべき物品、第二項には内地稅又は通過稅を課し輸出稅を免除すべき物品を列舉し、第三項には本稅表に列舉せざる物品は輸出稅を免除せられ一回限り内地稅又は通過稅を現に納付するものを超えることなく納付すべき旨を規定せり

尙酒精含有飲料の輸入稅に付ては一八八三年暹英兩國間に於て酒精含有飲料の取引を規律する協定成立し之に依りて英國人は暹羅政府が製造を許可したるものより酒精強度の超過せざる各種の酒類を暹羅國內製造酒類に對し消費稅法に依り賦課するものと同一の稅金を納付し、又前記の如き暹羅國製造のものより酒精強度の超過したる酒類は暹羅

國政府標準を超えたる酒精強度過剰分に對し正稅の外相當の附加稅を納付して輸入販賣することを得、次に麥酒及葡萄酒は暹羅に於て製造せる類似品に對し消費稅法に依り賦課するものと同一の稅金を納付して輸入販賣することを得但し右輸入麥酒及葡萄酒の關稅は從價十%を超過せざるものとし、上記の酒類、麥酒及葡萄酒の關稅は現行條約に依る3%の輸入稅の代りに納付すべきものにて之に附加すべきものにあらず而して此等の三品種に對しては更に他の何等の課稅をもなさざるものとすこ定められたり

敘上の如く暹羅國は酒類輸入稅が稍高率なる外は一切の輸入品は全然從價3%の如き低率に拘束せられ爾後に於ける世界經濟の激變に伴ふ國內財政、經濟及對外通商狀態の變遷等に拘らず殆んご何等關稅政策を施設する能はざりしを以て關稅の關する限り不利の甚しき之に過ぐるものなく東洋諸國通有の關稅自主權喪失の苦難に悩むこ約七十年に垂んじて多年の熱望ミ努力漸く酬ひられ一九三〇年頃より漸次各國ミ略對等なる通商條約締結の機運に達し其の間英國に對しては綿絲布、各種綿製品、鐵、鋼及其の製品並に機械及其の部分品、伊太利に對しては綿製品、帽子、自動車、葡萄酒等につき夫々片務的關稅讓歩を許與したるも一九二七年三月二十五日批准交換を了したる對白耳義通商條約を以て茲に大體不平等條約を一掃し略完全なる關稅自主權を回復することを得、暹羅國政府は同年三月二十六日新關稅定率法を公布し翌日より之を施行して同國關稅史上に一新紀元を劃し尙同年九月以降内地通過稅をも撤廢したり、今試に新舊關稅を對照すれば左の如し(註、舊關稅は新關稅實施直前施行のものにして其の酒類の稅率は佛曆二四六〇年(一九一七—一八年)消費稅改正法に基くものなり)

新舊關稅率對照表  
輸入品

舊 稅		新 稅	
品 名	單 位 稅 率	品 名	單 位 稅 率
一 麥 酒	從 價 八%	一 麥 酒	從 價 一・二%
二 葡 萄 酒	同 八%	二 葡 萄 酒	同 一・二%
三 其の他の酒精含有飲料(薑香を附したる酒精を除く)、トランス氏酒精計に依り測定したる酒精強度二五度を超えざるもの(サイキ氏酒精計に依る標準酒精以下二・五及以下のものに相當す)	每リツ トル 〇・四〇	三 麥酒又は葡萄酒以外の酒類 註 本稅はゲイリュサツク氏酒精計に依り測定したる純酒精分に對して之を課す但し最低稅額は酒の全量に對して每リツトル七〇サタンを下ることを得ず	純酒精 分每立 一・五〇
四 其の他の物品	同 〇・一 從 價 三%	四 燈 油	每ガロン 〇・一〇
		五 揮 發 油	同 〇・二〇
		六 燐寸(安全燐寸及其の他の種類)	同 〇・三〇
		一 每箱の燐寸平均百本を超えざるもの	每百箱 〇・三〇
		二 每箱の燐寸平均百本を超えたるもの	同 〇・三〇
		七 砂糖(葡萄酒を含むサツカリンを含む)	每 疋 〇・一五
		八 活動寫眞フィルム(陽畫)	〇・三〇

輸出品

現家したると否とを問はず活動寫眞 映寫器又は他の類似の裝置に依り映 寫の爲輸入するもの	從價	
九 煙草	從價	二五%
一〇 自動車、自動自轉車及部分品（タ イヤ、チューブを除く）	同	一〇%
一一 其の他の物品	同	五%

舊		新	
品名	單位	品名	單位
粃	每クキエン	粃	每擔
玄米	同	玄米	同
玄碎米	同	玄碎米	同
玄粉米	同	玄粉米	同
白米	同	白米	同
白碎米	同	白碎米	同
白粉米	同	白粉米	同
(其の他の五十三品目省略)			

  

舊		新	
稅率	稅率	稅率	稅率
〇・二二〇	〇・一三〇	〇・二二〇	〇・一三〇
〇・二二五	〇・一三五	〇・二二五	〇・一三五
〇・四二〇	〇・一八五	〇・四二〇	〇・一八五
〇・四二五	〇・一九〇	〇・四二五	〇・一九〇
〇・九二〇	〇・〇九五	〇・九二〇	〇・〇九五
〇・九二五	〇・〇九〇	〇・九二五	〇・〇九〇
〇・四〇〇	〇・一七五	〇・四〇〇	〇・一七五
〇・四〇五	〇・一七〇	〇・四〇五	〇・一七〇
〇・一七四	〇・一七五	〇・一七四	〇・一七五
〇・一七五	〇・一七五	〇・一七五	〇・一七五

前掲新舊關稅を比較考査し後爾後に於ける關稅改正を略敘し暹羅國關稅政策の推移を概觀せんに先づ新關稅定率法中輸入稅は大體に於て舊稅率に對し五割乃至七割方の引上に當り其の目的主として財政收入の増加に在りたるは勿論なるも尙之に幾分産業保護を加味したるもの如く例へば燐寸について見るに從來の從價三%稅は大箱一箱（七千二百小箱入）當の稅額一・一五バートに過ぎざりしに對し新關稅が一躍十九倍の二・六〇バートに引上げられたるは本品が關稅を重課するも消費者に格別の影響を感じしむるこもなく比較的容易に增收を擧げ得べきものなるを以て南洋各地の例に漏れず斯る高度の増稅を敢行するに至りたるものなるべく同時に國內に於て相當盛なる同品の小規模製造業の保護をも企圖せるもの認められ又砂糖は舊稅が一擔に付〇・三五バートに相當せるに對し新稅は五倍餘の一・八一バートに又煙草が三%に八倍する二五%に引上げられたるは蓋し甘蔗が昔日より大に栽培せられ從來多少の砂糖を隣國に輸出し居りたるも遂に爪哇糖に壓倒せられ却て其の輸入を増加するに至り又煙草も若干輸出を見るものなるを以て之が國內産に保護を與へんこするに出でたるは明かなりと謂ふべし、又免稅品が從來に比し多數品目の増加を見たる中注意すべきものは生絲（絹絲又は絹布製造用として適當なるもの）の追加にして特に北部暹羅のチェンマイ附近の都市、盤谷市等に於て絹織物業が戸内的手工業として盛に行はれ之が原料たる生絲は隣國の輸入に係るこ云ふ

次に輸出稅は從來米穀、獸類、獸皮、齒牙、甲角類等六十品目に對して賦課したるも新定率法に於て米穀以外の物品を總て無稅としたるは内地通過稅の廢止と相俟て各種產物の輸出増進を圖らんこする主旨に外ならざるべし右關稅定率法は引續き國庫收入増加の目的に多少の産業保護の意圖を兼ね尙當面の急務たる輸入抑制をも目標として一九二八年十二月に於ける第一次の改正を含め三五年八月迄に於て十回に亘り殆ど毎回引上改正を行ひたるが、其の中一九三一年二月、同年十一月及翌三二年二月の三回に於ける多數品目に對する大幅引上は特に注目を値ひするも



のにして右は一九三〇年度（一九三〇年四月より三一年三月に至る）の輸出超過額が前五年度平均の五千四百四十萬バートなりしに對し僅々六百五十萬バートに激減し爾來重要輸出品たる米の市價著しく下落せる爲貿易バランス益々不利の傾向を呈し而も貿易外收支亦逆調を例ミせる旁々從來の出超趨勢を維持するにあらざれば國庫の窮乏更に甚しく財政經濟の破綻を招來するの虞ありたるを以て政府は極力輸入の抑制を圖るべき緊急の必要に迫られ連續的高率引上を執行したるものし爾後に於ても此の方針を踏襲し以て輸出の減退に伴ひ輸入を抑制し一九三一年度より三十四年度に至る四年度平均の出超額を約五千四百五十萬バートに維持し得たる一要因を成せるものの如し、尙産業保護に關しては暹羅が農業國にして未だ製造工業の特に見るべきものなきも保護産業としては砂糖、麥酒、煙草、燐寸、製紙、セメント、絹布等の製造業を數へ（此等諸品に本島の對暹重要輸出品たる茶を加へ其の稅率改正沿革表を參照の爲左に掲ぐべし）中にも燐寸及セメントに在りては一九三一年度以來輸入著減したるを以て大體に於て國內産之に代りたるもの認め得べきも此等産業は概して規模小なるも又麥酒及製紙工業等の如きは建設後日未だ淺き等に依り充分の效果を實現するに至らざるもの如し

因に暹羅國に於ては特に本邦品に對し輸入防遏の措置を講じ居らざるも本邦側に於て昭和八年十月以降對暹通商條約の一方的解釋に基き暹羅米の輸入を許可せざるこもなしたるを以て同國との貿易バランスは頗に同國の逆調に轉じ本邦側貿易統計に於て暹羅の輸入超過額が昭和八年五百八十七萬圓、九年二千六百五十一萬圓を算するに至りたれば暹羅政府は本邦政府に對し右事態の改善方を要求しつつあり傳へらる

輸入稅率改正沿革表（從量稅率單位バート）

品名	一九二七年三月十六日	一九二七年三月十七日	一九二八年一月七日	一九三二年二月二日	一九三二年四月九日	一九三二年七月十八日	一九三三年三月四日	一九三三年九月十二日
茶	三%	五%	同上	同上	同上	同上	同上	同上
砂糖	三% 每疋	〇.〇三	同上	同上	同上	同上	同上	同上
麥酒	八%	一二%	同上	同上	同上	同上	同上	同上
煙草	三%	二五%	同上	同上	同上	同上	同上	同上
燐寸(註)	a 每百箱 〇.三〇 b 同 〇.三〇 c 同 〇.三〇 d 同 〇.三〇	〇.三〇	〇.三〇	〇.三〇	〇.三〇	〇.三〇	〇.三〇	〇.三〇
印刷用紙	三%	五%	同上	同上	同上	同上	同上	同上
セメント	三%	五%	同上	同上	同上	同上	同上	同上
絹布	三%	五%	同上	同上	同上	同上	同上	同上
其他	三〇%	同上	同上	同上	同上	同上	同上	同上

- [註] 燐寸
- a 一九三二年二月二十一日迄  
每箱の燐寸平均百本を超えざるもの
  - b 每箱の燐寸平均百本を超えたるもの
  - c 每箱の燐寸百本を超えたるもの、超過分五十本又は其の端數毎に
  - d 軸木及箱板並に普通燐寸製造に使用する他の各種の木材
- 一九三二年二月二十二日以降
- 同上六十本を超えざるもの
  - 同上六十本を超えたるもの
  - 同上六十本を超えたるもの、超過分三十本又は其の端數毎に
  - 同上
- [備考] 本表は主として Statistical Year Book of the Kingdom of Siam, 1931-32 に依る

第二項 關稅率

現行關稅定率法は前項に記述せるが如く一九二七年三月二十七日施行のもの(註、佛曆二四六九年關稅定率法)に十回の改正を加へたるもの即ち一九三三年三月四日施行の「佛曆二四七五年第七關稅定率改正法」に對し一九三三年八月五日、九月二十一日及三四年三月十九日附改正を加へたるものとす而して右定率法附屬關稅率表は南支那及南洋情報昭和十年七月十五日號所載のものに英文に依る若干の條正を加へ後段に掲出すべし

關稅賦課方及課稅價格に關しては佛曆二四六九年關稅法第三章「關稅の納付」第十條(註、一九二八年四月四日改正)に依れば普通の貨物に付ては「關稅は本法の規定に基き其の當時の關稅率表に依り賦課す、關稅は通關手續當時の通用貨幣を以て當該官吏に納付べし」と規定し、更に第十一條には「本法の目的に對する物品の真正市價は現金卸賣價格(輸入品の場合には關稅を包含せず)たるべく即ち此の價格に依り類似の種類及品質の物品が何等割引をなすことなきを以て之を依り輸入又は輸出の時及場所に於て損失を蒙らずして賣却すること可能なるものとす」と規定せるが

く夫々の場合に依り輸入又は輸出の時及場所に於て損失を蒙らずして賣却すること可能なるものとす」と規定せるが實際の取扱として輸入の場合に輸入者が輸入申告書に添附する仕入書を根據として課稅價格を定むるもの如し、尙關稅定率法第四條に依れば關稅長は附屬輸入稅表第七類に依り課稅すべき物品の如何なる種類に對しても平均市價を告示することを得、右種類は第七類に特掲せること否かを問はざるものとす而して此の種價格は官報に告示の日より爾後の告示に依り之を停止又は變更する迄當該種類に對し輸入稅賦課の基礎たるべき旨を規定せり

暹羅は輸入稅につき第一項に於て關說せる如く英吉利及伊太利兩國に對し夫々協定稅率を許與し居れるが其の概要左の如し

根 據	有 效 期 間	協 定 物 品	協 定 稅 率	備 考
暹英通商航海條約第十條(一)	批准交換の日即ち一九二六年三月十六日より向ふ十年間	綿織絲、綿縫絲及其他の綿製品 鐵及鋼並に其の製品 機械及其の部分品	從價5%を超えざること 上記物品中特殊の種類に對しては從價5%の相當額を超えざる從量稅を課することを得	本規定を適用する物品は英國關稅及消費稅局統計部編成の聯合王國一九二三年貿易年報第一卷Ⅲ(I)Ⅲ(C)及Ⅲ(G)の各類に包含せらるる物品とす
暹伊通商條約(二)	批准交換の日即ち一九二七年三月十八日より向ふ十年間	綿製品 煉製 乳子 製子 製子 自動車及トラクタ 葡萄酒及ベルモット	從價 六% 一〇% 一〇% 一〇% 一二%	綿製品の大部分は暹英綿製品協定稅率に均霑す

〔註〕 (一) The Directory for Bangkok and Siam, 1935-36 に依る  
(二) 南洋年鑑第二回版暹羅の部及拓務省殖産局理財課長回電に依る

暹羅關稅定率表

輸入稅表

(從量稅率單位 パート)

第一類 麥酒、葡萄酒及スピリッツ

一 麥酒(エール、スタウト、ポーター、サイダーを含む)並に之と同種のもの又は其の代用品として販賣する酒類にして本表に依り高率を課せざるもの

每立 〇・一五  
又は從價 三三<sup>1</sup>/<sub>3</sub>%  
何れか高き方を課す

二 葡萄酒

從價 一二%

三 ブランデー、ウキスキー、ラム、ヂン、ヂエネバ並に其の模造品

含有無水酒精每立 五・〇〇  
但し最低稅額全量每立 二・五〇

〔注意〕 箱入の壘詰又は壘詰として輸入するときは稅額算定及課稅上一箱の酒全量九立を下らざるものと認む  
四 官立研究所又は病院若は主務大臣に於て定めたる取締の條項に準據し認可したる其の他の試験所又は病院に於て使用する精溜酒精にして本定率表により高率の輸入稅を課すべき物質の調製に使用せざるもの

含有無水酒精每立 一・六〇

五 本類に別掲せざる其の他のスピリッツ

含有無水酒精每立 三・五〇  
但し最低稅額スピリッツ全量每立 一・〇五

六 五%以上の無水酒精を含有する蕪香附酒精類及酒精性化粧用調合品

每立 五・〇〇  
又は從價 三三<sup>1</sup>/<sub>3</sub>%  
何れか高き方を課す

イ 含有無水酒精四〇%又は其以上のもの

每立 二・五〇  
又は從價 三三<sup>1</sup>/<sub>3</sub>%  
何れか高き方を課す

ロ 含有無水酒精四〇%未滿のもの

每立 〇・〇四  
又は從價 二五%  
何れか高き方を課す

七 酒精類にして通關前又は保稅倉庫より引取前に稅關長の認定する程度に變性せるもの

〔註〕 酒精含有量はゲイリュサツク氏酒精計に依り測定す

第二類 特殊率稅品

一 ベンジン

每ガロン(四・五四六立) 〇・三五

二 蠟燭

每 疋 〇・一三  
每 匁 一一・三〇

三 現像したる否を問はず活動寫眞映寫器又は他の類似の裝置に依り映寫の爲輸入する活動寫眞陽畫フィルム

標準幅三五耗のもの長さ每三〇・四八米(一〇〇リニア呎) 一・〇〇

四 燈 油		(每ガロン (四・五四六立))	〇・一五
五 燐寸及同製造材料			
1 各種の燐寸	a 每箱平均六〇本を超えざるもの b 每箱平均六〇本を超えたるもの	每百箱	一・二〇
	每箱六〇本を超えたるもの超過分三〇本又は其の端數毎の附加稅	同	一・二〇
ロ 軸木及箱板竝に普通燐寸製造に使用する他の各種の木材		同	〇・六〇
六 礦物性潤滑油		每疋	五・〇〇
七 石鹼(本稅表中別號に包含せられざるもの)		每百立	二・〇〇
八 砂糖(葡萄糖を含みサツカリンを含まず)		每疋	〇・〇八
九 茶		同	〇・〇五
一〇 蠟		同	〇・三二
一〇 蠟		同	〇・〇九
第三種 從價六〇%稅品			
一 紙卷煙草、葉卷煙草及其他各種の製造及未製造煙草には最低左の稅額を課す		同	一・六〇
	紙卷煙草及葉卷煙草	每疋	二・〇〇
	莖付葉煙草	同	一・二五
	其他各種の煙草	同	一・六〇

二 銃器、彈藥及同部分品竝に附屬品には最低左の稅額を課す			
a 銃器(瓦斯銃及空氣銃、瓦斯小銃及空氣小銃、瓦斯短銃及空氣短銃を含む)		每挺	二五・〇〇
b 上記諸銃の單銃身及二聯銃身		每挺	二一・〇〇
c 銃器の推進撥條及彈倉撥條		每箇	八・〇〇
d 銃床及遊底		同	五・〇〇
e 拳銃彈倉		同	四・〇〇
f 砲尾機關(skeleton 及 master を含む)遊底栓及遊頭、副鐵鈎及前裝砲に對する銃器		同	一・〇〇
g 霰彈銃用藥莢		每百箇	四・〇〇
h 小銃用藥莢		同	九・〇〇
i 短銃及拳銃用藥莢		同	三・〇〇
三 煙火(禮拜紙、線香及爆竹を含む)			
四 人參(但し最低稅額每瓦〇・〇五)			
五 骨牌類(但し最低稅額每組〇・〇四)			
六 機械點火器及同構成部分品、但し最低左の稅額を課す			
a 完成點火器(プリントあるもの又は無きもの)		每箇	〇・五〇

b 構成部分品(プリントを除く)

同

〇・四〇

第四類 從價三三<sup>1</sup>/<sub>3</sub>%稅品

- 一 寫真器及各種の寫真材料(但し本表第二類に依り課稅すべきフィルム及各種の未感光活動寫真フィルムを除く)
- 二 置時計、掛時計、懐中時計及同部分品
- 三 爆發藥
- 四 金銀板、金銀又は白金製品(線及絲を含む)並に鍍金銀製品
- 五 身邊裝飾用細貨及寶石(其の模造品を含む)
- 六 樂器及部分品(其の耐久性容器を含む)
- 七 薰香にして別號に包含せられざるもの、揮發油、コスメチック・化粧用顏料・化粧粉及其の他の化粧用調製品(齒磨、化粧石鹼、髭剃及洗髮用調製品を含む)
- 八 絹織物、其の他各種の絹製品又は絹が價格の主部を構成するもの(但し織絲及内科並に外科用品を除く)
- 九 喫煙用品(別掲せざるもの)
- 一〇 玩具、室内遊戯用器具・設備及附屬品
- 一一 自動車及自轉車用タイヤ及チューブ、但し最低稅額として現金小賣正價の二〇%を課す

第五類 從價一〇%稅品

- 一 石炭及コークス
- 二 工業用染料
- 三 帽子類

四 汽鐘爐及內燃機關の燃料用重油

五 罐詰殺菌乳又は同煉乳

六 自動車、自動自轉車、自轉車(玩具を除く)及其の各種の部分品並に附屬品(右車輛の原裝備を構成し車輛と共に輸入するタイヤ及チューブを含む)

七 衛生用陶器(排水管を含む)

第六類 從價五%稅品

一 農具

二 航空機及部分品

三 外科醫・内科醫・齒科醫及眼科醫用特殊の器具及材料

イ 人體の畸形を矯正し、人體の異狀を補ひ、縮少又は輕減し又は斯る人體の一部に代用する爲特に適用する着身用器具(副木を含む)、即ち義足、松葉杖、補聽器、部分的聾者用耳管及聽音器

ロ 外科用及齒科用具、眼科用検査ケース、眼鏡の縁、眼鏡、眼鏡のレンズ、普通眼鏡ケース、検査用カード及圖表

ハ 外科醫・内科醫及齒科醫材料、即ち防腐繻帶用ガーゼ、リント、トール、綿、ギプス用フェルト、絆創膏(治療用硬膏を除く)、海綿布、繻帶、カット・ガット、消毒したるもの及其の他の縫合絲、義齒、齒冠、セルロイド・ブランク、義齒原用材料、齒塊補強物、ガタバーチヤ棒、ポイント、ベレット、アマドウ溶劑、陶劑粉末、エナメル・インレイ、義齒型用コンポジション、護謨質の印象用材料、アマルガム、セメント及模造日本紙

四 特に科學的目的に適する装置及器具

運搬の關稅

試金用天秤、二砵又は其以下の感度ある化學用天秤、化學的分析に特に適する實驗室用レットルト、實驗室用フラスコ及其の他の器具及裝置試金用爐、化學藥品製造又は實驗室用石英硝子又は白金製のレットルト、皿及其の他の裝置、顯微鏡(豫備品及取替用品を含むも顯微鏡と共に使用する物品及材料を含まず)

- 五 人造絹織絲
- 六 輸出貨物用袋及袋地
- 七 クロロホルム、エーテル、ブリアイタータス、サルフェーリツク・エーテル、ヨードホルム
- 八 綿製品
- 九 肥料
- 一〇 消防機關
- 一一 乳兒用ミルクフードにして別號に包含せられざるもの及乾乳
- 一二 農業用殺蟲劑及殺菌劑
- 一三 鐵及鋼並に特掲せざる同製品(金物、刃物及器具を除く)
- 一四 機械及同部分品にして別號に包含せられざるもの並に機械用調帶
- 一五 トラクター
- 一六 電信、電話及ラヂオ裝置
- 一七 タイプライター及同部分品

第七類 從價二五%稅品

上記の各類に包含せられざるものにして本法規定に依り免除せざる各種の物品

第八類 輸入稅免除品

- 一 所有者の自用品として輸入する携帶旅具(但し自動車輛、酒精含有飲料、銃器、彈藥及食糧品を除く)

注意 眞正なる既用の自用品及職業用品にして、本人前住の港又は國より發送し本人到着前一箇月以内又は到着後左記期間内に到着するものに限る

海峽植民地、馬來聯邦又は印度支那よりは二週間

其の他の亞細亞諸國よりは五週間

其の他の國又は港よりは一〇週間

- 二 書籍、定期刊行物、新聞、印刷樂譜、海圖、地圖及廣告用印刷物並に廣告印刷用鉛版
- 三 コールター酸がアルカリミ化させる溶解物にして水を加ふるときは石鹼質なる消毒劑、又其の他の消毒劑にして稅關長が指定し官報に告示したる消毒劑
- 四 糖蜜
- 五 規尼涅及其の他の規那のアルカロイド
- 六 商品見本(但し見本用のみに適するもの)
- 七 栽植用種子
- 八 血清、接種液及皮下注射療法用の生物學的生成品
- 九 織絲及布帛の製造に適する生絲
- 一〇 金銀及貨幣
- 一一 下記の貨物にして輸入の日より六箇月以内に再輸出せらるべきもの、此の場合稅關長は其の適當に認むる額

及形式の保證を要求し指定したる全義務條件の履行されたる場合にのみ該擔保を拂戻し又は返還するもの  
す、輸入者が六箇月の期間満了前に税關長に對し右期間の延長を願出するときは税關長は特別の場合には更  
に六箇月を超えざる期間の延長を許可することを得

イ 暹羅に渡來する巡回興業者が輸入する演劇其の他類似の興業に使用する物品  
ロ 實験又は實物教示に使用する装置又は物品にして、其の目的の爲一時暹羅國內に居住する者が輸入する  
もの

ハ 所有者の携帯する旅行用路面車輛、ヨット、競馬用馬、馬上打球用馬及航空機

ニ 見得る又は聞き得る記録作製用装置にして其の目的の爲暹羅に一時居住する者が輸入するもの（但しフ  
イルム、圓盤及其の他の物品にして其の上に記録をなすものを含まず）

ホ 暹羅に於て短期の休暇を過し又は狩獵をなす者の輸入する銃器

ヘ 公共的性質の觀覽に供すべき物品にして販賣用にあらざるもの

一二 輸出品にして五箇年以内に性質又は形狀を何等變ずることなく再輸入し輸出の際再輸入證明書を受取り置き  
たるもの

一三 税關の出發許可に依り外國仕向地へ進航する航空機の補給用燃料及潤滑油

前項規定の目的の爲供給使用したることを税關長の満足する様立證したる納稅物品に關しては税關長は輸  
入者に適當の拂戻をなすことに依り之を免稅しなす權能を有す

輸出稅表 (稅率單位 パート)

一 粉	每標準擔	〇・二二九
二 立 米	同	〇・一八四
三 立 碎 米	同	〇・〇九四
四 立 粉 米	同	〇・〇九四
五 白 米	同	〇・一七四
六 白 碎 米	同	〇・一七四
七 白 粉 米	同	〇・一七四
八 護 謨	每 担	〇・〇三〇
九 屑 護 謨	同	〇・〇一〇
一〇 レイテックス	同	〇・〇〇五

〔備考〕 第八號乃至第一〇號は一九三五年八月十四日制定實施

第三項 輸出入の禁止制限

暹羅に於ける輸出入の禁止制限は經濟上の目的よりするものにしては國際的護謨及錫の生産制限協定に基く護謨及  
錫に對する制限規定を擧ぐべく其の他のものは關稅定率法に掲げある各國通有の衛生上其の他の必要に依る輸出入禁  
制なりとす

一、護謨制限法に依る禁止制限

一九三四年六月一日より三八年十二月末日迄を施行期間とする國際護謨生産制限協定は三四年四月二十八日倫敦に

於て成立し暹羅政府は同年五月七日人民代表議會の協贊を経て批准すべきを條件として之に調印したるも議會は基本輸出割當量一箇年一萬五千噸を過小なりし協定批准案を否決したるを以てパホン内閣は暹羅史上空前の總辭職を行ひ國際護謨委員會が暹羅割當量を四萬噸に増加することになり第二次パホン内閣の下に議會の承認を経て協定批准せられ政府は一九三五年七月一日佛曆二四七七年護謨制限法を公布し即日之を施行したり

右制限法は第四章「護謨の輸入又は輸出」に於て主として輸出入の禁止制限に關し規律せるが其の主要規定を擧ぐれば第二十三條には何人も登録をなし地方官憲より成規の書式に依る許可を受くるに非ざれば護謨の輸入をなす能はざること、第二十四條には護謨製品又は一部護謨製品は本法の終りに列擧せる諸國より暹羅へ輸入するには輸出國に於て施行の護謨法に依り同國官憲の發給せる製産原地證明書を有せざるべからざること、第二十五條には護謨樹の葉、花、種子、枝、根其の他の栽培し得る部分は當該國務參議の許可を受くるに非ざれば輸出を禁止すること、第二十六條には護謨園所有者又は護謨買入許可書所持人にして登録をなし地方官憲より成規の書式に依る許可書を受けたるもの外護謨の輸出を禁止すること、第二十七條には何人も稅關官憲發給の製産原地證明書を添附するに非ざれば本法の終りに列擧せる諸國へ護謨を輸出するを得ざること、第五十二條には第二十五條及第二十七條に規定せる加き適當なる製産原地證明書を有せずして護謨を輸入又は輸出する者又は第二十三條及第二十六條に依る登録をなさざる者は六箇月を超えざる禁錮又は五百バートを超えざる罰金を課し若は之を併課し反則に係る護謨は之を沒收するを要すること、第五十四條には第二十五條の規定に違反する者は三箇月を超えざる禁錮又は二百バートを超えざる罰金を課し若は之を併課する旨を規定せり而して本法の終りに列擧せる諸國は制限協定に調印せる他の十一國にして即ち左の如し

海峽植民地、馬來聯邦、非馬來聯邦、ラブアン、ブルネイ、錫蘭、蘭領印度、印度及緬甸、佛領印度支那、北ボルネオ、サラワク

## 二、錫の輸出制限

暹羅國政府は一九三一年七月初め年額一萬噸の割當を以て國際產錫制限協定に加入し同年九月一日より規定の拘束を受け同協定が満期となり一九三四年一月一日より向ふ三年間更新せらるるに當り暹羅も亦九千八百噸の割當年額を以て之に再加入したる處、其の最初加入の場合に於て國內の錫鑛業取締に必要な法規として一九三一年八月二十一日附を以て「佛曆二四七四年鑛業法改正追加法」及之に關する農務省令並に「佛曆二四七四年錫鑛業制限令」及之に關する農務省令の公布を見たるが九月一日施行の錫鑛業制限令中錫の輸出に關する規定は左の如し

錫の輸出に關しては鑛物買入業免許(鑛業法改正追加に依るもの)を受け居るものが錫を輸出せんとするときは五日前に鑛山局に其の輸出货量を申告し且輸出せんとする港(省令に於て八箇所を指定す、凡て馬來半島地方に位置す)の検査を受けたる上輸出許可を得るものとす、又探掘特許を有するものが錫の輸出をなす場合には豫め錫輸出者として鑛山局に登録を申請すること、を要し前述と同様の輸出手續を執るものとすなり居れり(本項は主として昭和六年八月二十五日附在暹羅臨時代理公使報告に依る)

## 三、關稅定率法に依る禁止制限

### 輸入禁制品

#### 阿片(佛曆二四七二年阿片法)

兵器、彈藥及爆發藥(許可に依る場合を除く)(佛曆二四五四年銃器及彈藥法)

藥用阿片、モルヒネ、コカイン、此等の誘導體及其の他惡習慣性麻藥類(佛曆二四六五年惡習慣性麻藥法)



脫脂乳(佛曆二四七〇年脫脂乳法)  
 猥褻物品(佛曆二四七一年猥褻物品の抑壓、頒布及取引に關する法律)  
 ラヂオ及無線セット並に裝置(許可に依る場合を除く)(佛曆二四七三年ラヂオ法)  
 病原微生物及毒液(許可に依る場合を除く)(佛曆二四七五年病原微生物及毒液取締法)  
 戦具(許可に依る場合を除く)(佛曆二四七六年戦具取締法)  
 輸出禁制品

阿片(佛曆二四七二年阿片法)  
 麻煙草(一九一五年二月二十二日告示)  
 藥用阿片、モルヒネ、コカイン、此等の誘導體及其他の惡習慣性麻藥類(佛曆二四六五年惡習慣性麻藥法)  
 考古物及美術品(許可に依る場合を除く)(佛曆二四六九年考古物及美術品輸出法)  
 猥褻物品(佛曆二四七一年猥褻物品の抑壓、頒布及取引に關する法律)

#### 第四項 保稅倉庫制度

暹羅に於ける保稅倉庫制度に關しては佛曆二四六九年(一九二六—二七年)關稅法中に規定せるを以て左に關係規定を譯出すべし

#### 第二章 運用、港の指定等

第八條 稅關長は第六條及第七條の意味に於ける倉庫又は場所に非ざる倉庫又は安全場所を承認指定し貨物保管に付其の方法及右倉庫又は場所の各保管區域を指定するこゝを得、稅關長は右場所に庫

#### (保稅倉庫)

入すべき貨物の種類又は性質を決定し又右場所の適當なる管理及監督の爲規則を制定するこゝを得、稅關長は右倉庫又は安全場所の所有者又は占有者より其の適當なる管理の爲及庫入貨物に對し何時にても賦課すべき税金完納の爲保證金又は其の他に依る充分なる擔保を要求するこゝを得、本條に依り承認せる倉庫又は安全場所は第八十七條乃至第九十七條の規定に依るべきものとす  
 第九條 倉庫又は他の安全場所は貨物の検査の爲なるこゝ又は貨物の藏置の爲なるこゝを問はず關係商人又は其の他の者が自己の費用を以て建設及維持すべきものとす

#### 第三章 關稅の納付

第十條 關稅は本法の規定に基き其の當時の關稅率表に依り賦課す、關稅は通關手續當時の通用貨幣を以て當該官吏に納付すべし、但し

#### (關稅貨通)

- a 本法第四十三條に依る收容貨物に對して納付すべき關稅は貨物の正當に通關する日に行はるる關稅率に依り計算し
  - b 本法第八條に依り承認せる倉庫の庫入貨物は其の實際の庫出の日に行はるる關稅率に依り計算し
- a 項及 b 項に謂ふ實際の庫出の日又は正當に通關する日に先ち關稅に關し納付したる金額にして實際納付すべき關稅と相違するときは其の場合には應じ其の差額を納付せしめ又は之が返戻を爲す(備考 本條は一九二八年四月四日施行の改正に依る)

#### 第十章 倉庫事務

第八十七條 本法第八條に依り承認せる倉庫に庫入すべき貨物の申告及陸揚の場合に於ては當該官吏

(計算書調製)

は貨物の詳細なる計算書を調製し倉庫管守人又は他の責任者をして貨物の各包装に同一證明記號及標記を附せしめ本法の手續を完了したるときは貨物が正當に庫入せられたことを證明す

(原計算書に依る課税)

第八十八條 前條に依る貨物の計算書は貨物が結局引取の爲輸入申告を爲し引取を爲すことになりたる場合に於て之に依り貨物に對し納付すべき關稅を査定するものとす、貨物は輸入申告を爲し計算書所載の數量に對し關稅を完納すべきものとし後に規定する場合の外缺減に對し減稅することなし

(貨物の原包装の儘の寄託、改裝及變更は監督を要す)

第八十九條 庫入貨物は輸入したるべきの包装の儘寄託すべし、但し埠頭に於ける詰換又は陸揚後倉庫内に於ける混合、仕分、荷口分、包装又は改裝を許可したる場合を除く、此等の場合に於ては貨物が當該官吏の計算書調製の際包容せられたる包装の儘寄託すべし、此の種貨物を右の如く寄託を爲さず、又は右の如く寄託したる貨物若は包装貨物に對し又は倉庫内に於て其の包装方に對し又は包装の記號及番號に對し爾後變更を加へ又は倉庫證券、指圖書若は引取の爲の許可に依る引取の場合を除き當該官吏の臨場及許可なくして貨物を寄託したる倉庫内の室より移動したるべき貨物は之を沒收す

(貨物の自由接近防止)

第九十條 倉庫の占有者が庫入貨物の藏置を怠り關係各包装貨物又は小荷物に接近を容易ならしむるときは其の最初の怠慢行爲の遂行に對し正式警告を與へ爾後怠慢行爲を續行する毎に百パーセントを超えざる罰金に處す

(要求に依る貨物の提出)

第九十一條 倉庫の占有者が當該稅關官吏の要求に依り倉庫に寄託したること明かなる貨物にして正當に輸入手續及引取を行はざるものを右官吏に提出せざるべきは占有者は其の各怠慢行爲に對し提出せざる包装貨物又は小荷物各箇に付其の關稅の外百パーセントを超えざる罰金に處す

(庫入せず又は隠匿したる貨物の移動)

第九十二條 庫入申告を爲したる貨物にして右申告に依り正當に庫入を爲さざるか又は正當に庫入を爲したるも何等かの方法に依り倉庫に於て隠匿し若は倉庫より移動し又は不正混合、移動若は隠匿の目的の爲包装より抜取り又は一包裝より他の包裝へ移轉し又は他の方法に依るときは此等の貨物を沒收す

(倉庫の密閉)

第九十三條 職務執行に従事する當該稅關官吏の臨場の場合を除き密に倉庫を開き又は倉庫内の貨物に接近したる者は其の各犯行に對し千パーセントを超えざる罰金又は六箇月を超えざる禁錮に處す

(損傷に對する補償)

第九十四條 稅關長は火災若は他の不可避的出來事に依り倉庫内に於て貨物に付發生したる損傷の理由に依り又は實際職務執行中の官吏の故意の怠慢、行爲若は過失に依り惹起したる損傷に非ざる限り如何なる損傷の理由に依るも貨物の輸入者、所有者又は荷受人に補償を爲さざるものとす

(貨物の喪失又は減却―關稅免除)

第九十五條 庫入を爲し又は庫入申告若は倉庫より引取の爲申告を爲したる貨物にして船内に於て又は倉庫への移動、陸揚若は受入の場合に於て又は倉庫内に於て不可避的出來事に依り喪失若は減却したるときは稅關長は同品に對し賦課すべき關稅を免除し又は納付したる關稅を返戻することを得第九十六條 何時たりとも倉庫内の貨物の數量が其の庫入當時の原申告書記載の數量より減少せることを發見し右相違が官邊の記録に依り又は稅關長が課稅を爲すことなく許容し得る如き相當の輕減に依り説明し得ざるものなるときは説明し得ざる數量は官邊の許可なくして移動したるものと認め第二十七條の規定を此の場合に適用す

〔註〕 第二十七條の規定は密輸出入に關して規定し罰則としては五千パーセントを超えざる罰金又は物品の納稅價格の三倍に相當する金額を課し又は六箇月を超えざる禁錮に處する旨定めあり

(倉庫移動)

第九十七條 倉庫に於ける庫入貨物は稅關長の定むる規則に依り王國內に於ける他の倉庫に移動する  
ことを得

第五項 通關手續

一、輸 入

輸入手續上の必要書類としては送狀に輸入申告書なり、領事送狀及原產地證明書の必要もなく原産國名標記を要する規定もなし、寧ろ一般的には現品に對して之を明記せざるを喜ぶ風あり但し之は商策上商品の種別に依り原産國名表示の得策なる場合もあり個々の商品に付き研究を要すべし

送狀は暹羅語又は英語を以て明瞭正確に記するを要す誤字、不正確なる文字の使用は屢々通關の障害なるを以て注意を要す送狀には荷受人名、番號及荷印、貨物の名稱、船名、積載港名、貨物の種類數量、價額(荷造費、運賃保、險料及其他の船積費を含む)を記載し尙彼南、新嘉坡、香港の三港を経由して輸入せらるるものは其の原産地をも明記するを要す

右記載事項中價額はC.I.F.にして之が課稅の標準なる若しF.O.B價額を記する場合は運賃、保險料及其他の諸掛を附記するを要す、是等諸費用の明記なきときは稅關吏は自己の推定を以て之等の諸費用を加算し課稅する爲輸入者にこり甚だ不利なる場合あり、送狀なき場合はBill of Sight 又はフオームに記名捺印の上稅關長の許可を得て貨物の内容を調査し然る後申告書に明細記入して通關を許可せらるることなる、斯る場合課稅は稅關吏の任意の査定價額に依る爲輸入者にこりて甚しく不利且煩雜なり、送狀に數量の記載なき場合も同様の手續を要す常に良く

知られたる商品にして到着遲延したる場合に於ける手續は輸入業者申告書を作製し Provisional Note なる語を附記して概算稅金を Deposit の形式に於て支拂引取るものとす而して送狀到着の上は概算稅金を精算の上不足なるは補ひ超過せる分は返還を受くるものとす

二、輸 出

輸出の時に於て如何なる法令を以ても禁止せられざる貨物を輸出することは適法なるも貨物が適法に保稅地域に搬入せられ關稅全額が支拂はれ又現金擔保の提供せらるることを要す

輸出の目的を以て船積され又は運送さるる以前に稅關に對し左の事項を記載せる届書二通を提出すべきものとす

- イ、積載船名
- ロ、出港年月日
- ハ、船舶仕向港
- ニ、輸出者
- ホ、記號番號
- ヘ、包装箇數
- ト、數量
- チ、重量
- リ、品名細別
- ヌ、仕向國
- ル、價格
- ヲ、日附
- ワ、輸出者又は代理人署名

數量に價格は各包装毎に別記するは勿論各貨物の種類毎に別記し總ての物品は貿易品名に依り且つ輸出表の細目に依り記載すべきなり

米の輸出は袋入とし如何なる船積にも一定せらるべきものにして當該官吏は輸出届書に明記されたる重量に一致するや否やを檢査の上船積許可を與ふるものとす

### 第六章 蘭領印度の關稅

#### 第一節 關稅制度

##### 第一項 關稅政策

蘭領印度は自由貿易を國是とせしめ和蘭の屬領として將又世界有數の農礦產原料輸出國にして工業品は殆ど全部之を輸入に仰ぐの關係上門戸開放主義を傳統的政策とせしめ從價税を主とせしめ輸出税は財政收入を目的とし和蘭本國に對しても何等特惠制度を存するに及ばず各國に對して均一平等の課税をなし税率は從價十二%、十%及六%の低率を永く持續したるが一九三一年以來財政收入激減補填の一對策として十%の輸入税附加税を設定し漸次之を五十%に引上げ又一九三四年一月奢侈品の輸入税を最高二十%に高めたる外其他各種外國工業品の殆ど全部に亘り増税を行ひ以て六百三十萬盾の關稅增收を併せて國內産業の保護を企圖せる處、附加税實施後に於ける輸入税の最高從價税率を表示すれば左の如く

年次	輸入税率	附加税率	計
一九三〇年迄	一二%	一%	一三・〇%
一九三一年一月一日より	一三%	一〇%	一三・二%
一九三二年一月一日より	一二%	二〇%	一四・四%
一九三二年六月十五日より	一二%	五〇%	一八・〇%

蘭領印度の關稅

二四九

蘭領印度の關稅

一九三四年一月十日より

二〇%

五〇%

二五〇

三〇〇%

最高三十%を超えざるが如き比較的的低率に終始せるこ、或る種の本邦品に在りては歐米産に比し價格低廉なるの理由を以て他國産よりも低下せる公定價格を付し之に依りて課稅せられ従て其の關する限り本邦品は和蘭本國品よりも寧ろ特惠的待遇を享有したるを以て圓價安其の他の事情に依り本邦品の對蘭印輸出は近年非常なる優勢を示し蘭印輸入總額に對する百分率を以て日蘭兩國の輸入額を對照すれば左表の如く

	一九三三年	一九三四年	一九三五年	一九三六年	一九三七年	一九三八年	一九三九年	一九四〇年	一九四一年	一九四二年
和	三三%	三三%	二七%	二七%	二八%	二七%	二七%	二七%	二五%	二五%
蘭	一六%	一六%	一六%	一六%	一六%	一六%	一六%	一六%	一六%	一六%
日本(臺灣を含む)	一六%	一六%	一六%	一六%	一六%	一六%	一六%	一六%	一六%	一六%

(備考) 一九三四年蘭印輸入總額二億九千四百萬盾にして其の内和蘭輸入額三千八百萬盾、日本輸入額九千三百萬盾なり

日本は遂に一九三一年以降和蘭を排して第一位を占むるに至り、之が爲最も打撃を蒙りたるものは和蘭にして蓋し同國は世界的不況の襲來を受け財界の不振甚しきに惱み然も金本位を固執しつつある關係等に依り其の輸出品は今や植民地たる蘭領印度に於ても金輸出禁止國就中日本の商品の爲に極度に驅逐せらるるの不運に遭遇し、蘭印夫れ自體も重要物産の輸出激減し經濟界は正に恐慌状態を呈し本國植民地互に相擁して殆ど破綻に瀕せんとするの苦境に立つに到りたるを以て兩者共に過去の自由通商主義を放棄しブロック形成に邁進しつつある情勢にして最近數年來の蘭印經濟政策は通商自由の排撃、和蘭蘭印間の經濟調整、領内産業の整備振興及蘭人の經濟擁護を目標とし尙將來も益々之が擴充強化に努力せんとするものを見取せらる

されば斯る事態の下に於ける蘭領印度の關稅政策は漸次保護主義を具體化し前記目標に向て歩武を進めつつある次第なるを以て近年に於ける其の推移を略敘せん、一九三二年九月より施行せるセメント・ポーチナス協定は正に日本品

進出阻止の第一歩を踏み出したるものにして以て領内セメント工業の保護を圖り同年十一月には輸入綿布への一對抗策として領内に現存せる織物工業を發展せしめ併せて織物工業新設を促進せしむる爲關稅收入年額約二十二萬盾の減少を豫想せらるるに拘らず未染色の綿又は人絹の織絲及此等織絲の製造原料(即ち綿及硫酸セルローズ)等の輸入税を撤廢又は輕減し或は土人農業保護の爲一九三三年三月外米の輸入を抑止し又一九三四年二月領内甘蔗耕作地に於ける大豆生産保護の爲大豆等の輸入許可制度を設け以て滿洲産大豆の販路を杜塞し、一九三三年六月セメント・ポーチナス協定に引續きたる蘭印日本兩當業者間のセメント出荷協定に鑑み差當り三箇月を限りセメント輸入制限令を公布施行し以て更に領内セメント業の地歩を確保し、同年八月には本邦綿布の蘭印輸入激増し和蘭本國の綿業窮境に陥り同政府は之が救済の必要を認め蘭印に於ける綿布輸入制限の實施を決定し和蘭首相より日蘭當業者の會商を開催し何等かの協定成立せば之を基礎に割當を行ひ度き旨非公式に提議し來りたるを以て當時日英會商の爲渡英中の我綿業代表者渡蘭し先方當業者と豫備的商議をなし又政府間に於ても種々折衝行はれ(日蘭會商に就ては後段参照)、一九三三年九月には和蘭本國に於て植相は商工相、藏相と相計り本國と蘭印の經濟提携促進委員會なるものを組織し「和蘭と蘭印の經濟的提携をより密接ならしめ益々密接となりつつある日本と蘭印の經濟關係が本國に與ふる脅威より脱せん」ことを目論見、同月蘭領印度に於ては非常時輸入條例及非常時輸出條例制定せられ政府に對し政府令を以て商品の輸入又は輸出を禁止制限し得る權限を付與したるを以て爾來之に基き輸入に在りては一九三三年九月に於ける當業者間の協定に則りたるセメント輸入制限令の公布を最初とし次で十二月日本麥酒の進出著しく領内麥酒醸造業を壓迫するに至れりとして一九三三年の輸入比率に依る割當制度を施行し一九三三年中急激の進出をなしたる本邦麥酒に大打撃を與へ一九三四年及三五年に亘り綿布、サロン其の他種々なる重要輸入品に對し陸續として輸入制限を施行し本邦品進出の抑制に専念し又輸出に在りては甘蔗種苗、カボック樹種子及規那の輸出を禁止又は制限し重要農林産物の外國移

蘭領印度の關稅

植を防止し或は價格の維持を企圖しつつあるもの如し

尙印度關稅定率法は一九三四年一月改正以來最近に至る迄に又數次の改正を経たるが就中注意に値ひするものは一九三四年七月法令公報第四八五號を以て公布せる同法第三條第二項「總督は左の物品に對し輸入稅の免除又は拂戻の特典を與ふることを得」中に左記(c)號を新に追加したることにして

(c) 新しき完成品の製造を目的とする新工業の設置又は既存工業の新部門の設置の爲に用ふる機械、器具、工  
具竝に總督の定むべき二年以下の期間内に右の工業又は同部門に於て加工する原料、但し稅の免除又は拂  
戻は總督が蘭領印度の經濟上の利益に必要と思料する場合に限る

此の改正は近年盛に提唱せられつつある蘭領印度工業化問題に對して根本的に關稅政策に依りて之を達成せんとする  
政府の努力が明白に窺はれコライン首相の懷抱する蘭印政策の實現せられたるものに外ならず傳へられ即ち一九三  
四年度蘭印豫算會議の下院に於てコライン首相は經濟的必然性なるものに關し「爪哇の如き人口稠密なる所は純農業  
社會より半農工的社會への過渡期を必ず經過するものなるを以て小工業に對しても大工業に對しても之が保護獎勵を  
必要とするものなり」ミ陳述し又上院に對する首相の答申書中にも此の立場は更に詳説せられ特に國情竝に民情に適  
合する企業の促進を希望する旨表示せりこのことなるを以て斯く關稅政策に依り蘭印工業化の促進を計ることは將來  
益々顯著なるべく例へば輸入品を原料品、半製品竝に營業用品、日用品、奢侈品等の如く組織的に分類して稅率を  
異にせしむるが如きも亦其の一策たり得べく稱せられ之に關しては蘭印政府も既に國民參議會に於て言明しコライ  
ン首相も本國議會に於て聲明する所ありたり云ふ

終に日蘭會商の經過を略説せんに蘭印政府は近年に於ける和蘭本國蘭印間貿易の不況對策として外國品の輸入制限  
を企圖し一九三三年六月公布のセメント輸入制限令を第一着手とし爾來麥酒、綿織物、サロン等に對し續々輸入制限

の舉に出でたるを以て特に本邦品は甚大なる打撃を蒙り帝國政府は之が緩和方交渉の必要を感じ居りたる際、和蘭政  
府に於ても本邦の對蘭印貿易激増に鑑み片貿易(註)調整の目的を以て兩政府間に會商を開き度き旨の希望を表明し且  
一九三四年一月八日に至り正式に一九一二年の現行日蘭間通商航海條約を補足すべき何等かの協定を締結し以て日本  
蘭印間貿易改善の可能性を考慮する爲バタヴィアに日蘭兩國政府代表者の會商を開催し度き旨申出ありたるに付帝國  
政府は之を受諾し代表者を派遣し六月八日バタヴィアに於て「本邦蘭領印度間に於ける貿易關係の不均衡を調整し各  
種の輸入制限令及營業特許制の如き類例少き排他的措置の緩和徹底を期して」本會商を開催したるが開會當初より諸  
種の原則問題につき彼我代表間に意見の懸隔あり又海運問題其の他の派生問題の爲會商本來の進行を妨ぐるありて我  
代表部は半歲餘に亘り輸入品取扱比率問題、許可制度に依るべき輸入品の種類數量問題、砂糖其の他の蘭印產物買付  
問題等日蘭兩國貿易の全般につき種々折衝を試みたるも問題が複雑多岐なる爲双方の主張具體的妥結の運に至らず遂  
に十二月十七日兩首席代表の最後の會見に依り一先づ延期の形式を以て會商を終了することとなしたり、因に本會商  
より分離したる海運問題に關しては之を民間會商に移したるを以て昭和十年(一九三五年)一月二十五日神戸に於て本  
邦側南洋郵船、大阪商船及石原産業の三會社代表ミ蘭印側ジャヴァ・チャイナ・ジャパン汽船會社代表との間に海運會  
商を開催したるも會議に於ける使用國語問題に關し双方の意見對立して行惱み何等本問題に觸るることなく遂に三月  
二日決裂の已むなきに至れり

〔註〕一九三三年に於ける本邦及蘭印間貿易統計に關し双方の發表せる數字左の如し

	本 邦 側	蘭 印 側
日本より蘭印への輸入	一五七、四八七	九八、四二八
蘭印より日本への輸出	五五、七〇九	二二、六二九

蘭領印度の關稅

二五三

第二項 關稅率

一、印度關稅定率法

蘭領印度に於ける輸出入關稅は印度關稅定率法及印度關稅定率法に基かざる外領各地に於ける輸出入稅の賦課（關稅區域外に於ける輸出入稅の賦課）に關する規定に依り賦課するものなるが後者は本邦貿易上關係少きものと認めらるるを以て省略し主として前者につき敘説せん

關稅定率法は本文十六條之に附屬せる輸入稅率表及輸出稅率表より成るものなるが先づ其の課稅方に關する主要規定の要旨を擧げんに第一條に於ては爪哇及マヅラ兩島、タヌバリ、スマトラ西海岸、ベンクレイン、ラムボン、パレンバン、バンカ及屬領、南東部ボルネオの各州並にアチエー及屬領州のシンケル分州内に消費の爲輸入せられ然も明示的に免稅せられ居らざる總ての物品に對しては本法附屬A定率表（註、後出輸入稅率表）所掲の輸入稅を賦課し、第四條に於ては右各地よりの輸出に際しては本法附屬B定率表（註、後出輸出稅率表）所掲の物品に對し同表所定の輸出稅を賦課する旨規定し、第五條第一項に於ては總督は和蘭國王の命令を遵守し第一條所掲の爪哇及マヅラ以外の諸州又は其の一部分に於て第四條所掲の定率表に掲ぐるもの以外の他の物品に對して輸出稅を賦課するの權限を有す、但し稅額は從價十%又は之に相當する金額以上たることを得ず規定し尙課稅對象物を同號に列擧せる十種類の商品に限り第二項（一九三四年五月三十一日法令公報第三四一號土人護謨特別輸出稅の爲の印度關稅定率法第五條及第九條増補に關する件に依り増補）に於て第一項の規定を排し別に政府令を以て土人護謨輸出條例（法令公

報一九三四年第三四三號）に謂ふ土人護謨につき一時的特別輸出稅を賦課することを得、此の場合第一項に定めたる課稅限度は之を適用せず規定し、又第九條には第一項に於て總督は國王の命令を遵守し本法第一條に掲げざる蘭領印度の一部に蘭領印度政府の名に於て輸出入稅を賦課する權限を有する旨又第二項に於て必要あるときは第五條第二項の規定を準用する旨を規定せり

次に輸入稅免除方に關しては第三條第一項に於ては化學藥品、染料並に他の此の類の品種にして工場及其他の營業に於て工程上の補助品として必要なるもの並に販賣用生産物製造に必要な粗曠物に對しては輸入稅を免除し得ることを規定し第二項に於ては總督は下記(a)、(b)及(c)項規定の物品に對し輸入稅の免除又は拂戻の特典を與ふることを得る旨を規定せり、(a)政府用として又は政府の勅定を以て輸入する物品、(b)學術上の目的を以て輸入せらるるもの若は國際關係よりして斯くすることを希望せらるるもの及(c)新しき完成品の製造を目的とする新工業の設置又は既存工業の新部門の設置の爲に用ふる機械、器具、工具並に總督の定むべき二年以下の期間内に右の工業又は同部門に於て加工する原料但し稅の免除又は拂戻は總督が蘭領印度の經濟上の利益に必要と思想する場合に限る

更に輸出入稅率について觀るに元來印度關稅定率法は財政收入を目的とし一八七二年同法創定以來幾多の修正増補をなし一九二一年、二四年及二七年に於て各全部を更改し一九三一年現在に於て輸出稅は僅々コブラ外數品に對して之を課するに過ぎず定率法の主體たる輸入稅は稅表の組織甚だ簡單にして稅番數百十三の少數に止まり從價稅を主とし稅率は十二%、十%及六%の三種を出でざりしが一九三四年一月施行の輸入稅の全般に亘れる根本的改正に於て畫期的變革を見たり而して之が改正問題に關しては早くも一九三一年六月國民參議會に於て蘭印總督之に言及する所ありしものの如きも參議會に提案したるは一九三三年八月及九月之を通過して本國和蘭議會に回付せられ十二月末同議會を通過したるものとす

右改正は久しき以前より準備中なりし奢侈税法の延長も見るべきものにして依然従價稅主義を採り据置の輸入附加稅五十%を加算し舊稅率の十八%、十五%、九%及七.五%の四種なりしに對し改正稅率は三十%、十八%、十五%、九%及七.五%の五種となり最高三十%及之に次ぐ十八%の二稅率數を合せたるものは稅率總數の七十三%を占め奢侈品輸入稅引上の名の下に奢侈品の輸入稅を從價二十%(附加稅を加算すれば三十%)に、奢侈品製造原料を十二%(同上十八%)に高めたる外輸入消費品の全部及蘭領印度に於ける社會生活上相當重要な地位を占むる各種外國工業品の輸入稅率の殆ど全般に亘り之を引上げ以て六百三十萬盾の關稅增收を見込み當領政府の引續きたる財政收入の缺減を補填し兼ねて近年に於ける輸入貿易の趨勢に鑑み領内産業の保護を企圖せるものなり

改正輸入稅率表は之を舊稅率表に比すれば頗る浩濶なるものにして二十一類八十一節に別たれ稅番數九百四十三、品目千四百十六の多數に上り内從價稅率二十%のもの四百三十九、十二%のもの四百八十九、十%のもの九、六%のもの三百三十六、五%のもの二、計千二百七十五品目、從量稅率四十四品目、無稅のもの九十七品目なり

右改正稅率中直接本邦に影響を及ぼすもの主なるものは左の如し

- 一、從價二十%なるもの
  - 絹織物、絹絲、肌着、靴下、ワイシャツ、寒天、化粧品、菓實、傘、エナメル製品、魚類、菓子、林檎、化粧窓硝子、コップ、自動車部分品、玩具、罐詰、果實及野菜、時計、運動具、萬年筆、皮革製品、精製食料品、樂器、陶磁器及ランプ中十二%を課し居りしもの(以上舊稅率十二%のもの)
  - 人絹織物、メリヤス(以上舊稅率十%のもの)
- 二、從價十二%なるもの
  - 綿布、小麥粉、陶磁器及ランプ中十%を課し居りしもの(以上舊稅率十%のもの)

藥劑、洗濯石鹼、染料(以上舊稅率六%のもの)

綿絲の一部

三、從量稅

麥酒(百立に付)

樽詰 十盾 (舊稅率 七.五〇盾)

壘詰 十一盾 (舊稅率 八.〇〇盾)

尙一九三四年七月には獨蘭新通商協定締結の結果マラヤに對する醫藥品及コールド誘導染料は各十二%より六%へ醫療用石鹼は十八%より十二%へ夫々輸入稅率を引下げ又同年八月には工業原料に對する輸入稅輕減の趣旨を以てチーズ、酒精性エッセンス、書籍、定期刊行物、目録見書及繪本、畝織物及書籍裝釘布、壁用タイル、工場用ミシン、滑瓣の各品目に屬するもの一部又は全部につき稅率の引下を行ひたり

以下輸入稅率表に付ては類名、稅番、稅目數並に從價稅の最高及最低稅率を掲げ本島及本邦に關係ある稅率を摘録し輸出稅率表は前記關稅法第四條の規定に依るもの全文を掲ぐるこゝにすべし

蘭領印度輸入稅率表分類一覽

類番	類	名	稅目番號		稅目數	從價稅率	
			自	至		最高	最低
一	動物及動物界の生産物		一	二五	二五	二〇%	六%



税番	品名	單位	稅率
二	植物界の生産物	六六	二〇
三	動物性又は植物性脂原料、脂、油及蠟。食用脂	七五	二〇
四	食料製品。飲料、酒精飲料及酢。煙草	四八	二〇
五	鑛産品	二二	二〇
六	化學製品及藥製品。染料及假漆。香料。石鹼、蠟燭及類似の物品。	六四	二〇
七	粘質物及ゼラチン。爆發物。肥料	一五	二〇
八	皮革、毛皮、及同製品	二〇	二〇
九	護謨及護謨製品	二〇	二〇
一〇	木材、コルク及同製品	二〇	二〇
一一	紙及其の應用品	四三	二〇
一二	纖維原料及纖維製品	七五	二〇
一三	靴、帽子、雨傘及日傘。流行品	一八	二〇
一四	石材及其の他の鑛物製品。陶磁器。硝子及硝子製品	八〇	二〇
一五	貴金屬。眞珠及寶石。貨幣	七	二〇
一六	卑金屬及同製品	一八	二〇
一七	機械及器具。電機	二〇	二〇
一八	輪送機關	二〇	二〇
一九	科學及精密機械器具。時計及樂器	二〇	二〇
二〇	武器及彈藥	二〇	二〇
二一	別類に掲げざる各種の商品及生産物 美術品及蒐集を目的とする物品	二〇	二〇

蘭領印度輸入稅率表(抄録)

第一類 動物及動物界の生産物

税番	品名	單位	稅率
一三	牛乳、クリーム、脱脂乳、煉乳、乳漿、乳酪(生のもの又は保存の爲加工せるもの)。砂糖の混入如何に拘らず、固形、粉末又は凝縮せる牛乳及クリーム。ヨーグルト 一 クリーム及ヨーグルト 二 其の他の生産品 特例—本號の適用に付ては包裝にクリームと表示せられたるものはクリームと看做す	同 從價	二〇% 一二%

第二類 植物界の生産物

税番	品名	單位	稅率
三〇	莢豆類(豌豆、蠶豆等又大豆を含む)(中略)及類似のものにして生のもの又は乾したるもの 一 冷凍装置に依り輸入せるもの 二 其の他のもの	同 從價	二〇% 一二%

税番	品名	單位	稅率
三八	茶(葉茶及粉茶)、バラガイ茶又はマテ茶及芳香を附けたると否とに拘らず乾燥したる其の他の葉又は植物の部分にして嗜好品として茶の代用に用ひらるるもの。以上は他の物質を混入したると否とに拘らず、タブレット型其の他に固めたるものを含む	每百疋	四〇・〇〇
四〇	稻穂(莖の有無に拘らず)又は籾、玄米、精米	無	無
四二	穀物の碾割及粉。脱皮又は脱殼せる穀類(米を除く)。碾割粉	從價	一二・二%

第四類 食料製品。飲料、酒精飲料及酢。煙草

税番	品名	單位	稅率
七八	保存性を與へ又は加工せる別號に掲げざる魚介及軟體動物及其の食用に供せらるる部分及以上のものより製したる別號に掲げざる食料品各種(魚のバイ、バター附鱈魚、バター附蟹等)、キャビア又はキャビア代用品	從價	二〇%
一一三	麥酒	一 樽入のもの	一〇・〇〇
		二 其の他の方法にて輸入せるもの	一三・〇〇
		a スタウト又はポーター	一二・〇〇
		b 其の他のもの	一〇・〇〇

第五類 鑛産品

税番	品名	單位	稅率
一一八	ポルトランド・セメント、ローマ・セメント、プゾラナ・セメント、鑛滓セメント及類似のセメントにして着色劑其の他の原料を混和したると否とに拘らず、潰したると否とに拘らず又は固めたるもの	每百疋	〇・二五
一一三	石炭、無煙炭、燭炭、ボツグヘッド炭、褐炭及類似の固形鑛物性燃料、以上は原鑛(潰したるものを含む)。各種の骸炭。煉炭及類似の石炭を以て製したる固形人造燃料	無	無

第六類 化學製品及藥製品。染料及假漆。香料。石鹼。蠟燭及類似の物品。粘質物及ゼラチン。爆發物。肥料

税番	品名	單位	稅率
一四六	化學元素。臭素、沃素。カリウム、ナトリウム、硫黃、磷、セレンニウム及其の他別號に掲げざるもの	從價	六%
一四八	炭化カルシウム	一 照用用のもの	一二・二%
		二 其の他のもの	六%
一五三	特別—照用炭化カルシウムとは包装せられたる炭化カルシウム並に十五平方の網目を通過せしめられたる粒狀炭化カルシウムを謂ふ。酸類、鹽類及非金屬相互の又は非金屬と金屬との化合物	同	六%

一六五	セルロイド、セロファン、ベークライト、ガラリト及類似のものにして塊狀、平板又は片狀のもの	一 包装せられたるもの又はタブレット型のもの 二 其の他の方法にて輸入せるもの	同 同	六% 六%
一六七	加工したる薬用品(動物用のものを含む)例へば薬用に供せらるる薬草又は其の他の薬物の複合品、抽出品及類似の豫備加工品。調製せる薬品(粉末、タブレット、丸、粒となし、キャプスル及類似のものに入れたる薬品)。本號には血清、ワクチン及細菌培養物並に特許薬、秘密薬及其他的類似の物品にして法律に依り又は法律に依らずして特効の認められ病氣又は不快を癒し、軽減し又は豫防し又は身體の或る機能に影響を與へるものを含む。以上は他の項に掲げ又は含まざるもの	一 一般に若返薬、避妊薬又は催淫薬として知られたるもの 二 其の他のもの	同	二〇%
一七〇	別號に掲げざる化學製品	a 豫防用の血清及ワクチン、細菌の培養物 b 其の他のもの	同 同 同	六%
一八一	染料及着色原料、繪具(油に融し又は即時に使用するもの)、假漆、漆、木材用塗料、シツカチダ及繪具に混入する油、以上は別號に掲げざるもの。並に別號に掲げざる其の他の染料にして染色及着色原料を以て合成する織物防水、木材防腐、錆止及類似の用途に供するもの及下塗材料、木材細孔填充材料の如きもの	一 濕性染料 a 一番包装又は直接包装に於て風袋込三〇疋を超えざるもの b 其の他のもの	同 同 同	二〇% 六%
		二 其の他のもの a 包装せられたるもの又はタブレット型のもの	同 同 同	二〇% 六%

一八七	芳香劑及化粧品(其の性質及製造方法に依り芳香劑及化粧品とせらるべき一切のものを謂ふ)にして次の如きもの。香水、化粧水、含嗽水、毛髪水及毛髪染。(中略)香油、芳香性油、ユイル・アンチク。芳香性ペースト、別號に掲げざる脂及ボマード。香粉及白粉(脂取紙を含む)。コスメチック類。眉墨及紅棒。(中略)齒磨粉、齒磨クリーム、齒磨棒、齒磨綿、煉齒磨。鬚剃用石(明礬)及類似のもの。香紙、香棒及香タブレット。室用香料、浴場用香料、惡臭防止薬。芳香性紙巻煙草(煙草を除く)。以上はパフ又は(及)鏡又は類似のものと共に包装せられたるものを含む。香袋、香革の如きもの及主として又は全く本號に屬する物品より成る化粧品箱及組具	b 其の他のもの	同	六%
一八八	化粧石鹼、芳香石鹼及薬用石鹼	一 鬚剃石鹼、クリーム石鹼、煉石鹼、粉石鹼、鱗片狀石鹼、葉狀石鹼又は水石鹼等 二 其の他のもの a 美麗なる包装のもの b 其の他のもの	同 同 同	二〇% 二〇% 二〇%
一八九	其の他の石鹼並に別號に掲げざる洗濯用品にしてルツクス、ベルシルの如きもの及石鹼代用品	特例(一)美麗の石鹼とは個々にセロファン、ゼラチン又は類似のもの、金屬箔(錫箔其の他)、縮緬紙、色紙、金紙、銀紙又はブロンズ紙並に裝飾、浮彫又は繪畫を印刷せる紙にて包装せる石鹼を謂ふ (二)本號に屬する石鹼並に芳香劑を容れたる小箱、小籠及類似のものは第一八七號に掲ぐる化粧品箱に依り課税するものとす	同	二〇%

税番	品名	單位	稅率
二〇六	特例一 一番包裝及直接包裝に於て風袋込五疋を超えざるもの又は棒狀、塊狀、タブレツト型又は多少一定の形狀を呈するもの 二 其の他の方法にて輸入せるもの 特例一 芳香を附したる石鹼代用品又は仕上の方法に依りて第一八八號に掲ぐる石鹼の代用品に用ひらるること明かなるものは同號に依り課稅す	同	從價 一二% 同 六%
二〇七	特例一 ベンガル燐寸及類似の物品にして娛樂に供せらるること明かなるものは本號に屬せず本稅率の適用に付ては之を花火とす(註、此の種の花火の稅率從價二〇%) セリウム鐵及自動點火器の發火に用ふるものにして軸其の他の形狀のもの。口火及其の他別號に掲げざる同上の目的に供せらるるもの。粒狀其の他一定の形をなしたる可燃性物質にして軸其の他に挿みて用ひ燐寸の代用に供するもの	同	從價 六%
二〇九	肥料 施肥にのみ用ひ又は肥料としてのみ使用する目的を以て加工せられたる動植物性物質(天然又は人造グアノ、厩肥、蝦殼、骨粉、肉粉、パウンドレット等)。礦物質肥料にして智利硝石、天然燐酸石灰(燐灰石、燐灰土及類似のもの)及天然加里鹽(カインソルト、カーナソルト、シルヴィニソルト及類似のもの)(此等の粉砕したるものを含む)。並にトーマス燐肥、過燐酸、重過燐酸、石灰窒素及其の他の肥料としてのみ用ひらるるもの 一 包裝せられたるもの 二 其の他の方法にて輸入せるもの 特例一 其自體としては肥料と認め難き硫酸並に硝石は肥料以外に用途なき物質と混合の後肥料として輸入稅の免除を受くることを得、本規定施行の爲必要な條件は總督之を定む	從價	無稅 一二%

第七類 皮革、毛皮及同製品

税番	品名	單位	稅率
二二四	短靴、長靴、スリッパ、サンダル及其の他革製又は一部革製の履物の部分品にして一定の型に截斷したるのみものにして靴底、踵革、長靴の胴及上革等(縁革、所謂柔革をも含む) 一 從價二〇%の輸入稅を課せらるる製品に接合するもの並に裝飾の施されたるもの、本號に該當する一切の仕上の施されたる靴踵を含む 二 其の他のもの	從價	二〇% 一二% 二〇%
二二七	行李、旅行用靴、革囊類、通學用靴、各種の袋物(下略)	同	同

第八類 護謨及護謨製品

税番	品名	單位	稅率
一一三五	全部又は一部護謨より成る交通機關の車輪の被覆又は外裝に用ふる内タイヤ、外タイヤ、空氣タイヤの如きもの 一 自動車、自轉車及車輪のタイヤ並に乳母車、運動用車、足踏自動車、小兒用車及類似のもの車輪に用ふるタイヤ。リムバンド又はリムリボン(所定の長に截斷せられたると否とに拘らず) 二 飛行機の車輪タイヤの如き其の他のもの	從價	一二% 六%

第九類 木材、コルク及同製品

税番	品名	單位	稅率
二五五	別號に掲げざる化粧板、相互に組合せ又は膠附けたるもの(ベニヤ板等)又は他の材に嵌めたるものを含む	單位	
二五八	一 素材又は加工したるも裝飾なきもの	從價	一一%
	二 裝飾を施したるもの	同	二〇%
二五八	一 ベニヤ箱及其の部分材。燕尾釘其の他類似の結合材料、金屬製裏附材料、角金等、既に組立てたる否とに拘らず現に輸入せらるる又は既に輸入せられたるベニヤ板に必要なものにして當該ベニヤ箱製造所重量迄	同	無
	二 其の他のもの(組立てたる否とに拘らず) 特例 下金、蝶番又は金屬性鑲金の着きたる箱竝に色澤を施し又け其の他の方法にて仕上げたる箱は本號より除く	同	六% 稅

第十類 紙及其の應用品

税番	品名	單位	稅率
第四十四節	紙及板紙。紙及板紙製品。書籍	單位	

三〇二	木材板紙、灰板紙、藥板紙、泥炭板紙、紙板紙其の他粗硬なる板紙類及光澤板紙、プレスパーン及類似の緻密にして弾力に富み光澤ある板紙(下略)	同	一一%
三〇四	セロテックス、ウエンヤシット及類似の製紙原料製品にして壁張用又は其の他の建造用に供するもの	同	六%
三〇七	別號に掲げざる包装紙(パラフィン、蠟、假漆、松脂、タール及類似のものを滲透塗抹したると否とに拘らず及布帛、絲織又は繩索、金屬線又は金屬網を以て強化したると否とに拘らず)。包装紙として用ひらるる古新聞雜誌、反故類竝に羅紗紙及包装に用ふる波狀を附したる紙及板紙を含む	同	一一%
三〇八	新聞印刷用紙	同	一一%
三一五	筆記用、タイプライター用及記録用紙(下略)	同	一一%

第四十五節 印刷製品及寫眞

三三四	印刷製品(印刷物(活版、平版)、地形圖、海圖、天體圖)竝に筆寫せる又はタイプライターを以て打ちたる原稿及點字本。以上は書籍、假綴本又は定期刊行物のものにして裝釘の有無に拘らざるも表紙又は表題紙あるときは其等を除き一連にて四頁以上より成るもの。廣告の爲の附録印刷物及右に附屬し同時に輸入せられたる活版印刷物、平版印刷物、カード、型録、見本、市街圖、附録其の他の文書にして本文の前、中、後に挿入せられ又は綴込まずして別箇の部分となす否とに拘らず本文に添加せられたるもの、竝に樂譜(音符の記入せられ又は印刷せられたる譜本を含む)	同	二〇%
三三四	一 全部又は一部貴金屬を以て裝釘したる書籍又は貴金屬の接金を有する書籍竝に寶石、半寶石、眞珠又は其等の模造品を以て裝飾を施せる書籍及箱函に入れる書籍にて其の中に別に課稅せらるる一又は其以上の物件の存するもの	同	二〇%
	二 本號に屬する其の他のもの	同	無
三三四	a 繪本(兒童が繪を塗りて遊ぶもの及色紙を貼りて遊ぶもの)及其の他類似の兒童の玩具の性質を有する書籍及所謂魔術書(但しお伽話等の本を除く)	同	二〇% 稅
	b 其の他のもの	同	無

第十一類 纖維原料及纖維製品

稅番	品名	單位	稅率
三四四	第四十六節 絹絲、絹絲屑、屑紡績絹絲及人造絹絲。金屬紡線 絹絲（繭より解舒したる所謂生絲及屑絹又は其の精製品又は再生絹より製造したる絲を含む）、然及精練又は（及）染色の有無に拘らず。人造絹絲、粗なるもの（人造馬毛、クリノール、クリノイド）、帶狀又はリボン狀のものを含む、然又は（及）染色の有無に拘らず。並に人絹屑、再生人絹より製造したる絲。以上は前掲諸纖維の混合又は他纖維（綿、毛）との混合に依り造りたる絲類を含む 一 小賣の爲に仕上げられたるもの 二 小賣の爲に仕上げたるにあらざるもの a 織絲、全く人絹又は人絹綿混合品より造りたるもの。染色せざるもの b 其の他のもの	從價	二〇%
三四五	繪刺繡用絹絲（プルセット）、共に箱中に包装され居る場合は其に附屬する刺繡道具を含む	同	無稅
三四六	別號に掲げざる全部又は一部絹又は人絹より製したる織物及其の他の製品 一 カーテン、敷物、掛布、被覆及衣服用品及其の他各種物品 二 組紐及リボン、織りたるもの又は編みたるもの 三 レース。刺繡布、縫箔布、花綵。刺繡又は其の他の方法にて裝飾を施したる絲布。婦人服飾。裝布。總。打紐。張布。細繡。縁飾。飾レース。飾紐。絹羅紗。笹縁及類似の添飾。仕上又は裝飾に用ふる製品。カーテン絞紐を含む	同	二〇%

稅番	品名	單位	稅率
三四七	第四十七節 羊毛、馬毛其の他の動物毛	同	二〇%
三五一	羊毛其の他第三四九號に掲げたる原料（註、羊毛、馬毛、其の他の動物毛）製の絲（其等の相互の混合又は他種纖維の混合に依ると否とに拘らず、但し絹絲及人絹を除く） 一 織絲 二 其の他のもの	同	五%
三五二	別號に掲げざる羊毛及第三四九號に掲ぐる其の他の原料製の織物及其の他の製品、其等相互の交織又は他種纖維との交織を含む。但し絹絲及人絹を除く 一 網布及網布様網物、天鵞絨、ブラッシュュ及此等類似品、以上は紋織其の他の方法にて裝飾を施したるものを含む。並にレース及生地レース、レース細工又はレースを用ひて造れる生地物 二 其の他のもの	同	二〇%
三四八	四 即時に室内、車輛及家具の内張裝飾に用ひ得ると否とに拘らず各種の一定の寸法に切斷せられたる品にして床敷、絨緞、掛布及其の他床及脚臺被覆、カーテン、カーテン絞布、垂飾、祭壇飾布、壁掛布（ゴブラン織の如きもの）、懸物、巻物、衣桁覆、長椅子掛布、卓子掛布、ピアノ掛布、椅子掛布等。盆、皿、洗指皿、手水臺の掛布及類似のもの、刺繡、模様、圖書、パチツク又は其の他の方法にて仕上げたる長椅子クッション、茶溫器、丹冊及類似のもの、小布切 五 サロン、カインバンデヤン、スレンジン、頭巾、肩掛、祈禱用掛布、其の他類似の掛布、即時使用に供せらるると否とに拘らず 六 レース細工及刺繡細工にして前各項に含まれざるもの 七 其の他本號に屬するもの	同	二〇%



- j 眞珠、珊瑚、寶石、硝子絲、硝子玉、スバングル、貝殻、雲母、黒玉、眞珠貝等の裝飾を施したるもの、此等が豫めリボン、美術品等に附けられ居る場合を含む
- k 繪畫又はパチツクに依り裝飾を施し又は染料其の他のものに依り裝飾及浮出模様を施したるもの
- l 縁飾又は切刻、波形を施せる縁付のもの、花綵、縁取り又は總を施せるもの
- 二 未晒綿布、晒綿布、色染綿布、縞綿布、捺染綿布、其の他のもの
  - A マーセイイズせざるもの
  - B マーセイイズせるもの
- 三 組紐及びリボン、織りたるもの又は編みたるもの、次掲第四項に含まざるもの
  - a マーセイイズせざるもの、捲縮を施さざるもの、紋織模様のなきもの又は飾附なきもの、縞織、縞編み又は捺染のなきもの但し腰紐、腰リボンは含まず
  - b 其の他天鵝絨製組紐及びリボンの如きもの
- 四 膠又は其の他の粘質物を以て接合したる絲又は纖維を以て製したる模造鞣皮紐及其の他類似の包装用紐並に靴紐
- 五 レース。刺繍布。箔縫布。花綵。刺繍其の他の方法にて裝飾を施したる縁布。襪布。總。婦人服飾。打紐。張布。細縞。飾レース。飾紐。襪縁及同種の添飾。仕上又は裝飾に用ふる製品。腰紐。カーテンの絞紐
- 六 直に室内、車輛及家具の内張裝飾に用ひ得ると否とに拘らず各種の一定の寸法に裁断せられたる製品にして床敷、絨緞、掛布及其の他の床及脚臺覆、カーテン、カーテン絞布、垂飾、祭壇飾布、壁掛布(ゴブラン織の如きもの)、懸物、巻物、衣術覆、長椅子掛布、卓子掛布、ピアノ掛布、油除掛布等。盆。皿。洗指盆、手水臺掛布及類似のもの、刺繍。紋織。繪畫。パチツク又は其の他の方法にて仕上られたる長椅子クッション、茶溫器、丹册類及類似のもの的小布切

同 同 同 同 同 同 同 同

價

一一二% 一一二% 二〇% 一一二% 一一二% 二〇%

- 七 サロン、カインバンチャン、スレンジン、頭巾、肩掛、祈禱用掛布及其の他類似の掛布、即時使用に供し得らるるものたる否とに拘らず
  - a 機械織の未晒物、晒物、縞物、色物又は捺染物及カレンダー又はプレスによりて裝飾効果を施したるもの、然らざるもの、但しマーセイイズ、パチツク染、刺繍、縫取、紋織、金銀線(模造品を含む)の織込、金屬物質又は金屬箔の押捺の無きもの、又總を附せず其の他特別の裝飾なきもの
  - b 其の他のもの
- 八 手拭類、但し縁附なく又は結びたる又は添附たる總のなきもの
  - a 未晒物又は晒物、但し頭文字、標章等を施さず又は裝飾なきもの、縁縞の有無に拘らず
  - b 其の他のもの
- 九 卓子用品(食卓布、ナプキン及指拭布)、一定の寸法に織りたるもの、縁飾のなきもの
- 十 家庭用布及化粧用布、一定の寸法に織りたるもの、縁飾のなきもの
  - a マーセイイズせざるもの、刺繍、縫取又は類似の裝飾なく又は頭文字、標章又は類似のもの織込みなきもの
  - b 其の他のもの
- 十一 ハンカチーフ、一定の寸法に織りたるもの、縁飾なきもの
  - a リネン縁取のもの、未晒のもの、又は晒、色染又は捺染以上の仕上なきもの又縞織に非ざる簡單なる縁線のあるもの、マーセイイズせざるもの
  - b 其の他のもの
- 十二 靴紐及コルセット紐
- 十三 レース細工及刺繍製品、前各項に含まれざるもの
- 十四 其の他本號に屬するもの

同 同 同 同 同 同 同 同

一一二% 一一二% 二〇% 一一二% 一一二% 二〇%



a 從價二〇%の輸入税の賦課せらるる製品を用ひずして製造したるもの、マ  
 ーセライズせざるもの、捲縮を施さず、絞織、飾附の施されざる絞織、縮  
 編み又は捺染のなきもの  
 其の他のもの

同 從 價

二〇% 一二%

三五七

亞麻、大麻、黃麻、苧麻、マニラ麻、ニュージランド麻、ボンベイ麻、アゲージ纖維  
 シサル、鳳梨纖維、蘆薈纖維、ココ椰子纖維、芝纖維、樺實毛、植物軟毛、其の他別號  
 に掲げざる天然性植物性纖維原料、以上のものの生のもの、浸漬、碎莖、折麻、麻  
 絞、コム、晒、染色したるもの、並に其の屑麻、麻繩及繩製品を含む  
 機械等の清掃用に供せらるる前號に掲げたる纖維

第四十九節 亞麻、大麻、黃麻、苧麻及其の他の植物性纖維原料

三五八

亞麻絲又は其の他第三五七號に掲げたる原料製の絲、其等の紙、セルローズ、テクステ  
 イローズ製の絲、其等相互の混製又は木綿の如き他の天然性植物性纖維と混製せられた  
 ると否とに拘はらず

同 同

六% 六%

三五九

一 織 絲  
 二 其の他の絲  
 亞麻其の他第三五七號に掲げる纖維原料又は紙、セルローズ、テクステイローズ製絲を  
 以て製したる織物及其の他の製品、以上は其等相互の交織又は其の他の天然性植物性纖  
 維原料との交織を含む、別號に掲げざるもの

同 同

一五% 一二%

三六〇

一 網布、網布様網物、摺織様布、天鵞絨、ブラッシュ、ブラシ天、此等の類似品、  
 以上は絞織又は其の他の方法にて裝飾を施したるものを含む。生地レース及生  
 地レース・レース製品又はレースを用ひて造れる布並に玆に掲げたる布中に含  
 まれざるカーテン被覆布、敷物及掛布  
 二 第一項に含まざる厚地物。畝織、絞織又は飾附を施さず、木綿と交織せられた  
 るときはマーセライズせられざるもの

同

二〇%

- 三 其の他のもの
  - a 晒亞麻布、亞麻交織布、斜子織、綾織、縐子織附のもの
  - b 其の他のものにして未晒物、晒物、縐織物、色物、捺染物
- 四 組紐及リボン、織りたるもの又は編みたるもの
  - a マーセライズせざるもの、捲縮を附せざるもの、絞織又は飾附なきもの、  
 縐織、縐編又は捺染のなきもの、但し一定の寸法に截断せられたると否と  
 に拘はらず腰紐又はリボンを除く
  - b 天鵞絨製及其の他aに含まざる組紐及リボン
- 五 レース。刺繡布。箔縫布。花綵。刺繡其の他の方法にて裝飾を施したる縐布。  
 襪布。總。婦人服飾。打紐。張布。細縐。襟飾。飾レース。飾紐。襪縁及類似  
 の添飾。仕上又は上飾に用ふる製品。カーテン絞紐。腰紐及類似の紐並に靴紐  
 を含む
- 六 即時に室内、車輛及家具の裝飾に供し得らると否とに拘はらず一定の寸法に  
 截断せられたる各種の此種製品にして、床敷、絨緞、掛布及其の他の床及脚臺  
 被覆及マット、カーテン、カーテン絞布、垂飾、祭壇飾布、壁掛布(ゴブラン  
 織の如きもの)、懸物、巻物、衣桁覆、長椅子掛布、卓子掛布、ピアノ掛布、椅  
 子掛布等。盆、皿、洗指盆、手水臺掛布及類似のもの並に刺繡、絞織、繪畫、  
 パチック又は其の他の方法にて仕上げたる長椅子クッション、茶温器、丹册類  
 及同種のものの小布切
- 七 サロン、カインベンヂヤン、スレンダン、頭巾、肩掛、祈禱用掛布、其の他類  
 似の掛布、即時使用に供し得らると否とに拘はらず
- 八 レース細工及刺繡製品、前各號に含まざるもの
- 九 其の他の本號に屬するもの

同 同 同 同 同 同 同 同 同 同 同

二〇% 一二% 二〇% 二〇% 二〇% 二〇% 二〇% 二〇% 二〇% 二〇% 二〇%

<p>a 從價二〇%の輸入税の課せらるる製品を用ひて造らず又はマーセライズせる綿糸を含まず、捲縮、紋織を施さず、飾附をなさず、縞縹、縹縹又は捺染のなきもの b 其の他のもの</p>	<p>第五十一節 莫大小製品</p>	<p>三九二 莫大小生地及其の他の反物、一定の寸法に裁斷して製造したるものを含まず。二枚以上に裁斷せられたるもの亦同じ</p>	<p>一 綿製肌着品生地、未晒のもの、晒したるもの、マーセライズ又は紋模様を施さざるもの、又刺繡又は其の他の方法に依り裝飾を施さざるもの 二 其の他本號に屬するもの</p>	<p>三九三 長靴足袋及短靴足袋 一 綿製、單色のものにしてマーセライズ又は裝飾を施さざるもの 二 其の他のもの</p>	<p>三九四 胴衣、袴下、襦袢衣以上のコンビネーション 一 綿製、單色のものにしてマーセライズ又は裝飾を施さざるもの 二 其の他のもの</p>	<p>三九五 別號に掲げざる莫大小製品、手袋、半手袋、肩掛、ブーフアックス、襟掛布、襟巻、外套頭巾、胴衣、ブルース、ベツチコート、婦人用一般服、外套、浴衣、水泳着、ボレロ、セーター、ジャンパー、運動シャツ、子供服、襟飾、無縁帽、頭巾、卓子其の他家具覆、ランプ笠、クッション及クッション覆、巾着等 特例一持出、見返がマーセライズせる綿糸を以て製造せる裝飾なき單色の綿製襪衣は他の部分のマーセライズせざる綿糸を以て編出されるときは本號第一項に従ひ税番を決定す</p>	<p>同 同 同 同 同 同 同</p>	<p>二〇% 二二% 二〇% 二二% 二〇% 二二% 二〇%</p>
--	--------------------	---	--	--	---	---	----------------------	------------------------------------

第五十二節 上衣、下着及各种既製品

<p>三九六 別號に掲げざる上衣類、其の部分品及附屬品 一 從價一二%以上の輸入税の課せられざるもののみを以て製造し裝飾の施されざる男子用上衣及袴(寢衣を含まず) 二 其の他のもの</p>	<p>三九七 別號に掲げざる下着類及其の部分品 一 胴衣、袴下、普通シャツ、以上のもののコンビネーションにして從價一二%以上の輸入税の賦課せられざる綿布のみを以て製作したるもの、裝飾を施さざるもの 二 其の他のの上シャツ、剥皮用シャツ等</p>	<p>四〇一 食卓用布、炊事用布、寢臺用布及化粧用布(食卓用敷布、ナプキン、指拭布、臺所用布、雑布、茶布、寢臺敷布、クッション掛布、手拭、洗濯用布、洗濯手袋等)並にハンカチ及襪襪類 一 未製品の状態に於て從價二〇%の輸入税の賦課さるる物品(一定の寸法に織りたる食卓用品並にレース又は其の他二〇%の輸入税の賦課さるる製品を以て全部又は一部製造せらるる物品。總を附けたる各種の本號に掲ぐる物品を含む。更に各種の美麗なる包装をなせるハンカチーフ、各種の本號に屬する物品を用ひて製作せる食卓飾、寢臺飾等の如き添飾物 二 其の他本號に屬する物品 a 各種の裝飾を施せるもの、例へば刺繡、花綵、透細工、應用細工又は縁布、襪を施したるもの b 其の他のもの</p>	<p>特例一美麗なる包装をなせるハンカチーフとは小賣の爲六枚以下の包装をなして仕上げたるハンカチーフを謂ふ</p>	<p>同 同 同 同 同 同 同 二〇% 二二% 二〇% 二二% 二〇% 二二% 二〇%</p>
--	--	---	---	--

四〇二	浴場敷布及浴場裝飾品	從價	二〇%
四〇三	毛布、縐羅紗、掛具類	從價	二〇%
四〇八	包裝用ガンニー袋	同	一〇%

第十二類 靴、帽子、雨傘、日傘、流行品

四一九	別號に掲げざる革製又は毛附皮製の靴、底の組織の如何に拘はらず	從價	二〇%
四二〇	別號に掲げざる護謨靴、布帛の裏打あるものを含む	同	二〇%
四二二	各種の有鈎帽	同	二二%
四二三	一 竹帽、硬き無蓋のものにして野外勞働に於て一般に用ゆるもの	同	二二%

第五十四節 靴

第五十五節 帽子類

四三五	無縁帽、水兵帽、バレット(莫大小製品以外のもの)。制帽、兜及類似の頭を覆ふもの、自動車用、飛行家用、潜水用、浴用帽、庭球用日除、庭球用毛髮網、鉢巻及類似のものを含む	同	二〇%
四二六	一 潜水用兜及消防用兜 二 其の他本號に屬するもの	同 同	六% 二〇%
四二六	第五十七節 日傘、雨傘及洋杖	同	二〇%
四二六	雨傘、日傘(又所謂ビーチ・パラソルを含む)、小日傘、晴雨兼用傘並に洋杖兼用杖	同	二〇%
四二六	一 雨傘、日傘(ビーチ・パラソルを除く)並に小日傘及晴雨兼用傘。以上は簡單なる竹柄を有し紙張のものにして繪畫又は紋模様、裝飾又は縁飾を有せざるもの 二 其の他本號に屬するもの	同 同	二二% 二〇%

第十三類 石材及其の他の礦物製品、陶磁器、硝子及硝子製品

四五五	石綿製品	單位稅率	
四五五	第五十八節 石材其の他の礦物製品	單位稅率	

四六〇	陶器製屋根瓦類、燒きたると否とに拘らず	同	六%
四六一	一 釉藥又はエナメルを施さざるもの	同	六%
	二 其の他のもの	同	二〇%
四六二	一 白色のもの、浮彫其の他類似の裝飾を施さざるもの	同	二〇%
	二 多色のもの	同	二二%
	三 釉藥、エナメル又は裝飾を施さざるもの	同	六%
第五十九節 陶 磁 器			
四六三	床敷又は鋪裝用の陶器製のタイル及板並に陶磁器製の道路標	同	二〇%
四六四	一 釉藥、エナメル又は裝飾を施さざるもの	同	六%
四六五	二 其の他のもの	同	二二%
四六六	陶磁器製の壁用タイル及壁板並に家具用タイル	同	二〇%
四六七	一 白色のもの、浮彫其の他類似の裝飾を施さざるもの	同	二〇%
四六八	二 其の他のもの	同	二二%

四六七	樹液の受容に用ふる容器、所謂ラッパ・カップ、但し官吏の判断により該容器が他の目的に用ひらるることなきこと明かなる場合に限る	同	六%
四六九	洗面器(所謂固定洗面臺)及附屬具、脚臺、持送又は類似のもの。シャワー、水浴器類、便器類、ビデー、手水鉢、自動流洗器。化粧用洗器及類似の衛生用品並に化粧臺、鏡枠、洗面臺及寢臺附具の裝飾、其の部分品及類似のもの。以上は陶磁器製のもの	同	二〇%
四七〇	飲用水濾過器(水垂石を含む)にして陶器、磁器、珪藻土、石灰、砂石、輕石、洋灰又は其の他の礦物製のもの及其の附屬ブリーチ並に別號に掲げざる陶器製の貯水器又は包装器及陶磁器製の止物附壁栓	同	二〇%
四七一	磁器、エナメル又は類似の物質製の義齒類	同	二二%
四七二	陶磁器製の壁及天井の裝飾に用ふる物品(欄子、持送、粹縁、柱頭、蕙蕪形等)。裝飾煉瓦(アラベスク模様、蕙蕪形等)並に釉藥又はエナメルを施したる陶器又は磁器製の建物用通風格を含む	同	二〇%
四七三	花壺、花鉢、花掛、植物植込鉢、其の他の植物又は花の容器類、其の臺、植木鉢入の飾鉢にして陶器又は磁器製のものを含む、又他の製品と接合せる場合を含む	同	二〇%
四七四	一 普通の壺焼粘土製の天然色にして釉藥を施さざる花壺	同	二二%
	二 其の他の本號に屬するもの	同	二〇%
四七五	眞珠模造品、造花、花環及類似のもの。化粧用具。香壺、香水、撒布器、香爐類。灰皿、煙草壺、喫煙具及其の他の喫煙用品、並に紀念品となす皿類。以上は陶器又は磁器製にして他の製品と接合せられたると否とに拘はらず。陶器又は磁器製の鳥籠又は大鳥籠の附屬品	同	二〇%
四七六	胸像及立像。肖像。動物置物。人形類。裝飾用壺、鉢類、同時に物の容器に使用さるる場合を含む。繪畫を描きたるタイル。壁掛皿。裝飾用ランプ、行燈及其の臺。裝飾を施されたるランプ等及ランプ臺。貯金箱。透彫刻品。インキ壺及附屬品附インキ壺。瑣細なる裝飾品類及其の他の前述せざる各種の裝飾品、家具用品、木棚其の他文房具及小間物にして陶器又は磁器製にして他の製品と接合されたるものを含む	同	二二%

四七六	飲食用具、白色以外のもの並に浮彫裝飾又は類似の裝飾又は透細工の施されたもの、並に此等の飲食用具の部分品。二人前一組の茶器。珈琲、茶、朝食、玉子、果物、利休酒、ウキスキー、苦味酒、麵麴類、菓子類、パイ類の飲食具、其の添飾品及部分品。菓子鉢又は菓子皿又は類似の甘味品嚮宴に用ふる品物。干菓子、ビスケット、餡皿。パイ皿及パイ壺。食事の添皿、アスパラガス及魚用淺鉢。麥酒用瀬戸物コップ。裝飾を施されたる牛乳壺及臺附杯。諸種の接客用品、ナブキン挾。メニユー及揚子挾。並に各種の其の他の前述の種類のもの。以上は陶器又は磁器製のもの。本號には陶器又は磁器製の各種の飲食、接待及食卓用品にて金屬、木編物又は類似のものに被覆あるもの、金屬製の把手、臺其の他の裝置を施したるもの、又は匣等に包裝せられたるものを含む	從價	二〇%
四七七	別號に掲げざる磁器(他の製品と接合せられたる場合を含む)	同	同
四七八	一 白色のもの、從價二〇%の輸入税の課せらるる製品に接合せざるもの又透細工等の裝飾の施されざるもの 二 其の他のもの	同	同
四八一	第六十節 硝子及硝子製品 別號に掲げざる板硝子(鏡及窓硝子及其の他の平板狀の硝子)、製造方法及形狀の如何に拘はらず 一 無色のもの又は着色せるもの(摺りたるもの、磨きたるもの、曲げたるもの、縞條を附したるものを含む)、鍍装せると否とに拘はらず(金屬線又は網を入れて)	同	同

四八三	二 金銀を鍍金し、繪畫を描き又は磨り模様又は意匠を施したるもの 化粧用、壁掛用、懐中用、天蓋用其の他の鏡類、並に廣告用鏡にして縁を付け又は把手を附けたるもの	同	同	同	二〇%	二〇%	二〇%
四八八	ランプの火屋、圓筒、氣球狀物、笠、皿、杯、反射器、シエード及其の他類似のランプ用又は其の他の照明用具の硝子にして別號に掲げざるもの	同	同	同	同	同	同
四八九	一 無色の透明硝子又は乳白色硝子製のもの。裝又は花飾を附したる縁附のもの、縁無のもの。金銀を鍍金せず、繪畫を描かず、磨り模様を施さず又は其の他の方法にて裝飾をなさざるもの。又着色硝子を貼合せたる乳白硝子製品及フアンタジー型のものを除く 二 其の他のもの	同	同	同	同	同	同
四九〇	鑲夫用ランプのランプ火屋、圓筒及シエード硝子 ランプの硝子製油壺及脚臺。裝具に入りたるものを含む	同	同	同	同	同	同
四九一	一 著色の有無に拘はらず。但し金銀を鍍金し、磨り模様を施し又は其の他の方法にて裝飾せざるもの。電燈の脚臺を含まず 二 其の他のもの	同	同	同	同	同	同
四九二	包裝に用ふる中空硝子製の大形小形各種壺類(葡萄酒、麥酒、鑲泉、藥壺等)にして普通構造のもの。籠に入りたるもの又は鐵線、柳條、藥等を編み被せたるものを含む。以上は機械的栓の有無に拘はらず。食品貯藏壺及蓋。普通の裝飾なき硝子製止濁附廣口壺。著色の有無に拘はらず。化學藥品、藥劑、揮發油又は標本の保存に用ふる壺。陳列用壺。所謂ノーズン壺の如き煙草の吸濕防止の爲特製せられたる壺(陳列用に供せらるる場合を含む)は本號より除外す	同	同	同	同	同	同

四九三	獵用、旅行用又は運動用の壘又は細口壘。此等が、柳條、フェルト、革、蠟引布、卑金屬等の匣、ケース又は被覆を備ふる場合を含む。附屬の把手、杯、ペーカー固定紐、下げ紐等を含む。硝子製の容器各種、被覆、外装、飲食器具、注出又は吊下装置の有無に拘はらず。飲食物の保温又は冷蔵に用ふるものにして魔法壘類。並に前述の物質を用ひて造れる別號に掲げざる旅行、遠足、野營用及類似の附屬品	從	二〇%
四九六	樹液の受容に用ふる器、所謂ラツパー・カップ、但し官吏の判斷により該容器が他の目的に供せらるることなきこと明かなる場合に限る	同	六%
四九八	硝子製文房具	同	二〇%
五〇〇	酒 杯	同 同	二〇%
五〇一	別號に掲げざる硝子製の飲食及食卓用具にして	同 同	二〇%

一 無色硝子製のインキ壺、筆入、型具又は壓迫具に依り所謂型出裝飾又は意匠を施せると否とに拘はらず、但し磨り模様を呈せず又は其の他の方法に依り其の外の仕事又は裝飾なきもの。又卑金屬の蓋を有する場合を含む。外被又は脚臺を有するものを除く

二 其の他のもの、他の製品と接合せるものを含む、別號に掲げざるもの

特別一 (一) 普通の酒杯とは一四〇立方厘又は其以上の容量を有する無色の酒杯にして足、把手、被覆、外装無く又は眞直な型出綫條以外のなきもの。頭文字、紋章、銘等を施さず、又前記の綫條以外の裝飾なきもの、又切削、研磨又は粒狀面を施さざるもの

(二) 食卓用器具セットの一部を構成する酒杯は本號より除外し、其等の項に於て課税す

一 贅澤品  
二 其の他のもの

五〇二	ソーヌ鍋、平皿及其の他の硝子製臺所用具にして木、卑金屬又は其の他の普通の物品を接合したると否とに拘らず。又砂時計、珈琲過濾器又は瀝水器、シトロン壓搾器、バター容器等の家内用品、其の他別號に掲げざる同性質のもの	同	二二%
五〇三	花鉢、花立、盆栽鉢、其の他花及植物を活ける容器。彫刻品。化粧用具。化粧石鹼其の他の化粧具を容るる箱其の他。石鹼自動流出器。香壘。香水發散器。灰皿。煙草防濕瓶及別號に掲げざる其の他の煙草用具、阿片吸飲ランプ及硝子製同部分品。告示又は通報板。(中略) 以上は硝子製にして他の製品と接合したると否とに拘はらず。並に花、果實、動物及類似の硝子製品に依る模造品其等が照明裝置を有する場合を含む(下略)	同 同	二〇%
五〇七	義 眼	同	二〇%
五〇八	硝子眞珠及硝子珊瑚。別號に掲げざる硝子珠、棒、鱗狀物、其の他の物にして模造眞珠、模造珊瑚と同一目的に供せらるるもの。硝子製擬寶石、模造眞珠、模造浮彫玉石等を含む。並に本號に屬する物品を以て造れる別號に掲げざる商品にして平車用花環、ランプ垂飾、簾の類	同	二〇%
五一一	洋燈、提燈其の他の硝子製照明用具又は其等を用ひて造れるもの	同	二〇%

稅番	品名	單位	稅率
五二五	一 贅澤品	同	二〇%
	二 其の他のもの	同	二〇%
五二五	特別一(一)贅澤品に屬するもの次の如し。ランプの花蓋、燈架類、蠟燭立(多指のもの及其の他のもの)、サロン用、婦人室用、戸棚用、黄昏用、裝飾用、夕食用ランプ、鐘形燈、ファンタジー型燈、支關燈及提灯並に各種の本號に屬する照明用具にして従價二〇%の輸入稅の課せらるる硝子には硝子製品を用ひて造れる又は従價二〇%の輸入稅の課せらるる製品と接合して造れるもの	同	二〇%
	特別一(二)ランプ花蓋、蠟燭立及穿孔せられたると、目を附したると否とに拘らず實體硝子製の類似品を構成するもの、例へば硝子腕、支棒、球頭、ブリズム、自在鉤並に各種の洋燈其の他の照明用具の實體硝子製垂飾等は亦本號第一項に屬す別號に掲げざる硝子製品、他の製品を接合せるものを含む	同	二〇%
五二五	一 金、銀の鍍金、繪畫、磨り模様又は意匠を施さざるもの、又粒狀面又は其の他の裝飾を施すことなく、従價二〇%の輸入稅の課せらるる製品と接合せざるもの	同	二〇%
	二 其の他のもの	同	二〇%

第十五類 卑金屬及同製品

稅番

品

名

單位

稅

率

第六十三節 鐵、銑鐵、銅

稅番	品名	單位	稅率
五二五	桿鐵、板鐵又は葉鐵、打延壓展せるもの、以上には鑄鐵を含む、別號に掲げざるもの	同	無稅
五二六	特別一 本號の適用に付「桿鐵」中には各種のプロファイル鐵(截斷面のL、T、工又は「等」の形狀を示す鐵を謂ふ)にして他の項に掲げ又は含まざるものを含む	同	二二%
五二六	別號に掲げざる鐵線	同	六%
五二六	特別一 鐵線とは打延壓展せる鐵にして截斷面の形狀の如何に拘らず該截斷面の直徑五耗を超えざるもの並に丸木に巻き付け又は環狀に巻きたる打延壓展せる網狀の鐵にして截斷面の直徑十耗を超えざるものを謂ふ	同	六%
五二六	別號に掲げざる鐵管類にして其の性質に依り一般に工業用に供せらるるもの(蒸氣、瓦斯又は液體の誘導、物質の加熱等却、其等が一定の寸法に截斷せられたると否と、及螺絲を有するものと否と、接筒、突縁、支柱及類似のものを含む)を有するものと否とに拘らず。以上が螺旋上又は其の他の拱狀又は半管狀に於て輸入せらるる場合を含む	同	六%
五二六	特別一 管其の他の麻布、紙、アスベストス及類似のものに被覆は稅番決定に付ては之を論せず。鉛其の他の裏打も亦同じ	同	六%
五三九	第五三八號に掲ぐる鐵管の補助具	同	六%

五五二

一 管の相互結合に用ゆる管狀補助具にして被覆管、螺管、尿管、T狀管、十字形管、十字管等  
二 其の他塞子、壯螺旋、遊離突縁、管鉤、流入口の爐器、締金、管覆及類似のもの  
別號に掲げざる釘及針金釘

同 從 價

一六%  
一一%

一 其の仕上に依り家具、車輛、馬裝具、靴、靴及類似のもの又は敷物、鏡又は繪畫の固定に用ふるものにして陶磁器、硝子又は銅製の釘頭を有し又は裝飾を施し又はニッケル、青銅、銅の鍍金をなし又は銅又はアルミニウムを貼附けたる釘頭を有するもの等

二 其の他のもの(附屬釘を含む)、第五三四號に依り課稅せられざるもの  
特例一割釘、割ピン、波形鐵釘の本號に該當せず

同 同

一一%  
六%

五九四

煮物及フライ用釜、Braschlehen (長方形にして一角に流し口の附きたるもの)、ソース鍋、湯罐、乳沸器、パン燒器、珈琲濾過器、濾器、網狀杓子、柄杓、肉豆蔻罐、玉子割、シロン壓搾器及類似の飲食調理の爲に臺所に於て用ゆる鐵製品。以上は他の項に掲げ又は含まれざるもの。木又は其の他の普通の材料を併用せるものを含む、並に防蟻用下敷皿其の他

第六十四節 銅

六〇〇

一 電線用のもの  
二 其の他のもの

特例一銅覆金屬線とは銅の被覆の施されたる銅又は銅の合金にあらざる卑金屬の線を謂ふ

同 同

一一%  
六%

六七二

双物類

第七十一節 双物製品。他の稅番に含まれざる各種の卑金屬製品

一 屠殺用刀、鞣皮用刀(下略)

二 臺所用のメスにして馬鈴薯用小刀(下略)

同 同

一一%  
六%

三 食卓用メス、デザート用メス、パン用メス、懷中小刀、獵用小刀、剃刀(下略)

a 一箇以上の刀身を有する折込又は押込式メス(附屬したるコルク抜又は其の他の道具は刀身となす)(中略)裝飾を施したるもの  
b 其の他のもの

四 肉切刀、牡蠣・魚・果實用メス、チーズ及バター用小刀(下略)

同 同 同

一一%  
一一%  
一〇%

五 髻剃用具又は安全剃刀

a 貴金屬を被覆せざるもの  
b 其の他のもの

六 安全剃刀双

同 同 同

一一%  
一一%  
一〇%

七 剪羊毛用鋏、仕立用鋏、鋏力用鋏及類似の特殊の構造に依り職業用補助具と認められ手を用ひて處理する別號に掲げざる鋏

八 植物刈込用鋏、ニッケル鍍金せると否とに拘らず。並に木鋏

同 同

一一%  
六%

九 其の他別號に掲げざる手を用ひて處理する鋏(散髮用鋏及別號に掲げざるピンセットを含む)  
a 貴金屬を被覆せざる又は裝飾を施さざる又は鳥型又は其の他のファンタジ型を呈せざるもの

同

一一%



品名	單位	稅率
b 其の他のもの	從價	二〇%
一〇 肉切鋏、玉子割、玉子鋏、葡萄鋏及類似の食卓用具、胡桃割、胡桃皮剥、檳榔子鋏	同	二〇%
一一 懷中鋏及化粧用鋏、爪用鋏、爪剪及爪拔(中略)、ペーパー・ナイフ(文房具)(下略)	同	二〇%
一二 散髪用具、動物用のものを含む並に其の部分品(バリカンの刃、彈機等)、機械に依て動く装置のあると否とに拘らず	同	二〇%
一三 メス研及鋼砥石、以上は第四號に含まざるもの。安全剃刀の刃出用具。並に鉛筆削	同	二〇%
一四 メス用刃	同	二〇%
a 從價六%以上の輸入稅の課せられざるメスの刃に屬すること明かなるもの	同	六%
b 其の他のもの	同	二二%
特別一略		
六八七 洋燈、提灯其の他の照明用具、以上のものの外装、臺骨、裝飾、部分品及附屬品。金屬以外のもの、例へば硝子製品と接合する場合を含む。別號に掲げざるもの	同	二二%
一 洋燈の花蓋、燈架類、一箇以上の光點を有する天井用又は壁用洋燈、蠟燭立(多指のもの及其の他のもの)、(中略)ファンタジー形洋燈、門燈及提燈及類似の贅澤なる照明用具(中略)、並に本號に屬すること明かなる上掲各種の照明用具の部分品又は附屬品	同	二〇%
二 瓦斯又は電氣照明にあらざる洋燈、提燈等。第一項に該當せざる洋燈等の外装、臺骨、裝飾、部分品及附屬品にして一般に瓦斯又は電氣照明以外の洋燈、提灯等に用ひらるるもの	同	二二%

品名	單位	稅率
三 其の他の本號に屬するもの	同	二〇%
a 金屬製品が仕上なき鐵又は塗料、漆、假漆、エナメル、錫、鉛又は亜鉛を施す以外に仕上なき鐵を以て成るもの	同	二二%
b 其の他のもの	同	二〇%
特別一略		

第十六類 機械及器具。電機

品名	單位	稅率
七三七 電源及電池、別號に掲げざるもの	同	二二%
一 一次電池	同	六%
a 乾電池、懷中電燈又は玩具用に供するもの	從價	二〇%
b 本號本項に屬する其の他のもの、aに含まざる總ての一次電源及電池にして一般に有線電話電信機に用ふるものを含む	同	六%
二 二次電池(蓄電池)	同	二二%
a 十瓩又は其以下の重量を有する單電池式のもの、並に二十瓩又は其以下の重量を有する相互に分離せざる二箇又は其以上の電池より成る蓄電池、以上は電解物を除きて秤量したるものとす	同	二二%
第七十三節 電氣機械器具及電氣用品及其の部分品		

七七八	炭坑用ランプの蓄電池	同	從價	六%
七九〇	弧光燈(外装を施さざるもの)並に白熱燈、モールス燈、微光燈、太陽燈、ラヂオ燈、其の他類似の燈の名稱を以て表示せられたる線又は瓦斯等が發光するもの、白ネオン管其の他類似の照明具、ガイスレル管、クルークス管、レントゲン管及類似の電氣的電動及光線現象の發生に用ゆるもの。並に別號に掲げざる電氣探照燈及探檢燈	同	從價	六%
	一 病氣治療の爲人體又は動物體の透射に用ひ又は學問的研究に供するもの、各種のレントゲン管を含む		無稅	
	二 其の他のもの		無稅	
	a フアンタジー型の白熱燈。クリスマス・ツリー用豆ランプ及イルミネーション用ランプ、飾物に取附けられたるものを含む。並に十二ボルト又は其以下の電壓に對し用ふる白熱燈にして前に掲げざるもの	同	同	二〇%
	b 其の他のもの	同	同	一二%
	特例一(一)弧光燈の外装を施したるものは外装に依りて課稅す			
	(二)人體又は動物體の透射の爲の免稅物に屬するは主として又は全く醫師又は獸醫の臨床的使用に供するもののみとす			
七九二	電信機械	同	從價	六%
	一 無線電信機械及其の部分品及附屬品は無線電話の類似製品として課稅す(第七九二號)			
	二 其の他のもの及電信機械に用ふる開閉器並に以上の部分品(下略)			
	特例一有線並に無線電信兩様を使用するモールス信號鍵は其自體として輸入せらるるときは無線電信用具と看做す			

七九二	各種の電話機械、無線電話機械、Télévisie-en viatélétonie、原音蓄音器、聽音器及類似の通話機械器具。並に別號に掲げざる以上の部分品及附屬品にして壁掛、卓上及頭掛電話器、送話器、送受器附電話器、番號盤、自動式たるものと拘らず交換器及其の部分品(下略)	同	從價	二〇%
	一 無線電話の受話器にして家具式又は小箱に取附けたるもの、又は擴音器と結合せるもの。テレヴィジョン受取器、ヴィジオテレフォン機械	同	同	一二%
	二 其の他の本號に屬するもの	同	同	一二%
七九四	電鈴其の他合圖に用ふる電氣器具にして別號に掲げざるもの	同	從價	一二%

第十七類 輸送機關

八三四	第七十五節 自動車、自轉車及其の車輛 自動車及別號に掲げざる軌條を進行するにあらざる自動力を有する其の他の車輛	同	從價	二〇%
	一 箱自動車、競争用自動車、腰掛附自動車、其の他の乗用自動車(乗合自動車及患者用自動車を除く)	同	同	二〇%
	二 乗合自動車、患者用自動車、(中略)貨物運搬車、(下略)	同	同	二〇%
八三五	車蓋、坐席、箱及第八三三號及第八三四號に掲ぐる車輛の車體及其の部分品並に其等に附屬する幌及幌枠等	同	從價	一二%
	一 從價一二%以上の輸入稅の課せられざる車輛に用ふること明かなるもの	同	同	一二%
	二 其の他のもの	同	同	二〇%
八三六	車臺、車臺の枠、車軸、車輪、(中略)、泥除、(中略)、制動器、放熱器、モーター、キヤップ及其の他の第八三三號及第八三四號に掲ぐる車輛の類似部分品及操舵輪等の如き其の部分品	同	從價	二〇%

税番	品名	單位	稅率
八三七	自動車及自動車用燈の如きもの。探照燈。光度加減器。信號用機械器具(燈塔、方向指示器、停止表示器等)。器具函。バックミラー。ウインドリナー。空氣ポンプ。萬力(ジャック)。車輪用匙及其他の工具。豫備車輪及荷物吊子。荷物棚。激動遮断器。緩衝機。踏臺用マット。車輪覆布。撥條覆布。放熱器覆布。トランク。工具箱。滑止用鎖等。其他マスケット及自動車放熱器用裝飾具各種	同	二〇%
八三八	特例一自動車に特製せられたるものと雖も一般に自動車裝備品に用ひられざる工具は別段の規定無き限り自動車附屬品又は裝備品として稅番を決定せず 各種の自轉車(鐵道線路上を走る自轉車。及舊式軌道自轉車及玩具の性質を有する子供用自轉車を除く)	同	二〇%
八三九	一 自動力を有せざる自轉車、未完成品を含む、及貨物運搬又は傷病者輸送の爲の設備の有無に拘らず	同	二二%
	二 自動自轉車。未完成品を含む	同	二〇%
	三 自動自轉車のサイドカー及リヤカー並に車臺及幌及此等の車臺	同	二二%
八四〇	a 特に貨物運搬又は傷病者輸送用に造られたるもの	同	二〇%
	b 其の他のもの	同	二二%

一 從價二二%以上の輸入稅の課せられざる車輛に用ひらるること明かなるもの  
 二 其の他のもの  
 特例一自動車タイヤは本號に該當せず第二三五號第一項に依る  
 自動車及自動車用燈の如きもの。探照燈。光度加減器。信號用機械器具(燈塔、方向指示器、停止表示器等)。器具函。バックミラー。ウインドリナー。空氣ポンプ。萬力(ジャック)。車輪用匙及其他の工具。豫備車輪及荷物吊子。荷物棚。激動遮断器。緩衝機。踏臺用マット。車輪覆布。撥條覆布。放熱器覆布。トランク。工具箱。滑止用鎖等。其他マスケット及自動車放熱器用裝飾具各種  
 特例一自動車に特製せられたるものと雖も一般に自動車裝備品に用ひられざる工具は別段の規定無き限り自動車附屬品又は裝備品として稅番を決定せず  
 各種の自轉車(鐵道線路上を走る自轉車。及舊式軌道自轉車及玩具の性質を有する子供用自轉車を除く)  
 一 自動力を有せざる自轉車、未完成品を含む、及貨物運搬又は傷病者輸送の爲の設備の有無に拘らず  
 二 自動自轉車。未完成品を含む  
 三 自動自轉車のサイドカー及リヤカー並に車臺及幌及此等の車臺  
 a 特に貨物運搬又は傷病者輸送用に造られたるもの  
 b 其の他のもの

税番	品名	單位	稅率
八四〇	自轉車附屬品及裝備品 一 籠及小箱及類似の私用品及(又は)書狀等の運搬に供するもの。並に照明ランプ、探照燈、バックミラー、信號器(ベルヲ除く)、デユオサドル及防風具等自轉車に用ふるもの 二 其の他のもの、即ち自轉車に附ける提燈、反射鏡(レフレクター)、ベル、荷物吊手、サーベル押へ、鎖箱、服及膝防護具、混拭、サドル箱、空氣ポンプ、ポンプ締壓器及類似のもの a 性質又は構造より觀て自動自轉車に用ふることに明かなるもの b 其の他のもの	同	二〇%
八四〇	組立及前後フォークの取附に用ふるもの、ベダル心棒用キャップ、スポーツの固定に用ふるニップル及ニップルワシヤ。及類似の補助具。以上は別號に掲げ又は含まざるもの及其等の完成品及未完成品 一 性質又は構造より觀て自動自轉車に用ふることに明かなるもの 二 其の他のもの	同	二〇%
八四〇	自轉車附屬品及裝備品 一 籠及小箱及類似の私用品及(又は)書狀等の運搬に供するもの。並に照明ランプ、探照燈、バックミラー、信號器(ベルヲ除く)、デユオサドル及防風具等自轉車に用ふるもの 二 其の他のもの、即ち自轉車に附ける提燈、反射鏡(レフレクター)、ベル、荷物吊手、サーベル押へ、鎖箱、服及膝防護具、混拭、サドル箱、空氣ポンプ、ポンプ締壓器及類似のもの a 性質又は構造より觀て自動自轉車に用ふることに明かなるもの b 其の他のもの	同	二〇%
八四〇	組立及前後フォークの取附に用ふるもの、ベダル心棒用キャップ、スポーツの固定に用ふるニップル及ニップルワシヤ。及類似の補助具。以上は別號に掲げ又は含まざるもの及其等の完成品及未完成品 一 性質又は構造より觀て自動自轉車に用ふることに明かなるもの 二 其の他のもの	同	二〇%
八四〇	自轉車附屬品及裝備品 一 籠及小箱及類似の私用品及(又は)書狀等の運搬に供するもの。並に照明ランプ、探照燈、バックミラー、信號器(ベルヲ除く)、デユオサドル及防風具等自轉車に用ふるもの 二 其の他のもの、即ち自轉車に附ける提燈、反射鏡(レフレクター)、ベル、荷物吊手、サーベル押へ、鎖箱、服及膝防護具、混拭、サドル箱、空氣ポンプ、ポンプ締壓器及類似のもの a 性質又は構造より觀て自動自轉車に用ふることに明かなるもの b 其の他のもの	同	二〇%

第十八類 科學及精密機械器具。時計及樂器

税番	品名	單位	稅率
八九〇	普通の時報用時計及其の他のもの	同	二〇%

税番	品名	單位	稅率
八九六	一 壁時計(電氣時計にあらざるもの)にして振子を有せず圓形の本製又は卑金屬製の裝飾なき函を有するもの。並にニッケル鍍金屬の圓き側と圓き表時盤を有するも打時器又は自動奏樂器を附せず且梓に入れざる目覺時計 二 其の他のもの 特例―持送、座臺、蓋、据附臺、脚柱其の他本號の第二項中に掲ぐる時計の附屬品にして其の柱時計と同時に輸入せらるるものは當該時計を合せ一箇の全體として課税す 蓄音器類、電氣ピアノ及類似の樂器にして音樂又は音聲が全部又は一部機械的に奏せらるるもの(映寫器に附屬するものも含む)、或は音樂又は音聲を記録するもの。(中略)並にラヂオ放送に連結さるる自動裝置、無線電話及樂器に据附ける電磁氣式、電動機式等の擴聲器 打樂器、吹奏樂器、弦樂器、ハーモニカ、ハーブ、ギター、マンドリン(下略) 樂器の部分品及附屬品	同 從	二〇% 一二%
八九七	一 圓筒形レコード、平圓板レコード及類似のものにして音樂及音聲の機械的發生に使用するもの(下略)	同	二〇%
八九八	二 樂器の函、外被及内部の機械(下略) 三 音樂及音聲の記録に供する蠟以外の製作材料例へばアルミニウムを用ひて造れる盤	同 同 同	二〇% 二〇% 二〇%

第二十類 別類に掲げざる各種の商品及生産品

税番	品名	單位	稅率
九〇九	第八十二節 彫刻材料又は造形材料製品若は人造可塑性材料製品 身邊着裝品(襟、カフス等)にしてセルロイド製及類似材料を以て造りたるもの、布帛を交へたると否とに拘らず	從	二〇%
九一〇	彫像品及彫刻品。人像。動物の像。動物及人間の群像。浮彫。嵌梓。貝細工。花瓶及他の花及植物の容器。ランプ等。記念品。クリスマス・カード及新年のカード。葉。書簡開封器。切手箱。其の他別號に掲げざる化粧用品にして海綿入、髪入及類似の箱及石鹼箱。旅行用化粧道具容器。寫眞臺。煙草入。葉卷煙草ケース。パイプ架。灰皿及別號に掲げざる其の他の喫煙用具。寶物箱。瑣細なる裝飾品及其の他別號に掲げざる總ての裝飾用品及文房具及小間物。洋杖。雨傘等の柄頭、握り及曲柄鉤及カーテン用環。以上は第九〇七號及第九〇八號に掲ぐる材料(註、第九〇七號 角、骨等、第九〇八號セルロイド其の他別號に掲げざる可塑性材料)を以て製せるものにして他種製品と接合せると否とに拘はらず。並に別號に掲げざる如上の材料を以て製作したる總ての物品にして彫刻又は其の他の裝飾を有し又は從價二〇%の輸入税の賦課せらるる製品を交へて造れるもの 第八十三節 刷毛製品及飾	同	二〇%
九一四	別號に掲げざる化粧刷子(衣裳刷子、帽子刷子、頭髮刷子、齒刷子及爪刷子、鬚剃用刷子及類似の刷子) 一 齒 刷子 a 刷毛甲を有するもの又取外し又は折込等の不可能なる如く固定せられたる白骨又は單色のセルロイド、ガラリト、又は類似の人造可塑性原料製の柄を有し且毛が金屬の嵌込なくして刷毛甲に固定せらるるもの	同	二二%

九二〇 兒童用遊戲具及玩具

- 二 鬚剃用刷子
  - b 其の他のもの
  - a 普通材又は卑金屬製の柄又は握りを有するもの(略記)
  - b 其の他のもの
- 三 其の他の本號に該當する化粧用刷子
  - a 單に普通の木(中略)に嵌込みたるもの但し懷中刷子及浴用刷子を除く
  - b 其の他のもの

第八十四節 遊戲具。玩具。運動具。クリスマス・ツリー用品

人形、人形用衣裳、人形用靴、人形用帽子。兒童用ガラガラ太鼓、同喇叭及其の他單に玩具として用ひらるる一切の樂器。お弾き。お手玉。輪。獨樂。細飛用繩。護謨毬及其の他の毬類にして兒童用のもの。兒童用鐵砲、拳銃及洋刀。同造園用具。同設計箱。建築箱及切石箱及金屬建築材料箱又はメツカ。玩具用としての人間、動物及其の他の像の模型。玩具用小蒸汽機關、同汽車、同車輛及類似のもの。フレイベル用品。編物又は刺繡用小箱。飯事用具、錫製兵隊、諸種の人形又は人形の着物を入れたる小箱及其の他の主として又は全く玩具用品を入れたるセット類。兒童用ブランコ。幻燈及其の他の映寫機械にして玩具たるもの。人形の家及人形の家具。搖木馬。玩具の車、兒童用自動車、同三輪車、人形の車及其の他の別號に掲げざる兒童用車輛、オートベッド及類似したるもの。竝に總ての其の他のものにて其の性質及包装に依り兒童用玩具たること明かなるもの竝に本號に掲ぐるものの附屬品及部分品と看做し得るもの。以上は護謨バンド及繪本の如く他の號に掲げ又は含まざるもの

九二三 宴會及慶祝用品(マスク、假面、色紙斷片、色紙球、サリベント、爆竹、イルミネーション)

從價 二〇%

九二三

ヨソ用器等(略記)

クリスマス裝飾物各種、クリスマス・ツリー臺、同燭臺及其の他のクリスマス・ツリーに必要なもの、人造クリスマス・ツリーを含む(下略)  
 特例—クリスマス・ツリー用蠟燭及クリスマス・ツリーの照明に供する電氣用品は本號に屬せず

同 同 二〇% 二〇%

第八十五節 各種製品(身邊裝飾品又は日用品。衣裳用具、ペン軸及シャープペンシル軸。喫煙道具)

九二六

身邊裝飾品及其の他の本號に掲ぐる日用品にして卑金屬、木材或は其の他の彫刻又は造形材料又は人造可塑性原料、窯業原料、石又は硝子製品、他種の原料を交へて造れるものとに拘らず

- 一 腕輪、ブローチ、首飾、額飾(中略)、飾飾、下飾(中略)及別號に掲げざる一般に總ての前記の性質の日用品にして實用品を兼ねて裝飾に又は全く裝飾に供せらるるもの
  - 二 薔薇の花輪及類似の祭祀用品
  - 三 名刺入箱或はサツク、懷中用櫛入或は萬年筆軸、葉卷及紙卷煙草灰皿、燐寸箱、(中略)、其の他の類似の日用品
  - 四 鍵環、鍵の吊鈎(中略)、カフス鈕釦
- 頭髪用櫛(但し飾櫛、下櫛及電氣仕掛櫛を除く)
- 一 懷中用櫛(箱に入りたると否とに拘らず)。染髮用櫛。ウエーブ用櫛
  - 二 其の他の本號に該當する一切の櫛
    - a 木、竹、角、エボナイト又はセルロイド又は類似の人造可塑性原料又は卑金屬製品裝飾を施さず又は貴金屬を張付けざるもの

同 同 同 同 同 同 二〇% 二〇% 二〇% 二〇% 二〇% 二〇%

蘭領印度の關稅

九三二	b 其の他のもの 衣服、家具及馬車に附くる鈕釦、線又は絲を用ひずして被服に鈕釦を固定せしむる爲の金具。並に鈕釦の形をなせるもの	從價	二〇%
	一 鈕釦		
	a 全部又は一部珊瑚、藍甲、象牙、眞珠具、琥珀、黒瑪瑙又はアムプロイドを以て造れるもの	從價	二〇%
	b 卑金屬製のもの		
	1 裝飾なきもの又は貴金屬を被覆又は張付けざるもの	同	二〇%
	2 其の他のもの	同	二〇%
	c 骨、角、革、堅果、木、紙原料、セルロイド、硝子、窯業原料、石及類似のものを用ひ製作せるもの	同	二〇%
	1 裝飾なきもの	同	二〇%
	2 其の他のもの	同	二〇%
	d 織物原料又は布帛を被覆せるもの	同	二〇%
	1 麻又は麻製下着の鈕釦	同	二〇%
	2 其の他のもの	同	二〇%
九三七	特例一略 葉巻煙草及瓦斯點火器、火打箱及其の他のものにして燐寸の代用として點火用に供せらるるもの並に其の部分品、以上は第二〇七號に該當せざる場合に限る	同	二〇%
	特例一葉巻煙草及瓦斯點火器及本號に掲ぐる類似のものにして他種の物品を組合せ又は嵌込みたるもの例へば紙巻煙草入、卓子用呼鈴等と組合せたるもの又は組具の一部を構成するものと雖も本號の適用を受くるものとす	並に一箇	〇・五〇

三〇〇

印度關稅定率法第四條所掲輸出稅率表

稅番	品名	單位	稅額
一	コブラ 特別規定—蘭領印度の全關稅區域又は其の一部に對する平均市價及原價は總督に依り又は總督の名に於て或る期間毎に決定せらる	百每疋	平均市價と平均原價に其の一〇%を加へたるものとの差の八%
二	皮 特別規定—蘭領印度の全關稅區域又は其の一部に對する平均市價及原價は總督に依り又は總督の名に於て或る期間毎に決定せらる	從價	二%
三	古椰子油	每百立	平均市價と平均原價に其の一〇%を加へたるものとの差の八%
四	胡椒 特別規定—蘭領印度の全關稅區域又は其の一部に對する平均市價及原價は總督に依り又は總督の名に於て或る期間毎に決定せらる	每百疋	同
五	土人市場向にあらざる煙草 特別規定—瓜哇煙草稅及スマトラ煙草稅の賦課せらるる農園より又は該農園の勘定にて輸出せらるる煙草並に一九一九年、一九二〇年、一九二一年及一九二二年度收穫の煙草に對しては輸出稅を賦課せず	同	一・〇〇
六	錫 特別規定—錫鑛の輸出稅は植民地條令に制定する規定に依り鑛石の含錫量に比例して賦課す	同	三・五〇

三〇一

蘭領印度の關稅

七鳥巢

註一九二二年法令公報第七〇七號所掲の總督令を以て錫嶺の輸出税額は百疋に付二・三五盾と決定せらる

從價 六%

〔附記〕

(一) 土人護謨輸出税

本税は一九三四年五月七日參加國英、佛、蘭印及暹羅各政府代表の正式調印を経たる國際護謨生産及輸出制限協定に基き蘭印政府が一九三四年五月三十一日法令公報第三四一號を以て公布したる土人護謨特別輸出税の一時的賦課の爲の印度關稅定率法第五條及第九條の増補に關する件に基き同日法令公報第三四九號を以て公布したる政府令土人護謨に對する特別輸出税の一時賦課に課する件に規定せる輸出税率を護謨の種類に依り同年六月一日又は七月十六日より賦課し爾來數次の改定を見たるが同年十二月十三日公布の政府令(法令公報第六七七號)規定の輸出税率は左の如し(前記印度關稅定率法第五條及第九條の規定参照)

土人護謨輸出税率

品名	單位	税率
一 總ての乾燥護謨	每百疋	一六・〇〇%

二 其の他の護謨

a アチエー及其の屬領州の輸出港並にサバン港、タバヌリ、ベンカリス分州を除くスマトラ東海岸州	同	一四・四〇
b スマトラ西海岸州、ヂヤムビ州、パレムバン州、ボルネオ東南部、マラトラ東海岸州のベンカリス分州及リオウ及其の屬領州のインドラギリ分州の輸出港より輸出するもの	同	一三・六〇
c 其の他の輸出港及サムブー並にタレムバの港より輸出するもの	同	一六・〇〇

(二) 土人市場向にあらざる煙草の輸出税免除

爪哇及マヅラより輸出する煙草にして右兩地に於て栽培し且土人市場向として製造したるものあらざるものにしては一九三五年一月一日より一九三六年六月三十日に至る間輸出税を賦課せざることに決定せり(一九三四年十二月三十一日法令公報第七〇七號)

二、課税價格

蘭領印度に於ける輸入税算出の爲の價格については關稅法附屬規定A第三十一條第二項に於て「價格は三箇月毎に財政部長官の決定せる公定價格表 (priscourant) 中に掲記せらるるものなり、記載なき物品に付ては輸入價格を以てす」に規定せられ右公定價格表には主要輸入品は殆ど全部之を網羅しあるを以て印度關稅定率法の從價稅主義は事實上の從量稅主義とも看做し得べきものにして公定價格表に該當する物品は總て之に基きて課税するもの

ミテ而して公定價格表に記載なきものの價格は申告價格を稅關に於て査定するものとし其の査定價格は實際上該品が輸入港に陸揚の瞬間迄の卸賣値段、換言すれば原産地に於ける直接卸賣商の販賣値段に包裝費、輸入港陸揚迄の運賃及保險料を加算したるものに相當するもの如し

右公定價格表は往年に在りては日本品は價格低廉なるの理由を以て一部品目に對し別に日本品なる特別項目を設け他國品に比し若干低廉なる公定價格を付し居りたるも一九三一年以來他國品取扱商の主張等に依り日本品に對する特別取扱は漸次之を廢止したり

今試に公定價格表の一九三五年第一期(自一月至三月)分について見るに概要左記の如く輸入商品及輸出商品の二部に大別し輸入商品の部は更に之を十八類に別ち價格八百六十二項を包容し輸出商品の部は皮類のみの價格六項を收むるに過ぎず而して輸入商品中同一品種にして歐洲品と明示區別を付しあるものは僅に糖菓(小形包装のドロップス類)、燐寸等の數品あるのみなり

蘭領印度輸出入商品公定價格表 一九三五年 第一期分 (自一月至三月)

第一部 輸入商品の部	價格項數
一 陶磁器類	一六八
二 藥品類	八六
三 食料品	一二四
四 食料品(東洋諸國產)	八〇

五 絲類	二一
六 硝子製品	四四
七 金銀細工物	三
八 鐵、鋼、アルミニウム製品	四九
九 銅及眞鍮製品	七
一〇 皮革類	三
一一 綿布類	六一
一二 絹織物(日本及支那產)	一〇
一三 其の他の織物	一六
一四 紙及同製品	一九
一五 自轉車及同部分品	一七
一六 塗料	二一
一七 獸肉類	一一
一八 其の他のもの	一二三
第二部 輸出商品の部	六

三、輸出入附加稅

蘭領印度に於ては輸出入品に對して關稅の外左記の如き三種の附加稅を課す

蘭領印度の關稅



(イ) 輸入稅附加稅

輸入稅稅附加稅は蘭印主要產物及輸入品の價格下落等に基く關稅收入減少に惱み蘭印政府が一九三二年一月一日ガンビヤ、酒精、木精、葡萄酒以外の輸入品に對して設定したるものにして其の稅率は輸入稅の十%なりしが一九三二年一月一日二十%に、同年六月十五日更に五十%に引上げ今日に及べり、但し右五十%に引上の際印度關稅定率法附屬輸入稅率表第五九號に依る未晒綿布及晒綿布に關しては絲染、染物又は捺染のものを除き二十%を据置きなしたるが之は同品が爪哇より新嘉坡、暹羅、緬甸方面に多額に輸出せらるるサロンの原料たる關係に基きたるものも想像せらる

(ロ) 統計稅

統計稅は其の目的貿易統計作成の財源を得るに在りし稱せられ一九二四年十二月二日公布の統計稅令に依り輸出入品に對し關稅免除品も其の價格二十盾に付五仙の割合にて賦課し本稅を課せざる物品は少數の普通の商品と認められざるものなり而して其の課稅價格は重要商品に對しては輸入稅に對するものとは別個に三箇月毎に發表する公定CIF價格表に依る云ふ

(ハ) 貨物稅

貨物稅は一九二八年一月より實施したる港灣費の爲の地方的課稅にして各港の輸出入品に對し之を課し其の稅率は各港に於て異同あり、例へばタンジヨン・プリオクに於ては一盾に付四十仙、サマランに於ては同五十仙、スラバヤに於ては同五十五仙、メナドに於ては同一盾なるが一盾に付最高一五〇盾を超ゆることを得ざるものなり云ふ

第三項 輸出入の禁止制限

蘭領印度に於ける輸出入の禁止制限には經濟上の目的に出づるものも各國通用の衛生、軍事等の關係に依るものもありて後者に屬するものの中注意すべき數例を擧ぐれば次の如し

- 一、メチールアルコール(木精) 薰香の調製又は販賣の爲木精分を含有する蒸溜酒精の輸入及使用を禁ず(蘭印稅關當局は木精はメチールアルコールを主成分とするものなりとの見解を有せり)
- 二、兵器 銃砲、カートリッジ、彈藥及火藥にして政府用以外のものの蘭領印度の輸出入及從て其の使用は特許なき限り之を禁ず(一九三二年十一月十九日附稅關告示第二八號)
- 三、生活を有するヘヴェア屬植物 南米產の生活力を有するヘヴェア屬植物は其の蘭領印度への輸入及取引を禁ず、農業上の研究用のものに限り特別輸入許可を在ボイテンゾルグ農工商部に申請することを得(一九三二年十一月九日附稅關告示第二三號)

次に主として經濟上の目的に出づる輸出入禁止制限については之を一般商品に對する輸入割當制度、米、大豆、砂糖等の如き大量農林產物の輸入禁止を目的とする輸入許可制度及輸出禁止制限制度に大別して左に略說せん

一、輸入割當制度

輸入割當制度に付ては既に一九三四年八月日蘭會商開催中蘭印側に於ては所謂五十六品種に對し輸入制限の準備をなし攻勢に出でたり云ひ又一九三五年初頭蘭印政府は一九三三年度に於ける日本品の實際輸入量に基く五十六種商品の輸入制限令を四、五箇月中に順次發令し日本商への割當は同年度に於ける取扱量二割五分以上の者に對しては二割五分、其の以下は各自の取扱量に準ずる旨言明したりし傳へられたるが之を今日迄の實際に徴すれば五十六品種の大部分は最早割當制限を加へられ居るもの如し而して或る計算(「貿易週報」昭和十年六月十三日號所載)に依れば

一九三五年五月三日現在の割當品目は約三十六種に達し左表の如く同品の一九三三年に於ける輸入額に基き試算すれば其の約七十三%は日本品之を占め居れるに鑑み蘭印輸入制限が主として日本品を其の對象とするものなることを容易に看取し得べく尙日本品は其の輸入額の約六〇%に對して制限を受け居ることなるを知るべきなり(左表單位千盾)

年次	蘭印輸入總額	三十六種制限品輸入額	蘭印輸入總額に對する比率	制限品日本品輸入額	制限品輸入額に對する比率	日本品輸入總額	日本品制限品比率
一九三二年	三三,七六八	八,八六四	二七%	四,五〇二	五二%	七,三三八	八〇%
一九三三年	三三,七三三	八,〇七五	二四%	五,八三三	七二%	九,七二五	九七%

斯の如く蘭領印度は本邦品輸入の防遏に關し専ら割當制度を採用し敢て世界各國の慣用手段たる爲替關稅又は本國和蘭に對する特惠關稅等の如き差別的關稅の方法に依據せざる事由につき考察するに蘭領印度が和蘭本國の締結せる通商條約中其の適用を受くるものは主として關稅關係の通商條約にして就中重要な影響を及ぼすものを左記の三者とし

- (一) 對英特殊二條約即ち一八二四年の倫敦條約及一八七二年のスマトラ條約
- (二) 對波蘭條約附屬最終議定書の所謂ゴールド・クロジュール
- (三) 主要通商條約に於ける最惠國條款

此等の條約が彼此相關聯して差別的關稅の設定を困難ならしめ、然も(一)の特殊二條約が一方的廢棄通告の規定を存せざる關係もありて現在猶和蘭政府に於て調査中に屬する由なるも差別的關稅の實現は近き將來に於て可能性無き

ものみ看られつつあるを以て現下旺盛なる本邦品進出の抑制の爲には割當制度を以て對抗するの外なきものみ觀測せらる而して蘭印政府は前記五十六品種の外尙四十六品種の制限を目論見居る由なるを以て本邦品は今後益々割當品目の増加を豫期せざるを得ざるべし

蘭領印度に於ける最初の輸入制限は本邦産セメントに對するものなるが同品の顯著なる進出に依り蘭印唯一の在バダラン蘭領印度ポートランド・セメント會社工場が製品の減出に悩み窮境に陥りたるを以て一九三二年三月蘭印政府は日本品抑制の爲日本當業者に前記會社との間にセメント・ポータス協定を締結せしめ同年九月より日本側をして輸入セメント一樽に付三十仙のセメント・ポータスと稱する一種の補償金を在バダラン會社に支拂はしめたるも依然日本品の阻止困難なりしを以て更に兩者をして出荷協定をなさしめ其の間に於ける見越輸入防止協定促進の爲蘭印政府は茲に其の最初の輸入制限制度を設定し一九三三年六月、一九三三年非常時セメント輸入條例(總督令)及其の施行規則たる「一九三三年非常時セメント輸入制限令」(政府令)を夫々公布施行し一九三三年六月二十八日より九月二十七日迄三箇月間一定數量に輸入を制限し其の制限量はポータス協定に基く輸入數量に比例するものとし更に九月二十六日當業者間の協定に則りたる輸入制限令を公布し爾後更新を重ね今日に及べり

蘭領印度に於ては獨りセメント工業に限らず麥酒釀造業其の他近年勃興の機運にある諸種工業保護又は蘭人輸入商の没落防止或は本國和蘭の商品に對する特惠的待遇付與等の緊急の必要に直面したるを以て之が一主要對策たる外國品進入阻止の爲一々國民參議會に付議することなく總督の權限に依り機宜の措置を採り得る様一般的原则を規定したる「一九三三年非常時輸入條例」案を一九三三年七月二十六日國民參議會に提出し九月五日通過を見九月十九日法令公報第三四九號を以て公布し翌日より施行したるが同條例は十條より成り其の要旨は蘭領印度政府が最長十箇月を有効期間とする政府令を以て蘭印關稅區域内に輸入する商品に指定し其の輸入限度たる金額又は數量を定め此の限度を超

過する輸入を禁止し得ることを主眼とし此の割當制は本國和蘭の制度と異り原則として自由割當制を採るものと唱へられ尙農工商務部長官(註、現在の經濟長官に當る)は原產地證明に關する規定を制定し又同長官は財務部長官と協議の上制限商品の輸入港を指定し得ることを、其の他特殊品の除外方、罰則等を規定せるものにして其の全文左の如し

一九三三年非常時輸入條例

第一條 本總督令及之に基き制定せらるべき施行細則に於ては

a 輸入は蘭領印度關稅率法に意味する消費の爲の輸入を指し

b 價格は輸入に際し統計稅徵收の爲商品に與へらるべき價格を指す

第二條 政府令に依り蘭領印度關稅區域内の一定商品の輸入又は一定類の商品の輸入を此等商品の各箇に付夫々定めらるべき合計價額又は合計數量又は合計重量を超過して輸入することを禁止する旨規定することを得

前項所掲の政府令を以て又は之に基き其の施行の方法、特別の場合に當該政府令に基き行はるる輸入禁止に對し除外例を許す權限並に施行に伴ふ經費支辨の爲利害關係者より徵收する手数料金額の確定に關し規則を制定することを得

第三條 前條所掲の政府令は其の實施後十箇月間又は同令に定められたる之よりも短き期間效力を有す、右期間内に於て該令中に定められたる問題に關しては必要なる毎に總督令に依り規定せらる

第四條 本條例適用の爲農工商務部長官は輸入商品の原產地に關する證據の提供に關し規定を制定することを得

第二條に基き指定せられたる商品にして原產地證明の提出を必要とせられたる場合に於ては有效なる證明の提出なく輸入申告の行はるるものは第二條に基き所定の期間内之が輸入を禁止す

第五條 第二條及第四條の規定に基く輸入禁止は引越荷物又は遺産に屬する貨物にして既に使用せられたるもの、船客の携帯する貨物又は小包郵便又は船積小包として輸入せらるるものにして販賣の目的に非らざることを明かなるもの、蘭領印度關稅區域内より輸出せられたる物にして關稅區域外に所在中之に加工せられ又は其の儘再輸入せられたるもの、蘭領印度關稅率法第二條第三項に依り輸入稅の全部又は一部が免除せられて輸入せられたる物並に輸入に際し統計稅令第三條第一項又は第四條の a、c、e、g、h 又は m に依り統計稅の適用を受けざりし物に對しては此の免除の條件に充當する限り之を適用せず

本物品は第二條により許可せられたる輸入の價額又は數量又は重量に既に達したるや否やの確定に當りては之を加算せず

第六條 農工商務部長官は財務部長官と協議の上第二條所掲の政府令の適用を受くる商品の輸入を其の指定する一定港に制限し得る旨規定することを得

第七條 第二條所掲政府令の適用せらるる外國品にして豫め輸入手續を採らざりしものの輸送又は通過輸送の申告及保税倉庫に貯藏する旨の申告に際しては關稅局關係官吏は右商品の價格に等しき保證金を要求することを得

右保證金は定められたる期間又は其の後延長せられたる期間内に適當なる方法を以て申告せられたる目的地に到達せざりしことを判明するときは之を國庫に沒收す

第八條 本條例第二條又は第四條の規定に基き輸入の禁止せられ居る商品を輸入する者は最長一箇年の禁錮又は最高一萬盾の罰金に處す

第二條の規定又は第四條の規定に基く禁止に抵觸して輸入せられたることを知り又は當然知り得べかりしものにして當該商品を販賣し販賣の爲註文し引渡し若は販賣又は引渡の爲之を貯藏するものは同一の罰に處す

罰し得べき事實を犯したる商品は之を沒收することを得

本條例により罰し得べく定められたる事實は之を犯罪と看做す

第九條 本條例に定めたる罰し得べき事實の探査は一般に處罰事實の探査を擔任する官吏以外に關稅及消費稅局關係官吏に於ても之を擔當す

第十條 本條例は之を「一九三三年非常時輸入條例」の名の下に引用することを得本條例は本條例公布の翌日より之を實施す

右輸入條例施行以來麥酒、サロン、綿布、肥料、電球等の多數の商品に對する輸入制限令は主として條例第二條の規定に基く政府令として制定施行せられつゝ、あるが此の輸入制限令は概ね十三條より成り其の主要規定は第一條に於て制限期間、制限商品名(統計番號に依る)及各制限品の制限量、第二條に制限品の輸入は經濟長官又は其の代理官發給の輸入許可書の提示ある場合のみ許可すること、右許可書の下附を受け得べき者及其の許可方、場合に依り和蘭製品への優先割當量、第三條には割當申請方等、第五條には經濟長官又は其の代理官の輸入割當書交付方等、第六條には本令施行に要する經費支辨の爲許可書發給に際し徵收すべき手数料、第七條には許可書及割當書は經濟長官の文書を以てする同意あるに非ざれば之を讓渡し得ざること等を規定し、第八條は從來は第一項に於て「經濟長官は第一條に掲ぐる數量の何々(制限品名)の輸入及取引に關し第二條に謂ふ輸入許可書の所持人に對し特定の條件を課することを得」と規定し、第二項には經濟長官は其の定むる一定額の範圍内に於て銀行保證又は其の他の保證の提供を命じ得ること、第三項には右條件不履行の場合の措置方及第四項には第二項の書式に關し規定したるものなりしが茲に特に注意すべきことは蘭印政府が一九三五年五月二十六日法令公報第二三九號を以て蘭船積荷比率に關する輸入制限令及特許令追補令を公布したることにして同令は「一九三四年第四期非常時絲染(又は編)織物輸入制限令」外十件の輸入制限

令の第八條中新に輸入許可書の所持人に課すべき條件中に制限品の和蘭船への強制積載比率を定め得べきことを追加し五月二十九日より施行したるものなるが恰も同日公布の「一九三五年衛生陶器輸入制限令」の第八條第一項は右新規定を包容し左の如く定めあるを見るなり

「經濟長官は第一條に掲ぐる數量の衛生用品の輸入品取引に關し第二條に謂ふ許可書の所持人に對し特定の條件を課することを得就中和蘭國旗の下に在る海運業に對し仕向けられたる行動の結果蘭領印度或外國間の和蘭國旗下の海運業が其の生命に關する重大利益を脇さるるときは同長官は總督より之が權限を受けたる後當該國を原産地若は仕出地とする前記商品に付和蘭國旗の下に航行する船舶を以て運送せらるるを必要とする割合を定むることを得」

此の種輸入制限令は前記非常時輸入條例第三條の規定に依り其の有効期間を十箇月に限定せらるるを以て右期間の經過に先ち別に當該品の輸入條例(總督令)を制定し之に基く政府令たる輸入制限令を公布し制限を續行するを例とするもの如し、仍て左に其の經過を示す爲制限商品別に法令の名稱を列舉し次に各種商品に對する現行割當制限制度の一覽表を掲ぐべし

蘭領印度輸入割當制限法令一覽表

公	年	月	日	布		法令公報 番號	制限商品名	法	令	名	稱
				法令公報 番號	制限商品名						
	一九三三	六	二七	二八二	セメント		一九三三年非常時セメント輸入條例				



一九三五	七	六	三二四	諸商品	一九三五年輸入特許令追加第四號(家庭用陶磁器)
同	二	八	八八	人造肥料	一九三五年人造肥料輸入制限令
同	七	〇	?	同	一九三五年第二期人造肥料輸入制限令
同	三	一	九九	電球	一九三五年電球輸入制限令
同	五	一	一七一	浴用タオル	一九三五年浴用タオル輸入制限令
同	五	一	一七二	綿毛布	一九三五年綿毛布輸入制限令
同	七	二	二四〇	衛生用陶器	一九三五年衛生用陶器輸入制限令
同	八	九	三三二	衛生用陶器 の合金製品 化粧石鹼及 洗濯石鹼	一九三五年金物輸入制限令 一九三五年石鹼輸入制限令

(主として官房調査課岩隈博氏の調査に據る)

蘭領印度輸入割當制限品一覽表 (昭和十年八月九日現在)

品名	輸入制限期間	制限數量	和蘭割當量		一般割當量		輸入許可書發給手續料
			割當率	割當量	割當率	割當量	
麥酒(スタウト以外の埃詰)	自昭和一一〇、一四、二三至同	千立 二支〇					一箱(四十人)に付二十五仙
絲染(又は縞)織物	自昭和一一〇、一四、二三至同	千立 100					八人(四十人)に付二十五仙
一時に付絲數百三十本を超えたる全部綿製のサロン又はカインパンデヤン	自昭和一一〇、一四、二三至同	千立 100					八人(四十人)に付二十五仙
全部人絹製のサロン又はカインパンデヤン	同						
一部綿製、一部人絹製のサロン又はカインパンデヤン	同						
全部又は一部綿製のサロン又はカインパンデヤン	同						
其の他サロン又はカインパンデヤン	同						
經緯共に二本又は二本以上の異なる色の單絲の撚絲より成る雜色密織衣服用綿布	同	千立 六					百疋に付十五仙
織方の如何を問はず經緯雜色綿布にして九割又は九割以上色絲の緯絲が織布面にて規則正しく分たれ居るもの(所謂ルリリツク)	自昭和一一〇、一四、二三至同	千立 一三五					同 七仙
晒綿布(未晒綿布の一部を含む)	自昭和一一〇、一四、二三至同	千立 八〇〇〇					同 三仙
キャンブリック及未晒平織物	同	千立 二五三					
キャンブリック、シャーチング、エレフアント及マダボラム	同	千立 二五三					

品名	輸入制限期間		制限数量	和蘭割當量		一般割當量		輸入許可書發給手数
	期	間		割當率	割當量	割當率	割當量	
シヤーチング及ロングクロス並に未晒平織物	自昭和	一〇、一、一	三〇、〇〇〇	三	二、九〇〇	五七	一七、一〇〇	百疋に付 三仙
ドリップ	至同	一〇、一、一						
デーン及トウキル	同	同	五、四〇〇	一四	七、七六	八六	四、六四四	同
サテイン、フランネル及他の晒綿布	同	同	九、六〇〇	五	四八〇	九五	九、二〇〇	
未晒綿布	同	同	三、六〇〇	一七	六、三	八三	二、九八八	百疋に付 三仙
キヤリコット	自昭和	一〇、一、一	一〇〇					
シヤーチング(上級品)及別掲せざる平織物	至同	一〇、一、一						同
幅二九吋を超えざるもの絲數三五本を超えざるもの	同	同	七六					
幅三〇―三三吋	同	同	二七、六					同
絲數三五本を超えざるもの	同	同	一〇、四八四					
幅三四―三六吋	同	同	一〇、五五					同
幅三七―四一吋	同	同	一六、五〇〇					
幅四二吋及夫以上同三六本同	同	同						同
幅三六吋を超えざるもの	同	同						
幅三七吋及夫以上のもの	同	同	一、〇一					同
鑄鐵製フライ鍋(外領にのみ輸入許可)	自昭和	一〇、一、一	七、三					

窓硝子(無色透明なる並製のもの)	自昭和	一〇、一、一	千平方米					百平方米に付 三十仙
水呑硝子コップ(切硝子のもの)	同	同	千打					六十仙
封度機(並製の栓付機)	同	同	一五〇					一盾
ランプ火屋(雲母製以外のもの)	同	同	六五〇					同
珐瑯鐵器類(酒付鍋、ランターン式)	同	同	三〇					同
皿、洗指箱、洗面器及湯沸	同	同	千打					同
他、他、他、他、他、他、他、他	同	同	千打					同
自轉車(自動自轉車以外のもの)	同	同	千打					同
自轉車部分品及附屬品(別號に含まるるものを除く)	同	同	千打					同
セメント(ポートルランド・セメント)	自昭和	一〇、一、一	千打					同
人造肥料中の過磷酸及重過磷酸	自昭和	一〇、一、一	千打					同
同上混合肥料	自昭和	一〇、一、一	千打					同
電球(自轉車及懐中電燈用)	自昭和	一〇、一、一	千打					同
(自動車用)	同	同	千打					同
(普通電燈用)	同	同	千打					同
歯ブラシ	自昭和	一〇、一、一	千打					同
ペンナイフ	同	同	千打					同
家庭用鋏、葡萄切鋏、化粧用鋏及花鋏並に理髮用バリカン	同	同	千打					同





品名	輸入制限期間		制限數量	和蘭割當量		一般割當量		輸入許可書發給手数料
	期	限		割當率	割當量	割當率	割當量	
綿以外の天鷲絨及ブラッシュの衣服地	自昭和	一〇、四、一三	千疋(圓袋裝)					百疋(圓袋裝) 一疋六十仙
普通白もの若はアドリアノーベル又はアリザリン赤染以外のハンカチーフ	同	同	千打					百打に付 二十仙
陶磁器	同	同	千打					
粗製陶器皿、珈琲碗、洗鉢、茶瓶	自昭和	一〇、五、七、八、九	千打					
其の他の粗製陶器	同	同	千打					
精製陶器及磁器皿、珈琲碗、茶瓶	同	同	千打					
其の他の精製陶磁器	同	同	千打					
鐵及其の合金	同	同	千疋(圓袋裝)					
鐵板、鐵棒、桁、丁型等の鐵材及鋼材、帶鐵、鐵筋コンクリート用鐵材	自昭和	一〇、五、七、二、三、四	千疋(圓袋裝)					
管及繼手(鋳たるもの)	同	同	千疋(圓袋裝)					
同 品(其の他のもの)	同	同	千疋(圓袋裝)					
屋根葺用鐵板(亜鉛引)、同棟葺用鐵板、樋(亜鉛引)、壁天井張用鐵板	同	同	千疋(圓袋裝)					
針金	同	同	千疋(圓袋裝)					
光澤あるもの、電線、卑金屬鍍したるもの、棘付	同	同	千疋(圓袋裝)					

品名	輸入制限期間		制限數量	和蘭割當量		一般割當量		輸入許可書發給手数料
	期	限		割當率	割當量	割當率	割當量	
金網	同	同	千疋(圓袋裝)					
釘(樽入、箱入及其の他の包装のもの)	同	同	千疋(圓袋裝)					
捻釘、隔金、蝶番、波釘等、ポルト及ナット	同	同	千疋(圓袋裝)					
銅及其の合金	同	同	千疋(圓袋裝)					
板赤銅、板黄銅、釘金(銅管線、絶縁の有無を問はず)、針金(赤銅)、針金(黄銅)、金網、懸金、蝶番、締釘等	同	同	千疋(圓袋裝)					
針金、網、綱、管、繼手、釘、蝶番、蛇口等以外の製品にして粗なるもの	同	同	千疋(圓袋裝)					
同上製品にして上製なるもの	同	同	千疋(圓袋裝)					
錫及其の合金	同	同	千疋(圓袋裝)					
棒、葉、板	同	同	千疋(圓袋裝)					
石 鹼	同	同	千疋(圓袋裝)					
化粧石 鹼	自昭和	一〇、六、八、一〇	千疋(圓袋裝)					
洗濯石 鹼	同	同	千疋(圓袋裝)					

備考 一コーチは二十枚なり

二、輸入許可制度

蘭領印度の關稅

輸入許可制度は米、大豆、砂糖、護謨の如き大量農林生産物の輸入を實質的に禁止せんとするものにして各品に對する制度の概要を掲ぐれば左の如し

蘭印政府は一九三二年砂糖の輸出不振を極め甘蔗植付減少の結果米作増加し一九三三年は米增收の見込みなりしを以て同年三月二十一日公布(法令公報第一一六號)の暫定法に依り三月二十二日より七月二十一日に至る四箇月間米の輸入を禁止し其の間充分の研究を遂げ從來年々巨額に達する暹羅米の輸入を防遏し領内の米作を保護せんが爲輸入許可制度を採用するにこころし永續的の米穀輸入條例を制定して七月二十一日法令公報第二九九號を以て公布し翌二十二日より施行したるが、其の最も主要なる規定は即ち第一條第一項「蘭領印度の關稅區域内への米の輸入は特別許可を有する者にのみ許容す」とし第三條には右違反者に對し最高一年の禁錮又は同一萬盾の罰金を課し處罰さるべき事實の行はれたる米は之を沒收するにこころしを得る旨規定したり

次に大豆も亦米と等しく甘蔗耕地に於ける耕作激増せるを以て之が保護の爲滿洲大豆の輸入を阻止すべく一九三四年二月二十二日米穀輸入條例を改正し之に米、醬油及味噌を追加すべき總督令案を三日間の討議期間を附して國民參議會に提出し二十四日の通過即日法令公報第八五號を以て公布し翌二十五日より施行したるが、右改正に依り第一條第一項は「蘭領印度の關稅區域内への米、大豆、醬油及味噌の輸入は特別許可を有する者にのみ許容す」となり、尙第四條の後に新に第四條 a、「第四條第一項(註)の規定を除き第一條第一項に掲ぐる輸入許可の下附に對し別に政府令を以て決定する補償金を課するにこころしを得、補償金の額は輸入せらるべき外國産の米、大豆、醬油又は味噌の價格を國內に於ける其等の市場價格との差額並に蘭領印度内に米及大豆の貯藏を爲す場合に均一なる配分を爲すに必要なる經費を基準として定むるものとす」と規定を追加し、右補償金即ち爪哇、マツラ、バリ、ロンボックへの輸入許可料金は三月十五日以降正味百疋に付七十五仙と定め三月三十一日以降之を一盾二十五仙と改定したり、而して大豆、醬油及

味噌の三品中醬油及味噌の二品は本邦側の抗議に依り制限を幾分緩和し各輸入港に輸入業者を指定して許可するにこころしなりたりと云ふ

〔註〕 米穀輸入條例第四條第一項

第一條所掲の許可書の下附に際しては輸入を許可せられたる米百疋に對し五仙の手數料を徴收す

大豆は一九三三年の生産十八萬噸、輸入四萬八千噸なりしに對し一九三四年の生産は二十萬噸と豫想せられ優に自給自足し得べく傳へられたるが爪哇及マドラへの米及大豆の輸入が左表の如く一九三四年に於て顯著なる減退を示せるは主として領内に於ける増産を反映せるものと観測せらる(單位、噸)

米	一九三二年	一九三三年	一九三四年
大豆	一四九、七八〇	一〇五、九二一	六一、四九五
大豆	五、五六四	四七、六五五	二二、〇三八

蘭領印度の砂糖の輸入に付ては一九三四年四月十三日法令公報第一九四號を以て「一九三四年砂糖輸入條例」を公布し翌日より施行を見たるが、右は(一)ニヴァスが英領印度に對し國內市價より低き競争價格にて賣込みたる爪哇糖が國內市價よりも低き價格を以て蘭領印度に再輸入せらるるの状態なりしと、(二)廉價なる外國糖特に玖馬糖が支那を経て當領に輸入せられ國內市價を脅すの虞ありたるに由るものなるが右條例の有効期間(十二箇月)の満期に際し一九三五年四月十三日法令公報第一三二號を以て「一九三五年砂糖輸入條例」を公布し「爪哇糖の國內市場擁護の爲」輸入許可制度を引續き實施し一九三六年四月一日迄經濟長官が特別の場合につき禁止の解除を與ふることあるの外一般に甘蔗糖の化學的組成を有する精製、未精製の甘蔗糖及甜菜糖は之が輸入を禁止することにたり

護謨に付ては一九三四年四月二十八日倫敦に於て成立を見たる國際護謨生産及輸出制限協定の實施上蘭領印度に於

ても右協定を制度化することになり他の數條例と共に同年五月三十一日法令公報第三四五號を以て護謨輸入條例を公布し六月一日より施行せるが、本條例の主要規定たる第三條に依れば護謨の輸入は經濟長官が常設委員會に諮問したる後特別の許可を與へざる限り之を禁止し護謨の通過輸送は原產地證明書及許可書を有する場合は之を許可するものとす第五條に於て右違反者は一年以下の輕懲役又は一萬盾以下の罰金に處し犯罪に供したる護謨は之を沒收し且廢棄する旨規定せり

### 三、輸出禁止制限制度

蘭領印度政府は一九三三年九月九日「一九三三年非常時輸出條例」案を國民參議會に提出し同議會は十六日之を可決したるを以て十月三日法令公報第三五三號を以て之を公布し即日施行したるが同條例は特定商品又は商品グループの輸出並に領内輸送の禁止又は制限を爲し得る權限を政府に付與するものにして政府は之に依りて甘蔗、護謨、規那等の優良種苗の輸出を制限すること同時に國內食糧(主として米)の供給調節を目的とするものと傳へられたり、左に本條例の全文を掲げ次に本條例公布以前に既存し又は砂糖、茶、規那、護謨に關する國際制限協定を制度化し或は本條例に基きて制定したるものにして現に施行中の輸出禁止制限法令を列擧すべし

#### 一九三三年非常時輸出條例

目下の非常狀態に於ては第一に住民の需要を満たすの必要上若は蘭領印度の生産に係る種苗の好ましからざる輸出を豫防するの必要上特定商品又は商品グループの蘭領印度關稅區域よりの輸出及關稅區域内の移送を一時禁止し若は制限することの必要を考慮し蘭領印度評議會に諮詢し國民參議會の協賛を経て左記の通制定す

#### 第一條

一、緊急の事情あらば第一に住民の需要を満たすの必要上若は蘭領印度の生産に係る種苗の好ましからざる輸出を豫防するの必要上政府令を以て左の事項を一時禁止し又は制限することを得

- a 特定の商品又は商品グループの蘭領印度關稅區域よりの輸出
  - b 特定の商品又は商品グループの蘭領印度關稅區域所屬の特定地方より其の關稅區域外への移送
  - c 特定の商品又は商品グループの蘭領印度關稅區域所屬の特定地方若は其の部内より其の關稅區域所屬の他の地方への船舶又は航空機に依る移送
- 二、本條例の施行細則及政府令の定むる輸出又は移送禁止に對する特別の場合に於ける除外許可の權限に關しては政府令を以て之を規定することを得

#### 第二條

第一條所定の政府令は實施後十箇月若は其の以前に效力を失ふものとす、政府令に於て規定せられたる事項に付ては必要に應じ各期間内に於て條例を以て之を定む

#### 第三條

- 一、第一條 a 及び b の輸出は輸出を禁止せられたる商品が船舶又は航空機に積込まれ且其の積荷が蘭領印度關稅區域内の一地を仕向地とせしむることを證明し得ざるまで完了せるものと認む
- 二、第一條 c の移送は移送を禁止若は制限せられたる商品が船舶又は航空機に積込まれ且其積荷が移送を許可せられ居る地方及蘭領印度關稅區域外を仕向地とせしむることを證明し得ざるまで完了せるものと認む
- 三、書面又は口頭を以てする申告に依り稅關に於て作成せる書類を伴ふ商品が蘭領印度關稅區域内の一地を仕向地として船舶又は航空機に依り運搬せらるるも右商品が其の仕向地に到着せざる場合は關稅區域外へ輸出せられた

るものご認めらる、但し關係人に依り該商品が蘭領印度關稅區域内の一地に荷卸し又は其の途上紛失せる事實を  
舉證するときは此の限りに非ず

第四條

第一條に基き施行せらるる輸出禁止又は制限は左の商品に對しては適用せられず

- a 蘭領印度關稅區域外より搬入せられたる商品にして其の搬入のときより稅關監視の下に在る商品
- b 其の船舶又は航空機に使用するものなることを明かにし且其の旨を明記して積込まれたる物品
- c 統計稅令(一九二四年法令公報第五一七號)第四條のb、e、g及m項に依り輸出稅を賦課せられざる商品

第五條

租稅令(一九三一年法令公報第四七一號)附屬規則A第五十條及規則B第十三條は本令第一條により輸出又は移送の  
禁止又は制限を受くる商品が禁止又は制限の適用を受くる一地方内に在る場所に於て船舶又は航空機に積込まるる  
限り右商品の蘭領印度内移送に對しては適用せられず

第六條

- 一、本條例第一條の規定に依り輸出又は移送を禁止せらるる商品を輸出又は移送したる者は一年以下の禁錮又は一  
萬盾以下の罰金に處す
- 二、犯罪を構成し又は犯罪の具に供せられたる商品は之を沒收することを得
- 三、本條例の定むる處罰は輕刑とす

第七條

本條例に定むる處罰事實の捜査は普通犯罪事件の捜査を擔任する官吏の外に關稅及消費稅務官吏も之を擔任する

ものごす

第八條

本條例は「一九三三年非常時輸出條例」にして引用することを得  
本條例は公布の日より之を實施す  
本條例は未知の者無きやう蘭領印度法令公報に掲載すべし

輸出禁止制限一覽表

公	年	月	日	布	法令公報 番 號	法令名稱	法 令 の 要 旨
	一九三一	三		二四	一一四	砂糖輸出條例 (四月一日施行)	一九三一年五月九日政瑪、爪哇、獨逸、チエツコスロヴァキア、洪牙 利、波蘭、白耳義(後に秘魯及コーゴスラヴィア加盟す)の諸國間 に成立したる國際砂糖減產協定實施の爲本法令を施行し四月一日以 降五年間砂糖の輸出を一定量に制限し輸出許可書なくして輸出する ことを禁ず違反者は最高一年の禁錮又は最高一萬盾の罰金に處す
	一九三一	五		二二	一七五	右施行規則(四 月一日施行)	
	一九三三	五		二三	二二〇	茶輸出條例	一九三三年五月蘭領印度、英領印度及錫蘭の三國間に成立したる茶 輸出制限協定實施の爲本法令を施行し一九三三年四月一日以降五年 間茶の輸出を一定量(毎年分を三國代表委員會に於て決定す)に制限 し輸出許可書なくして輸出することを禁ず違反者は最高一年の禁錮 又は最高一萬盾の罰金に處す
	一九三五	二		一五	五八	右施行規則 (四月一日施行)	

一九三三	八	三	三二六	茶の種子及苗 出禁止令(八月 四日施行)	當領よりのアッサム茶の種子及各種茶苗の輸出を禁止し違反者に對しては最高一年の禁錮又は最高一萬盾の罰金を課す
一九三四	二	一八	六九	規那輸出條例	蘭領印度に於ける規那栽培業者は各國のキニーネ製造業者と組合を組織し國際的に生産及價格の統制を行ひ居りたるが蘭印政府は右組合の利益を保護する爲本法令を公布し一九三四年三月一日より一九三六年十二月三十一日迄之を實施することとせり、本法令に於ては規那皮の輸出を一定量に制限すると共に規那種子及規那樹材料(接穂及之に類するものを指す)の輸出を禁止し居れり
同	二	一八	七一	規那輸出制限令	
同	一〇	二三	五九二	規那輸出條例改正	
一九三四	五	三一	三四二	農園護謨輸出條例	本條例は歐人式栽培護謨の生産及輸出の一次的制限に關するものにして六月一日より施行し農園護謨は向後四年七月間輸出許可書並に原産地證明書無くして輸出をなすことを得ず、違反者は一年以下の輕懲役又は一萬盾以下の罰金に處し犯罪に供したる農園護謨は之を沒收し且廢棄す
一九三四	五	三一	三四三	土人護謨輸出條例	本條例は土人護謨の生産及輸出の一次的制限に關するものにして施行及消滅の時期は農園護謨輸出條例と同じ土人護謨は向後四年七月間原産地證明書無くして輸出をなすことを禁ず原産地證明書は輸出申告數量に對し特定の州又は州の部分に對し政府令を以て別段の定めある場合を除き印度關稅定率法第五條第二項及第九條第二項の施行の爲發せられたる政府令に依る特別輸出税を納付したる後交付せらるるものとす、違反者に對する罰則は前項と同じ
一九三四	五	三一	三四四	護謨植物的材料輸出條例	本條例は護謨樹材料及種子輸出の一次的禁止に關するものにして施行及消滅の時期は農園護謨輸出條例と同じ、右の物品は之を蘭領印度より輸出をなすことを得ず、違反者は一年以下の輕懲役又は一萬盾以下の罰金に處し犯罪に供したる護謨樹材料及種子は之を沒收す

第四項 保稅倉庫制度

官設保稅倉庫の所在地は左の如し

バタヴィア

チエリボン

セマラン

スラバヤ

蘭領印度の關稅

三三一

一九三五	三	四	九二	一九三五年カボツク植物的材料輸出條例	本條例の植物的材料とは増殖を生長に依り可能ならしむる生植物及植物の部分並に果實及種子を謂ひ其の蘭印關稅區域よりの輸出を禁止し違反者は一年以下の禁錮又は一萬盾以下の罰金に處し犯罪行為を組成したる植物的材料は之を沒收す但し種子の輸出は一時に五萬盾以上の場合は特に許可するの除外例を設け居れり(公布翌日施行)
一九三五	二	二四	八四	一九三五年甘蔗の植物的材料輸出條例	本條例の甘蔗の植物的材料とは甘蔗及之が増殖を何等かの方法にて可能ならしむる其の一切の部分(種子を含む)を謂ひ其の蘭印關稅區域よりの輸出を禁止し違反者は一年以下の禁錮又は一萬盾以下の罰金に處し犯罪行為を組成したる植物材料は之を沒收す(公布翌日施行)

備考

一九三四年四月二十八日倫敦に於て世界主要護謨生産國委員間に調印せられ同五月七日各參加國(英、佛、蘭印及暹羅)政府代表の正式調印を経たる護謨生産及輸出制限協定の實施上蘭領印度に於ては之を法律化することとなり前記護謨に關する三條例を護謨輸入條令、土人護謨特別輸出稅賦課の爲の印度關稅定率法追増に關する總督令及右課稅に關する政府令等と共に制定施行したるものとす

ベ	ラ	ワ	ン	バ	ダ	ン	パ	レ	ン	バ	ン	マ	カ	ツ	サ	ー
メ	ナ	ド	ゴ	ロ	ン	タ	ロ	ア	ン	ボ	イ	ナ	テ	ル	ナ	テ
ナイラ(バンダナイラ) クーバン																

而して官設保税倉庫には引火性其の他の理由に依り附近又は他の商品に危険なるものは他の場所が利用し得且充分の面積ある場合に於ては收容するを得ざるものなり

私設保税倉庫は財政部長官所定の條件に依り同長官に於て設置を許可するものとし石油、ガソリン、ベンジン其の他の石油産物は他の商品と共に私設保税倉庫に蔵置するを得ざるものなり

### 第五項 通關手續

蘭領東印度の關稅は單一税にして差別關稅なるものなく從て領事送狀及原產地證明書の必要もなく又商品上並包裝上に原產地名を標記すべき規定なし

然れども一九三三年九月非常時輸入制限令公布せられ之が適用を受くる貨物の輸入は原產地證明書の提出を必要とし而して之が輸入に當りては農工商務長官又は經濟長官より特許狀又は許可書の交付を受け之を呈示するに非ざれば輸入を許可せられざるものなり

## 第七章 英領馬來の關稅

### 第一節 關稅制度

#### 第一項 關稅政策

##### 一、總說

英領馬來は通例海峡植民地、馬來聯邦及馬來非聯邦と俗稱せらるるジョホール、ケダー、パリス、ケランタン、トレンガヌの馬來聯邦に参加せざる六州を指稱するを以て茲には此等の地方に於ける關稅政策につき敘説せん

英領馬來は元來自由貿易主義の英國の屬領として等しく原則として自由貿易主義を採り酒、煙草、石油、砂糖、燐寸等の全部又は一部に對して消費稅又は消費稅的輸入稅を課するに止まりたるを以て遂に新嘉坡をして世界第一の大仲繼貿易港に迄發達するに至らしめたりとも稱せらるる處近年に及び世界經濟情勢の大變動、英帝國經濟ブロック問題の進捗、外國品特に日本品の旺盛なる進出の脅威(註)等相因果して英領馬來に於ける貿易政策乃至關稅政策は畫期的變轉を現出するに至れり

〔註〕 最近三年間に於ける日英兩國の英領馬來への輸入額を對照すれば左の如し (單位 千弗)

	價額		百分率	
	一九三三年	一九三四年	一九三三年	一九三四年
英領馬來輸入總額	三八〇、二六一	三四九、八六三	一〇〇・〇	一〇〇・〇
内日本輸入額	一七、〇三三	二六、五九〇	四・五	七・六
英本國輸入額	五五、七二四	五一、〇一六	一四・六	一四・六
英屬領輸入額	六八、一〇七	六五、四二二	一七・九	一八・七

二、海峽植民地の關稅政策

消費稅及特惠稅

海峽植民地に於ては輸入の石油、酒及煙草に對する消費稅收入を以て其の主要財源となし石油の毎ガロン五仙の稅率は古より今日に至る迄之を持續し酒稅は一九〇九年酒稅令に依り施行し煙草稅は歐洲大戰に際し英本國戰時費補助納金の目的に依る酒稅の増徴と同時に之を設定し爾來數次の改正を經、尙近年外國產自動車に特別課稅を受け右諸稅が恰も輸入稅視せられつつある外は依然自由貿易地帯として存續し近年に至り馬來聯邦、ジョホール州等が自由貿易を放棄し工業製品に課稅するに至り當植民地をも之に捲き込まんとする運動盛なるも之が反對運動も亦相當有力にして兎に角今日迄本來の自由主義を固持し來れるものなるが下記の如き近年の情勢に徴すれば海峽植民地の自由貿易の前途必ずしも樂觀を許さざるものあり

海峽植民地に於ては一九三二年五月英帝國內に於て生産又は製造せる酒及煙草に對し特惠付與の目的を以て其の消費稅の改正を行ふと共に英帝國品に對する特惠稅を設定實施し更に同年十月オッタワ英帝國經濟會議の協定に基き右

特惠マージン増大の爲左記の如く英品特惠稅率の引下を行ひ同時に英帝國產自動車に對しても特惠供與の爲外國產自動車に對し最初の使用登記料として從價二十%を賦課することとし例へば新嘉坡に於ける約一萬臺の自動車中約半數の勢力を有する米國產自動車の輸入に大打撃を與へたり

品名	單位	一般稅率	特惠稅率	
			一九三二年五月	同年十月
ブランドイ及以下に掲げざる酒類	毎ブルーフ・ガロン	一四・五〇	一〇・五〇	八・〇〇
燻入ブランドイ	毎ガロン	一〇・五〇	九・五〇	八・〇〇
沸騰性葡萄酒	同	六・〇〇	五・五〇	五・〇〇
非沸騰性葡萄酒	同	四・五〇	四・二〇	三・九〇
非沸騰性葡萄酒	同	一・五〇	一・三〇	〇・九〇
エール、ビール、スタウト、ポーター、サイダー及ベリ	同	一・三〇	一・二〇	〇・九〇
紙卷煙草	毎ポンド	一・一〇	一・〇〇	〇・九〇

自由貿易政策變革問題の推移

之より前一九三二年四月英領馬來關稅同盟に關する海峽植民地關稅調查委員會調查報告書發表せられたるが右委員會は前年七月任命以來約半歲に亘り領内英人、支那人、印度人各商業會議所、海峽植民地協會、護謨及錫業者諸會其の他民間當業者等より廣く意見を徴し慎重討究の結果前記報告書を完成し總督に答申したるものなる處右報告書に依れば委員會は全英領馬來を包含する馬來關稅同盟の實現には賛意を表し難く又右關稅同盟に海峽植民地を包含せしむ

る事を不可なりし此の反對の主たる理由として馬來關稅同盟實施上の最大難關は海峽植民地及馬來諸州間に於ける經濟關係の一致せざる點にあり從て右兩者を共通の關稅政策下に統一せんとするの企圖には著しき困難あり、加之馬來の政治機構は右の困難を一層甚しからしめつつあり即ち之を馬來諸州に付て見るに歲入的見地よりする關稅の賦課は實行容易且有效なる合法的課稅方法にして之が實施には何等異論の餘地なき所なるべきも自由貿易主義乃至自由港制度の維持を以て其の領内繁榮策の根本をなし居る海峽植民地に對し之を實施せんするは正に致命的措置にして從て海峽植民地と馬來諸州を同一關稅組織下に統一し然も尙兩者の利害關係の衝突を調和せんするの企圖は實際問題として不可能に近きもの認めらるる旨を述べ要之「委員會は海峽植民地に於ける自由貿易主義の維持を以て當植民地繁榮の持續に絶對必要缺くべからざるもの認めむるが故に當植民地の自由貿易主義の原則を破壊し現在國際的主要貿易港たるの地位を占めつつある植民地各港を純然たる馬來の一貿易港たる地位に引下げ乃至は馬來に於ける單なる關稅徵收の中心地たらしめ以て専ら馬來貿易の繁榮を圖らんするが如き措置は賛成するを得ず」を斷定し居れり然るに同年四月海峽植民地政府は「一九三二年歳入保護法」なるものを制定し其の第二條は於て

「立法會議に於ける總督は案若は決議にして其の成立の場合從事輸入若は輸出税より除外せる物品に對し輸入若は輸出税を課し又は從來物品、貨物若は商品に對し納付すべき輸入若は輸出税を變更すべき案若は決議の立法會議の提出を採擇したるときは總督は專賣局長若は總督の任命するところあるべき他の官吏に訓令を發し右物品、貨物若は商品に對し課すべき税として右案若は決議に規定せる夫々の税を右物品、貨物若は商品に對し現行法に依り夫々納付すべき税あるときは之に代へて課すべきことを要求するところ適法なりとす」

と規定し何時にても立法會議の協賛を経て海峽植民地に於て輸出入税を賦課し得る法律を實施し、又總督は同年九月立法會議席上に於てオッタワ會議の結果海峽植民地も他の英帝國植民地と協調し從來の自由貿易政策緩和の要ある

べき旨述べたるに對し民間の反對盛なりし折柄馬來聯邦の關稅引上、對英特惠税の再設定實施に引續き前記の如く當植民地に於ける特惠税の擴張を實現し且續きたる不況が同年に於て最低に達し當植民地の二大産物たる錫及錫の市價は夫々平均七仙及七十弗に墜落を告げ民間の疲弊愈々深化し政府は更に財政難を痛感するところ甚しく他外國品特に本邦品の顯著なる進出に依る英國輸出貿易の衰調示現に加ふるに總督の立法會議に於て提唱せる地方分權制度が要するに關稅、鐵道及逓信事務に對し中央集權制度を探り他の政府事務は一切各州の自治制をなし地方分權の實を擧げんとするに在りて右提唱は關稅同盟案の具體化をも示唆するもの如く馬來全體に異常なる關心を惹起し前年（一九三一年）十月以來聯邦及ジョホール州に於て日本品に關係ある外國製品に對し輸入税を賦課し爾後之が強化に向ひつつある等の諸般の情勢に鑑み當海峽植民地の傳統的自由貿易政策も愈々變革豫想の懸念を高むるに至れり

一九三三年二月總督は更に海峽植民地通商委員會を任命し委員會は一年三箇月の長期間に亘り百數十回の會合をなし當業者をも参加せしめ當植民地の産業、貿易、交通、其の他諸般の經濟事情の調査を完了し其の報告書第一卷は千九百三十四年七月末立法會議に上程せられ中間及最後の二報告書は海峽植民地に關する廣大なる調査を包容し、本邦商品の躍進に關しては「從來競争關係にある日本商品の輸入額は一層激増したるのみならず新商品も相當英國品の地盤を蠶食せり此の儘に放任せんか當地輸入英國品の勢力は漸退を見、英國貿易商社は存在價值を減ずるに到らん」と述べ之が對策として普通に考へらるべき（一）輸入割當制限法、（二）低落爲替税、（三）馬來諸國輸入税の賦課等は之を不可しなし一石二鳥式の有效且即實なる對策は差當り見當らずと云ふ結論を與へ結局英本國の利益の爲に仲續貿易阻害に隨伴する馬來の繁榮を犠牲に供するか或は日本品の自由を認めて馬來繁榮の爲には英國輸出貿易を犠牲に供するかこの二者の一あるのみを強調せり云ふ



## 織物輸入(割當)法の施行

現地に於ける前叙の如き情勢に拘らず英本國に於ては一九三四年二月日英兩國間に於て綿布及人絹布の輸出に關する市場協定の商議不調に歸したるを以て同年五月七日ランシマン商相は下院に於て植民地に於ける外國産綿布等に對する輸入制限施行方に關し大要左記の如く聲明せり

「植民地通商問題に關し余は植民大臣に親しく協議を爲したり而して實施上差支なき植民地及保護國は西阿を除き一切の外國綿布に適用さるべき輸入制限法を施行すべく訓令せらるることなるべし、且此等諸領に於ける異常なる現狀英國品斯業界をして従前の正常狀態に復歸せしむる爲に英國が外國諸國間に供與すべき割當の基準は一九二七年乃至一九三一年の平均をなすべき意嚮を有するものなり、而して植民地及保護國各地に於ては本案立法を遲滞なく行ひ且本法の政策及國家的意圖を無爲ならしむる如き市場に於ける各種の思惑抑制の趣旨に依り實施期は五月七日よりして立法すべきことを夫々提案されたり」

右に關聯し翌五月八日海峽植民地總督代理は左の如き公式コミュニケを發せり

「今回海峽植民地總督代理兼馬來聯邦民政長官が本國植民大臣より受領せる公電に依れば本國政府は實施上可能性あり且何等條約的束縛を有せざる英國直轄植民地並に保護國に對し日本綿布、人絹布を競争せる英國當業者保護の目的を以て輸入割當制度實施を勸告することに決定せり」

次で五月十一日民政長官は右制度の最大難點たる「如何にして再輸出貿易を保護すべきかに關して新嘉坡商業會議所委員と會談する所ありしが、其の後民政長官又は政府高官に日本人、印度人、支那人及歐洲人輸入業者代表者との懇談會の開催ありて本制度は海峽植民地諸港を含む英領馬來が遵守すべきことを期待されたる英帝國の一政策なる旨を

明示せられたる外商社別割當制度の確立及再輸出倉庫の新設の二重要案件の決定を見、政府が此等の要項を含め植民省提示の原案に基き作成せる織物輸入(割當)法案は六月十一日立法會議に上程せられ非官吏議員全部の反對に拘らず多數官吏議員の賛成に依り通過したるを以て同月十三日裁可を經十五日一九三四年法律第二三號を以て公布し二十日施行規則を發布し日本、支那、伊太利、和蘭、蘭領印度及其の他諸國の品種別各國割當量等を定め其の後割當量にサラワク及ブルネイ兩國の分をも包含せしむることになり八月二十八日附を以て右施行規則を改正したるが要するに當該割當實施期間は一九三四年五月七日より十二月末日迄に割當量は生地綿布、染色綿布、捺染綿布、絲染綿布、綿サロン・スレンダン並にカイン、人絹布及人絹サロン・スレンダン並にカインの七品目につき一九二七年乃至三十一年年平均馬來全輸入量を基礎とし其の内より再輸出量を控除し日割計算に依り馬來輸入許可總量を算出し前記掲名五箇國の如きは算定基礎期間中の正味年平均輸入數量に基きて其の割當量を品種別に決定せられたるものにして之が本邦品に及ぼせる影響を見るに一九三四年に於ける關係本邦品の輸入額一億二千七百七十五萬碼(價額千三百萬弗)の中再輸出を四割に見積るべきは正味輸入約七千六百萬碼(價額七百八十萬弗)となり此の五月乃至十二月の八箇月分が約五百萬碼を算するに對し同期間の割當量約二千三百萬碼に過ぎず大打撃を謂はざるを得ざるも幸ひ同年は法律施行前の約定品の輸入が許可せられたる等の事情に依り前年と大差なき輸入量を達成し得たるが他面海峽植民地政府筋の發表に依る本制度の効果は左の如きものありと稱せらる

「一九三四年に於ける割當の結果を一言に要約せんか廣義の解釋に於て該制度は英本國及英領各地よりの輸入を促進せしめ一般外國品の輸入を一定率内に制限し且個々當業者に對し取引上の確實性を與へしのみならず海峽植民地再輸出貿易をも保護し然かも當領住民の生活費には何等の影響を及ぼさざりき、故に本令本來の目的は貫徹したるものと稱して差支なかるべし」

尙本制度に對する海峽植民地民間側意嚮を見るに一九三四年六月十一日本法案の立法會議上程に先ち開催せられたる新嘉坡及彼南商業會議所主催の公開審議會に於て割當制反對決議が新嘉坡に於ては二十三票對九票、彼南に於ては會頭の決裁投票に依り夫々通過し又英本國に於ける最も有力なる輿論代表者たる英領馬來協會委員は植民大臣へ又英國海峽商人協會委員は商相へ夫々當植民地仲繼貿易擁護の見地より本制度に對し再考慮方を陳情せり云ふ

## 馬來諸州關稅同盟に就て

英領馬來の關稅同盟問題に關しては既に「自由貿易政策變革問題の推移」の項に於て關說せるが「外務省通商局日報」昭和十年四月四日號所載に係る新嘉坡郡司總領事の「馬來諸州關稅同盟」を題する左記報告は本問題最近の經過を明かにするものあるを以て茲に採録することとせり

海峽植民地及馬來諸州を打て一丸とする馬來領關稅同盟問題に關しては一九三三年前任總督サー・クレメンテイの時代に於て論議せられ同總督は馬來半島諸州と海峽植民地間の密接なる關係に鑑み當植民地に於ても其の傳統的自由主義を或程度迄修正緩和し英帝國内に特惠制度確立の新方針に合流するの要あるを説きたるが之に對し當地商業會議所並に新聞紙等は植民地領内各港を自由港とせざる現制度は當領の繁榮維持上緊要なりとて自由貿易援護を高唱せり其の後同總督の任命せる當領通商委員會は一九三四年七月報告書を公表せるが其の中にも本問題を論じ居り其の結論に於てデイディングは別として新嘉坡及彼南の半島關稅同盟加入は利益なしとせり

右の如く本問題は新嘉坡の關する限り一先づ打消となりたる感ありたるも近來馬來聯邦州の關稅引上乃至海峽植民地織物輸入制限の實施等に依り當領の自由港制度も漸次實質的改變を蒙るべき狀態となり従て本問題も再び擡頭するにあらずやと考へられたる處最近マラッカの同地支那人商業會議所主催の新總督サー・トーマス 歡迎會席上に於て

同總督は支那人側の米輸入稅賦課方法に關する苦情陳請に對し右の障礙はマラッカが馬來關稅同盟に加入することに依り消滅すべきものと認むる旨を述べたるが右は本問題に對する英國當局の意向を洩せるものも考へらるる處右演說に對しては當地新聞紙は早速論評を掲げマラッカは特殊の事情あるにせよ馬來關稅同盟に加入し其の結果自由貿易港たる地位を失ふことは結局住民の不利となり論じたり

マラッカに之に接壤せる聯邦州ネグリ・センピラン及ジョホール州との間の交易は近來漸次盛なり此等奧地よりは護謨をマラッカに搬出し（マラッカより輸出する護謨年額七萬噸の半分は此等地方より來る）右運送機關としては貨物自動車を用ひ居り右トラックは奧地の需要する米をマラッカより運搬し歸へれるものなるが先般聯邦州が米の輸入に對し課稅をなし同州の關稅規則に依り他の課稅品と同様に其の輸入は全部汽車に依らざるべからざることとなり従て護謨運搬のトラックは返路に積載すべき商品なきこととなり護謨の運搬に對し高き運賃を要求するに至れるを以て其の結果、惹てはマラッカ奧地間貿易の通路は漸次他へ變更を見つつある状態にあり依て之が救濟策としては馬來本土關稅同盟に加入が唯一の途なりとすものにして之が支持者は斯る状態を放置すればマラッカと馬來諸州間の貿易は減退すべく之は現在の如き新嘉坡との間の自由貿易の利益以上に重大なりとす又關稅同盟加入の爲住民の生活費は多少増高すべくも奧地との貿易の増加に比すれば云ふに足らずと主張す

然るに之に反對する論者はマラッカは良き配給中心地にあらず同地商人が其近接地へ配給する額は總額の十七％に過ぎず故に馬來州の自由貿易の利益は尠し之に反し新嘉坡との間の自由貿易の喪失は重大問題なりとす前記の如く最近に於ける本問題の擡頭は主として同地の支那商の目前の苦情より起れるものにして米の課稅措置さへ改正を見るに於ては同地住民の多數が現在の自由制度を脱して聯邦州同様の關稅の賦課に甘んずべしと考へられざる次第なるが一方聯邦當局は密輸防止の見地より容易に右課稅規則の改正を行はざるものと見られ従て現状の儘にて

經過すれば或はマラッカは新嘉坡に離れ馬來半島關稅區域に入るの氣運を促進するものも考へられざるにあらず。尙右に關聯して從來問題に成るは彼南島の對岸にあるウエルズレー州及デインミダケ州及ベラ州の關稅問題なりしがデインデイングは既に一九三四年七月ベラ州に返還の取極成立し右取極は一九三五年二月十六日より有效となり、斯の如き狀勢より見れば新嘉坡島及彼南島を除ける馬來本土に接續の植民地が結局馬來關稅同盟に加入することとなるべし。

右は馬來諸州地方分權制度實施の沿革中にも明なるが如く始めクレメンティ總督は海峽植民地及馬來諸州を打て一丸とする關稅同盟結成の意嚮なりしが新嘉坡繁榮喪失を理由とする強力なる輿論の反對ありたる爲本問題を右地方分權制度より除きたるはサミュエル・ウィルソン報告に據るも明なり、依て當分の間はマラッカは別として新嘉坡及彼南を除きたる他の馬來全體を包括する關稅同盟の實施を見るに至るべし而して右成立の場合の貿易上に及ぼす影響等は研究を要すべき問題なるべきも大體に於て現狀に對し大なる變化を與へざるものも觀測せらる。

### 三、馬來聯邦及馬來非聯邦の關稅政策

馬來聯邦に於ては連年の不況に依り一九三〇年度の決算に千七百萬弗、翌三一年度も亦千二百萬弗の缺損を生ずるに至りたるを以て一九三〇年六月主要財源たる關稅收入に於て五百萬弗の増收を見越し從來の酒、煙草、砂糖、石油、燐寸等の消費稅的輸入稅を引上げ更に一九三一年十一月初て一部の工業製品に從價十%乃至二十五%若は從量に依る關稅を設定したるが其の品目は落花生油、セメント、タイル、香水及香油、綿製品、亞麻、黃麻、絹又は人絹及羊毛製品(未製品を含む但し絲及ガニーを除く)、自轉車及同部分品並にタイヤール及テューブ、蓄音器・レコード・針及其他の部分品を含む樂器及同部分品等なる處、此の内セメントの從量稅率は每噸八弗に定められたるが右は一樽二弗

七、八十仙の日本産セメントに對し同四弗三十仙の高値なる英國品を保護せんことを以て日本品の海峽植民地に入るもの内馬來聯邦に向ふものは大體四割強なるを以て右課稅は相當大打撃に見られ爾後當聯邦に於ては歳入増加、英帝國品特惠付與、日本品の進出抑制等の見地より屢々輸出入關稅の改正を行ひたるが其の主要なるものを擧ぐれば一九三二年に於ては三月に麥酒、セメント等、六月に自轉車及同部分品の夫々輸入稅率を引上げ對英特惠稅率を新設し十月にはオッタワ協定に基き綿、絹、人絹其の他の織物及衣類の輸入稅從價十%を二十%に引上げ且英品特惠稅一割を新設せるを始め多數品目に亘り新規輸入稅並に英品特惠稅の設定を行ひ同時に一般輸入外國品に對する舊稅率の引上又は英品特惠稅率の引下等の方法に依り英品特惠付與の範圍及程度を擴大し中にも自動車に付ては海峽植民地に於けると同様使用登記料として從價二十%の附加稅を設けカンバス靴の如きは特惠稅率の每足十仙なるに對し日本品には每足五十仙云ふ殆ど禁止的重稅を課し以て英帝國品の市場進出を保護促進するの方策を採り又十月末には砂糖稅率の引上、茶、サツカリン、煙火、油布及葉・蘭等製品に對する新輸入稅の設定を行ひ又一九三三年中の改正にありては本邦關係のものにしては先づ四月に於ける煉乳の從價十二・五%より正味重量百ポンドに付五弗(特惠從價二・五%より一弗)への改正を擧ぐべく一九三二年に於ける同品(砂糖を加へたるもの)の輸入七十五萬兩價額七百萬弗(内日本品三萬兩、十七萬弗)にして元より聯邦内には何等生産なく全く外國品重課の目的に出でたるものにて之が打撃は和蘭に於て最も甚しかりしが如く次で六月外國綿布、人絹布、其の他の交織物の輸入稅が從來從價二十%(對英特惠十%)なりしを從價二十%又は每碼五仙の何れか高き方(協定十%又は二・五仙の何れか高き方)に改正せられ高價なる英品は從來通り從價十%に止まりたるべきも邦品は全部一律每碼五仙を課せられ極上品には從價三十%中等品には四、五十%又多量を占むる下等品に對しては七、八十%内外の高率に相當する結果一時之が影響を蒙り當聯邦仕向品の減退を見たりと傳へられ一九三四年に入りては五月自轉車、フレーム、フレーム部分品、ハンドル(附屬

品及其の他共)、リム、チェーンの七種の輸入税率各從價二十%(特惠十%)を自轉車一臺に付四・五〇弗(特惠一・五〇弗)、フレーム一臺に付三弗(特惠一弗)、フレーム部分品每箇十五仙(特惠五仙)、ハンドル、リム及チェーン各每箇三十仙(特惠十仙)に改正せられたる處此等諸品の馬來輸入額中本邦品は最近七、八割を占むるの優勢を示せる折柄右改正税率中自轉車の税率の如きは例へば一九三四年上十箇月の本邦產自轉車一臺當り輸入平均價格約六弗四十仙(總平均約十八弗八十仙)に對し約七割の高率に相當し其の他の税率も之に準ずるものの如く大打撃たるを免れず云ふ

次に馬來非聯邦諸州に關しては其の關稅政策は大體聯邦に追隨しつつあるものと認めらるるが其の主要州たるジョホール州に付て見るに對英特惠等に於て他州と稍趣を異にするものあるを以て以下之を略說せん一九三二年十月オッタワ協定に基く改正に於ては略聯邦同様工業製品等十五品目に對して新に輸入税を設定し右の内木材を除く十四品目に對し對英品特惠税を配し又輸入酒類中四品目につき夫々特惠税率の引下を行ふことに依り一般輸入税率との開きを擴大し尙外國製使用自動車に對し海峽植民地等しく登記料として從價二十%の附加税を課することとし一九三三年四月には聯邦同様煉乳に對し每百ポンド五弗(特惠一弗)の税率を設定したるが同年七月從來の外國綿布輸入稅從價二十%、護謨靴每足五十仙、護謨靴底同二十五仙、煉乳每百ポンド五弗、罐裝詰食料品從價二十%其の他多數品目に對する外國品輸入税率を据置きこし右に對する英品輸入税を一律に無税とするの改正を執行し聯邦より更に一步を進めたる特惠を英國に供與し同年九月には六月に於ける聯邦の改正に倣ひ外國綿布の税率を從價二十%又は每碼五仙の何れか高き方と改正したるが同州は聯邦と異なり人絹布を無税とし居れるを以て同品の進出期待せられたり

織物輸入割當制度に付ては馬來聯邦州及非聯邦州とも海峽植民地同様一九三四年五月七日より之を施行することとす

せるが事務上必製なる監理は一般は稅關法に依り、トレンガヌ州のみは新法令を發布し布告をなすことに依り、聯邦州に於ては登録官、非聯邦諸州に於ては任命されたる當該州登録官に依り夫々發行交付せられたる輸入免許證に依る場合以外海峽植民地總督決定割合の各種外國製織物を海峽植民地又は馬來聯邦以外の地より輸入することと禁止せり

## 第二項 關 稅 率

英領馬來の輸出入税率表は毎月海峽植民地政府統計局が發行する「馬來輸出入外國貿易及海運月表」(Malaya-Foreign Imports, Exports and Shipping)の附録中に掲げあるものに據る。こゝに「南支那及南洋情報」昭和十年八月十五日號所載四月末現在のもの五月末現在のものに基き若干の修正を加へ茲に採録したり

右輸入關稅率表中海峽植民地の醉性飲料、煙草及石油に對する税率は第一項中海峽植民地の關稅政策の部に記述せる如く消費税なるも恰も輸入税の如く看られつつあるものにして此等輸入品を消費の爲保稅倉庫より引取る際賦課するものこし又外國產自動車に對しては英帝國製品の爲の保護關稅に代へ最初の使用登記料として從價二十%を課徴し輸出に在りては護謨取締法の規定に基き他の馬來諸州同様乾燥護謨に對し特別税を賦課しつつある外は輸出入の場合に於て何等課税をなさざるものこす

馬來聯邦に於ける關稅の賦課徵收に關する現行法律は一九二三年法律第六號「一九二三年關稅法」にして税率の制定、課稅價格の公定等に關する規定は左の如し

### 馬來聯邦一九二三年關稅法 (抄 錄)

第二十一條〔關稅〕 總務長官は官報に於ける告示に依り時々何れかの物品に課すべき關稅の額を決定し又時々右關稅を取消し其の代りに新關稅を課し又時々如何なる物品にても同品に課すべき關稅の全部又は其の一部の納付を免除するこゝを得

第二十二條〔價格決定權〕 總務長官は時々官報に於ける告示に依り課稅の目的の爲何れかの有稅品の價格を決定し又右決定したる價格を時々變更するこゝを得

第二十三條〔稅關官吏の評價〕 有稅品の輸入又は輸出に際し之に課すべき關稅を査定する爲其の物品を評價し秤量し測度し又は其の他の檢査を爲すこゝ適法なりとす

馬來聯邦に於ては前記關稅法第二十二條の規定に基き時々輸出從價稅品の課稅價格を公定發表し居れるが其の最近發表に係るもの左表の如し、尙非聯邦州たるジョホール州に於ても輸出品課稅の爲一九三五年六月一日施行の輸出品平均價格を同州稅關より發表したりと云ふ

馬來聯邦輸出品課稅査定價格表

一九二三年關稅法第二十二條を以て與へられたる權限に依り馬來聯邦州書記長官は一九三五年七月二十六日附官報告示第三三三〇號を以て輸出品に對する從價稅査定額に關し一九三五年六月二十八日附告示第二八三九號を左の如く改正し一九三五年八月一日より之を實施す  
但しバハン州鹽干魚に關する課稅を除く  
農產物

ガタペルカ

一ピクル

一五〇〇<sup>冊</sup>

魚類	蝶	(小物長物)	同	一〇四〇〇
同		(丸物)	同	三五〇〇
同		(袋)	同	五八・五〇
魚	肩		同	二〇〇
長	鯨		同	七〇〇
平	鯨		同	六・五〇
干	牡蠣	(一等品)	同	一〇〇〇
車	蝦	(干物一等品)	同	二三〇〇
同		(同 二等品)	同	一七〇〇
蝦	肩		同	三〇〇
アカエイ	肩		同	一〇〇〇
鱈	鱈	(一等品)	同	九五〇〇
同		(二等品)	同	五五〇〇
海參	(ナマコ)	(一等品)	同	六三〇〇
同		(二等品)	同	四〇〇〇
同		(三等品)	同	三六〇〇
鹽干魚			同	七〇〇
イカリ	リンダ		同	七〇〇

英領馬來の關稅

直名鑿鏡、開鑿、子女子、シナス、イカンチエルボン		三四八
バゴダセラギン	一ピクル	一六〇〇
イカンバラシ、セラシベイ、デビルビビ		
イカンブラナ、ベルカンダイカンバリ、イカンドリ、ゲドラ	同	九五〇
コノシロ、イカンタラン、アナゴ、アブツ	同	一〇〇〇
イカンセンビラン、ユウ(鮫)、イカンテンヘリ	同	二五〇
蝶	同	五〇〇
其の他の魚類	同	
林産物		
アタツブレソピア	一千本	三八〇〇
海椰子類 (但しベーチンダ及バツーム葉骨竝にバツーム葉を含まず) 產地卸價に對し一割	一ピクル	四〇〇〇
臺灣樟腦 第一	同	三五〇〇
同 第二	一八呎	二〇〇
ニボン樹皮		
雜品		
水牛皮 (乾)	一ピクル	一五〇〇
同 (濡)	同	九〇〇
牛皮 (乾)	同	一九〇〇

同	山羊皮	同	八〇〇
同	山羊皮	一枚	〇三八
同	鹿皮	一ピクル	〇二五
同	豚皮	同	二八〇〇
同	虎皮	同	九五〇
同	豹皮	同	四八〇〇
同	蛇皮 (四呎以上)	同	三〇〇〇
同	蛇皮 (四呎以下)	同	四〇〇
同	水牛皮	同	二〇〇
同	牛骨	同	三〇〇
同	羊脂	同	三〇〇
同	羊脂	同	六〇〇
同	骨類	同	九〇〇
同	真球貝類	同	二〇〇
同	赤鐵礦	同	四七〇〇
同	アマン礦	一噸	〇七〇
		同	一〇〇

(貿易週報昭和十年八月二十九日號に據る)

英領馬來の關稅

(A) 海峽植民地及馬來諸州酒、煙草、石油及其の他の物品輸入關稅率表

英領馬來輸出入關稅率表 (一九三五年五月末日現行) (從量稅率單位 弗)

品目	單位	海峽植民地		馬來聯邦		ジョホール		ケダ		パリス		ケランタン		トレンガヌ	
		一般稅	特惠稅	一般稅	特惠稅	一般稅	特惠稅	一般稅	特惠稅	一般稅	特惠稅	一般稅	特惠稅	一般稅	特惠稅
1 精溜酒精	フガロン	1.00	—	1.00	—	1.00	—	1.00	—	1.00	—	1.00	—	—	—
2 以下に掲げ及性飲料	同	(a) 1.00	(a) 1.00	1.00	1.00	(a) 1.00	(a) 1.00	1.00	—	(a) 1.00	(a) 1.00	1.00	—	—	—
3 壺入ブランデー、標準酒精	同	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
4 壺入ブランデー、標準酒精	同	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
5 壺入ブランデー、標準酒精	同	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
6 ック、イ、サ、ア、用、サ、ス、(薬、含む)	フガロン	1.00	—	1.00	—	1.00	—	1.00	—	1.00	—	1.00	—	—	—
7 キット、及リ	フガロン	1.00	—	1.00	—	1.00	—	1.00	—	1.00	—	1.00	—	—	—
8 沸騰性葡萄酒	同	1.00	—	1.00	—	1.00	—	1.00	—	1.00	—	1.00	—	—	—
9 非沸騰性葡萄酒	同	1.00	—	1.00	—	1.00	—	1.00	—	1.00	—	1.00	—	—	—
10 非沸騰性葡萄酒	同	1.00	—	1.00	—	1.00	—	1.00	—	1.00	—	1.00	—	—	—
11 エール、ビール、ポスター、イ、ダ、ー、及、ベ、リ	同	1.00	—	1.00	—	1.00	—	1.00	—	1.00	—	1.00	—	—	—
1 煙草	同	1.00	—	1.00	—	1.00	—	1.00	—	1.00	—	1.00	—	—	—
2 紙巻煙草	同	1.00	—	1.00	—	1.00	—	1.00	—	1.00	—	1.00	—	—	—

品目	單位	海峽植民地		馬來聯邦		ジョホール		ケダ		パリス		ケランタン		トレンガヌ	
		一般稅	特惠稅	一般稅	特惠稅	一般稅	特惠稅	一般稅	特惠稅	一般稅	特惠稅	一般稅	特惠稅	一般稅	特惠稅
1 精溜酒精	フガロン	1.00	—	1.00	—	1.00	—	1.00	—	1.00	—	1.00	—	—	—
2 以下に掲げ及性飲料	同	(a) 1.00	(a) 1.00	1.00	1.00	(a) 1.00	(a) 1.00	1.00	—	(a) 1.00	(a) 1.00	1.00	—	—	—
3 壺入ブランデー、標準酒精	同	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
4 壺入ブランデー、標準酒精	同	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
5 壺入ブランデー、標準酒精	同	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
6 ック、イ、サ、ア、用、サ、ス、(薬、含む)	フガロン	1.00	—	1.00	—	1.00	—	1.00	—	1.00	—	1.00	—	—	—
7 キット、及リ	フガロン	1.00	—	1.00	—	1.00	—	1.00	—	1.00	—	1.00	—	—	—
8 沸騰性葡萄酒	同	1.00	—	1.00	—	1.00	—	1.00	—	1.00	—	1.00	—	—	—
9 非沸騰性葡萄酒	同	1.00	—	1.00	—	1.00	—	1.00	—	1.00	—	1.00	—	—	—
10 非沸騰性葡萄酒	同	1.00	—	1.00	—	1.00	—	1.00	—	1.00	—	1.00	—	—	—
11 エール、ビール、ポスター、イ、ダ、ー、及、ベ、リ	同	1.00	—	1.00	—	1.00	—	1.00	—	1.00	—	1.00	—	—	—
1 煙草	同	1.00	—	1.00	—	1.00	—	1.00	—	1.00	—	1.00	—	—	—
2 紙巻煙草	同	1.00	—	1.00	—	1.00	—	1.00	—	1.00	—	1.00	—	—	—





品目	單位	海峽植民地	馬來聯邦	ジョホール	ケダ	パリス	ケランタン	トレンガヌ
七、食用油脂								
1 (i) カチヤン及落花生油	毎ポンド		0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%
(ii) 胡椒油			0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%
2 罐詰バター			0.1%	0.1%	0.1%	0.1%	0.1%	0.1%
3 冷凍バター			0.1%	0.1%	0.1%	0.1%	0.1%	0.1%
4 マーガリン			0.1%	0.1%	0.1%	0.1%	0.1%	0.1%
5 ラー			0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%
6 ギー、植物油			0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%
7 古椰子油			0.1%	0.1%	0.1%	0.1%	0.1%	0.1%
八、セメント	毎噸		0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%
九、タイル製品			0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%
10 家根用のもの			0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%
11 壁用のもの			0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%
12 香油及香水			0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%
13 織物及衣服類			0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%

品目	單位	海峽植民地	馬來聯邦	ジョホール	ケダ	パリス	ケランタン	トレンガヌ
1 綿、亞麻、人絹	從價		1.0%	1.0%	1.0%	1.0%	1.0%	1.0%
2 亞麻、人絹、絹、絹織物	從價		0.5%	0.5%	0.5%	0.5%	0.5%	0.5%
3 絹織物、絹、絹織物	從價		0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%
4 絹織物、絹、絹織物	從價		0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%
5 絹織物、絹、絹織物	從價		0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%
6 絹織物、絹、絹織物	從價		0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%
7 絹織物、絹、絹織物	從價		0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%
8 絹織物、絹、絹織物	從價		0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%
9 絹織物、絹、絹織物	從價		0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%
10 絹織物、絹、絹織物	從價		0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%
11 絹織物、絹、絹織物	從價		0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%
12 絹織物、絹、絹織物	從價		0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%
13 絹織物、絹、絹織物	從價		0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%
14 絹織物、絹、絹織物	從價		0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%
15 絹織物、絹、絹織物	從價		0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%
16 絹織物、絹、絹織物	從價		0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%
17 絹織物、絹、絹織物	從價		0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%
18 絹織物、絹、絹織物	從價		0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%
19 絹織物、絹、絹織物	從價		0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%
20 絹織物、絹、絹織物	從價		0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%

品目	單位	海峽植民地	馬來聯邦	ジョホール	ケダ	パリス	ケランタン	トレンガヌ
4 全部又は一部分の製造品	每担	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税
5 縫糸及織糸	每担	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税
6 絹縫糸及織糸	每担	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税
7 擬革類及擬革	每担	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税
8 擬革類及擬革	每担	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税
9 擬革類及擬革	每担	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税
10 擬革類及擬革	每担	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税
11 擬革類及擬革	每担	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税
12 擬革類及擬革	每担	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税
13 擬革類及擬革	每担	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税
14 擬革類及擬革	每担	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税
15 擬革類及擬革	每担	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税
16 擬革類及擬革	每担	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税
17 擬革類及擬革	每担	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税
18 擬革類及擬革	每担	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税
19 擬革類及擬革	每担	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税
20 擬革類及擬革	每担	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税
21 擬革類及擬革	每担	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税

品目	單位	海峽植民地	馬來聯邦	ジョホール	ケダ	パリス	ケランタン	トレンガヌ
1 自動車(完成品)	每輛	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税
2 サドル	每個	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税
3 フレム(完成品)	每個	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税
4 同(部分品)	每個	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税
5 ハンドル(附屬品及其の他共のもの)	每個	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税
6 リン	每個	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税
7 チェーン	每個	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税
8 自動車用タイヤ(外側カバ)	每個	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税
9 同(内側)	每個	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税
10 自動車及自動車用タイヤ(外側カバ)	每個	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税
11 同(内側)	每個	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税
12 樂器	每個	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税
13 樂器	每個	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税
14 樂器	每個	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税
15 樂器	每個	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税
16 樂器	每個	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税
17 樂器	每個	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税
18 樂器	每個	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税
19 樂器	每個	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税
20 樂器	每個	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税
21 樂器	每個	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税

品目	單位	海峽植民地														
		馬來聯邦	ジョホール	ケダ	パリス	ケランタン	トレンガヌ	一般稅特惠稅	一般稅特惠稅	一般稅特惠稅	一般稅特惠稅					
機、録音機、レコード、針、その他部分品又は付属品を含む	從價	二〇%														
珈琲（未製のもの）	每ポンド	二〇%														
珈琲（調製したるもの）	同	〇・〇三														
珈琲エッセンスの抽出物（他物を混じたるものとを問はず）	同	〇・〇八														
ココア及チョコレート	同	五%														
落花生	同															
煉乳、乾乳又は貯藏したるミルク（クリムを含む）	每百ポンド	五〇〇														
金屬、硝子又は陶器製容器	同															
入果實、ジャム、マレ、野菜、魚肉及スニブ	同															
其他	同	二〇%														

品目	單位	海峽植民地														
		馬來聯邦	ジョホール	ケダ	パリス	ケランタン	トレンガヌ	一般稅特惠稅	一般稅特惠稅	一般稅特惠稅	一般稅特惠稅					
印刷用紙	同	一〇%														
置録、青銅及銅製品	同	一五%														
電池及其部分品（電氣松明又は手持ランペン用のもの）	同	二〇%														
其他各種の電池及其部分品	同	一五%														
パラフィン蠟及其製品	同	一五%														
魚肚及鱈鱈	同	一五%														
絹、人絹又は木綿を以て被覆せる洋傘及ラムプシエード	同	一〇%														
茶	同	一〇%														
サツカリ	同	五〇〇														
煙火及爆竹	同	五〇〇														
油布及リノリウム	同	二〇%														
藥、蘭及メンクアン（パンダン）製品	同	一〇%														

品目	單位	海峽殖民地	馬來聯邦	ジョホール	ケマ	パリス	ケランタン	トレンガヌ
2 米及穀(各種)	毎ビケル				0.15	0.15(a)	0.15(a)	0.15(a)
1 明礬	從價							
3 アルミニウム	同							
4 石絨薄板	同							
5 歐洲製に非ざるビスケット	同							
6 木材にて建造し機械以外のもに依り推し進するボルト	同							
7 書籍及印刷せざる文房用品	同							
8 カメラ、寫眞、器具及附屬品(活動寫眞フィルムを除く)	同							
9 蠟	同							
10 化學染料	同							
11 番椒	同							
12 煙草卷紙	同							
13 置時計及懐中時計	同							
14 椰子纖維製繩	同							
15 乾魚及蝦	同							

品目	單位	海峽殖民地	馬來聯邦	ジョホール	ケマ	パリス	ケランタン	トレンガヌ
16 エナメル、タイル、セラミク	同							
17 ツル、グア、ア、ニ	同							
18 ティン、タ、ペン	同							
19 子油、タバコ	同							
20 ステム、パイ	同							
21 家具、指物、細工品、竹、籐製品	同							
22 ガム、ピア	同							
23 身裝飾用細貨	同							
24 (貴石及製品)	同							
25 又、は、白、金、銀	同							
26 成、り、又、は、此、等	同							
27 の、を、含、む	同							
28 線香及禮拜紙	同							
29 潤滑油	同							
30 機械及鐵、鋼	同							
31 又は、鉛、製品	同							
32 其他の船舶又は	同							
33 此の材料	同							
34 には、機械、的、造、り	同							
35 依り、推、進、す	同							
36 但し、機械、及、器	同							
37 業、用、機、械、及、器	同							
38 具、を、含、ま、ず	同							

品目	單位	海峽植民地	馬來聯邦	ジヨホール	ケダ	パリス	ケランタン	トレンガヌ
22 硝子製品、磁器又は陶器(煉瓦を含む)	同						5%	5%
23 特掲せるもの以外の紙製品及護謨製品	同						無し	5%
24 マット及マツテイング	同						5%	無し
25 豚(生きたるもの)	毎頭						無し	無し
26 遊戯用カード	従價						無し	無し
27 繩索(椰子織を除く)	同						無し	無し
28 鹽	毎ピクル						無し	無し
29 石器	従價						無し	無し
30 スウキーツ(歐洲製に非ざるもの)	同						5%	無し
31 各種の木材(カユケラムヲ除ク)	同						無し	5%
32 玩具	同						無し	無し
33 各種の木製品	同						無し	無し

(註)

(一) (a) ブランデイのみに對し

(b) 藥用葡萄酒を含む

(三) (a) 土人シガレット用ニバー葉(土語ダウンロコ)

(三) (a) 引火點華氏七三度及夫以上の各種石油

(b) ペトロール以外の石油

(c) 引火點を明示せず

(d) 非危険性石油

(e) 引火點華氏七三度以下の各種石油

(f) 危険性石油

(四) (a) 1 砂糖の規定全文左の如し

1 砂糖 (サツカロース、サツカロース、甘蔗糖、甜菜糖、楓糖、バーム糖、グラ・マラツカ、グラ・カボン、セラ・ニツバ、グラ・カチヤン、ジャツガリ、氷砂糖、甘蔗、糖蜜、ツリートル、ゴールデン・シラツプ、メープル・シラツプ、デキストロース、グリユコース、グレイブ・シュガー、スターチ・シュガー、コーン・シュガー、スターチ・シラツプ、ホキート・シラツプ、ホキート・ゼリー、ライス・ジャツガリ、スターチ・シラツプ、コーン・シラツプ、ホキート・シラツプ、フルート・シュガー、轉化糖、蜂蜜、ラクトース、ミルク・シュガー、モルトース、モルト・シュガーを含む)

(b) 砂糖、氷砂糖及水を混入せる砂糖

(c) 砂糖及水を混入せる砂糖

(d) 砂糖

英領馬來の關稅

英領馬來の關稅

- (e) 砂糖及氷砂糖
- (f) 除外規定
  - (1) スウキーツ、チョコレート及コンフエクシヨナリーにして製造者の原罐、罎、カルトン又はボックスに容れ未開封のものにして容量正味二ポンドを超えざるもの
  - (2) A表中の別號に依り課税すべき物品
- 〔六〕(a) 一箱に付燐寸八〇本を超えざる場合及一箱に付八〇本を超過する場合一箱八〇本に付
  - (b) 一箱に付燐寸八〇本を超える場合八〇本超過したる本數に付
  - (c) ケランタン製燐寸以外の各種燐寸に對する税
- 〔七〕(a) 落花生油のみ
- 〔一〕(a) 香水のみ
- 〔二〕(a) ケランタン州又はトレンガヌ州製ケロンにして當該州の税關の封印を施しある未開封の包装の儘積出され同州英國顧問の調印せる原產地證明書中に輸入地を明記せるものを具有する場合は免除す
  - (b) 綿反物のみ
  - (c) 純絹以外の反物
  - (d) 綿、亞麻、フェルト、フランネル、羊毛及植物纖維製各種の織物にして仕上品たると否とを問はず(織絲、屑、絹絲、ガンニー布及衣服類を除く)
  - (e) 綿、亞麻、黃麻、人絹、フェルト、フランネル及植物纖維製各種織物製品にして仕上品たると否とを問はず但しガンニー布、屑及上記反物は材料價格のみに對し
  - (f) 絹又は人絹

- (g) 各種の衣服(長靴及靴を含む)
- (h) 護謨長靴及靴、護謨靴底、護謨底を有する長靴及靴(革靴を除く)
- (i) 護謨長靴及靴並にカンバス・ブーツ及靴、護謨底靴
- (j) 護謨長靴及靴並に護謨底カンバス靴
- 〔三〕(a) 鞣皮類に對し
  - (b) 革製品に對し
- 〔四〕(a) 自動車又はトラクシヨン・エンジンにして大不利税及北愛爾聯合王國又は何れかの英屬領地又は英保護領に屬するステート、又はタンガンイカ委任統治領、又は英委任統治下のカメルーンズ又は英委任統治下のトーゴラントに於て製造したるものに非ざれば其の價格に對し從價二〇%の最初の登記料を課す
  - (b) 自動車及自動自轉車
  - (c) 自動車及自動自轉車豫備品
  - (d) 自轉車用喇叭、一般税率每打三〇仙、特惠税率なし
- 〔五〕(a) 樂器(ピアノを除く)
- 〔九〕(a) 果實、ジャム、マーレド及蔬菜
  - (b) 罐、罎、罎に貯藏したる果實及蔬菜(ジャムを含む)
  - (c) 罐詰果實及蔬菜
  - (d) 罐入又は其の他類似の容器入食料品
- 〔一〕(a) 青銅及銅を含む
- 〔五〕(a) 絹を以て被覆せる洋傘及ラムプシェード

英領馬來の關稅

英領馬來の關稅

(b) 紙及竹製洋傘

〔二八〕a 銃器、彈藥、爆發藥及煙火

〔二九〕a 油布のみ

〔三〇〕a 米のみ

〔三一〕(a) 活動寫眞フィルムを含む

(b) コールタール、ペイント及ターペンティン

(c) 家具及指物細工品

(d) 入ボンドのバスケットに付

(e) 鐵業用及農業用にのみ使用する爲の英國製品なるとき

(f) 伐りたる否とを問はず各種の木材

(g) 錫鍍鐵製玩具は五% (一般稅率)

木製玩具は一〇% (一般稅率)

護謄製玩具は無稅

B 馬來諸州輸出品輸出稅率表

品	目	馬來聯邦	ジョホール	ケダ	パリス	ケランタン	トレンガヌ
一、農產物							

品	目	馬來聯邦	ジョホール	ケダ	パリス	ケランタン	トレンガヌ
1	檳榔子	從價	五%從價	二・五%從價	二・五%	(a) 新嘉坡に於ける時價より七五%の控除したるもの	
2	古古椰子實及コブラ輸出コブラの全部に對し附加稅(コブラ調査費用)として賦課	每ピクル一五仙(c)同	六%	二・五%同	二・五%	(b) 每千箇二仙	胡椒、檳榔子コブラ及其の他各種の農產物(植物及苗木を含む、但し無稅のコブラ及古古椰子實を除く)
3	ガム						胡椒、檳榔子コブラ及其の他各種の農產物(植物及苗木を含む、但し無稅のコブラ及古古椰子實を除く)
4	ガタバーチヤ(栽培)						胡椒、檳榔子コブラ及其の他各種の農產物(植物及苗木を含む、但し無稅のコブラ及古古椰子實を除く)
5	胡椒	從價 二・五%	從價 五%同	二・五%同	二・五%		胡椒、檳榔子コブラ及其の他各種の農產物(植物及苗木を含む、但し無稅のコブラ及古古椰子實を除く)
6	米						胡椒、檳榔子コブラ及其の他各種の農產物(植物及苗木を含む、但し無稅のコブラ及古古椰子實を除く)
(1)	米			每ピクル一〇仙	每ピクル一〇弗		胡椒、檳榔子コブラ及其の他各種の農產物(植物及苗木を含む、但し無稅のコブラ及古古椰子實を除く)
(2)	粳			同	同		胡椒、檳榔子コブラ及其の他各種の農產物(植物及苗木を含む、但し無稅のコブラ及古古椰子實を除く)
(3)	碎米			同	一〇仙同	五仙	胡椒、檳榔子コブラ及其の他各種の農產物(植物及苗木を含む、但し無稅のコブラ及古古椰子實を除く)

英領馬來の關稅







品目	馬來聯邦	ジョホール	ケダ	パリス	ケランタン	トレンガヌ
石炭		從價 二・五%		每ピクル 二弗		
錫					(a) 從價 五%	
馬來聯邦に於て得たる錫より精鍊又は製造したる錫						錫、ウオル、フラム及金の各屬の金屬 從價 一〇%
(1) 錫價四一弗(每ピクル)を超えざるるとき	同 二・四〇弗	同 一・〇〇弗	錫 從價 一〇%	錫 從價 一〇%		
(2) 錫價四一弗を超え四二弗を超えざるもの	同 二・五二弗	同 一・〇五〇弗				
(3) 錫價四二弗を超え四三弗を超えざるもの	同 二・六四弗	同 一・一〇〇弗				
(4) 錫價四三弗を超えるとき	同 二・七六弗	同 一・一五〇弗				
右の如く超えざるもの						
三弗を超えざるもの						
出税は付一仙を以て						
増徴す						
總務長官が要求するに於て						
民衆の利益に於て						
精鍊の旨を以て						
精鍊の旨を以て						
出税は付一仙を以て						
錫價四一弗(每ピクル)を超えざるもの						
錫價四一弗を超え四二弗を超えざるもの						
錫價四二弗を超え四三弗を超えざるもの						
錫價四三弗を超えるとき						

品目	馬來聯邦	ジョホール	ケダ	パリス	ケランタン	トレンガヌ
灰	同 二・五%					
ウオル						
支那陶土又はカオリン						
支那						
滿						
加長石及曹達長石(鎔劑又は精鍊用の目的のもの)						
馬來聯邦に於て得たる錫より精鍊又は製造したる錫						
錫價四一弗(每ピクル)を超えざるもの						
錫價四一弗を超え四二弗を超えざるもの						
錫價四二弗を超え四三弗を超えざるもの						
錫價四三弗を超えるとき						
出税は付一仙を以て						
錫價四一弗(每ピクル)を超えざるもの						
錫價四一弗を超え四二弗を超えざるもの						
錫價四二弗を超え四三弗を超えざるもの						
錫價四三弗を超えるとき						
出税は付一仙を以て						
錫價四一弗(每ピクル)を超えざるもの						
錫價四一弗を超え四二弗を超えざるもの						
錫價四二弗を超え四三弗を超えざるもの						
錫價四三弗を超えるとき						



品目	馬來聯邦	ジョホール	ケダ	パリス	ケランタン	トレンガヌ
1 竹						
2 燕		從價 一〇%				
3 煉瓦及タイル						
4 建物、家具又は其他チ エンガイ製品			從價 五%	從價 五%		
(1) 十年以内に建造したる もの						
(2) 十年以前に建造したる もの						
5 木						
6 チユナム及生石灰						
7 古椰子油						
8 卵						
9 象	從價 二〇%					
10 カムピンダラ(死せる もの又は生けるもの)			從價 二〇%	從價 二〇%		
11 大理石			同			
12 磷酸鹽(バジャヤキト)						
13 籐製繩及椰子纖維製繩			從價	從價 一〇%		
14 スエト(ミニヤク・サビ)						

15 石	同	一〇%	每立方碼	同		
16 煙	同	五%		同	二・五%	
17 牙				同	一〇%	同(b)

(一) (a) 檳榔子(乾したるもの)  
(b) 同 (生のもの)

(c) キウブ・ガムビアの價格を毎ビクル一二・五〇弗以下に及べル・ガムビアの價格を毎ビクル七・五〇弗以下に定めたるときは夫々キウブ・ガムビア又はべール・ガムビアに對し輸出税を賦課せず

(d) ラツパーとは葉、樹皮又は或る護謨樹のレイテックス及液状なると又は凝固したるとを問はず護謨への轉向工程中各種の處理の階梯にある護謨樹のレイテックス及コンセントレーションの状態にあるレイテックス並に全部又は一部分護謨を以て製造したる各種の物品を謂ふ

(e) 馬來聯邦ジョホール及ケランタンに對する「一九三四年護謨制限法」並にケダ、パリス及トレンガヌに對する「一九三五年護謨制限法」の規程に依り輸出護謨各種に對し毎ポンド〇・七仙の税を課す(但し一九三五年七月一日施行)

注意 海峽植民地より輸出する物産に對しては輸出税は無きも、海峽植民地に於て生産し一九三四年護謨制限令の規定の下に販賣又は輸出する護謨に對しては乾燥護謨毎ポンド〇・七仙の税を課す(但し一九三五年七月一日施行)

(三) (a) 水牛を含む牛  
(b) 牡水牛にのみ  
(c) 牡牛にのみ

英領馬來の關稅